

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
横浜商科大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生	23
基準 3. 教育課程	43
基準 4. 教員・職員	50
基準 5. 経営・管理と財務	61
基準 6. 内部質保証	74
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	80
基準 A. 地域貢献への参加を通じ教育に役立つ活動	80
V. 特記事項	92
VI. 法令等の遵守状況一覧	93
VII. エビデンス集一覧	104
エビデンス集（データ編）一覧	104
エビデンス集（資料編）一覧	104

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 横浜商科大学の建学の精神・基本理念

横浜商科大学（以下、「本学」という。）は、信義誠実を第一義と考える「安んじて事を托さるる人となれ」を建学の精神（教育の基本理念）としている。この建学の精神に基づく人材育成が「国境をこえて相互理解に及ぶとき、世界人類の悲願である世界平和が達成されるのではないか」との強い信念のもと、昭和 16（1941）年に横浜第一商業学校（後に「横浜商科大学高等学校」と改称）を開校した。

その建学の精神を受け継ぎ、昭和 41（1966）年に商学教育の完成を目指して、横浜商科短期大学を創立した。2年後の昭和 43（1968）年には、商学部のみ単科大学として4年制大学に、昭和 49（1974）年に商学科に加え、貿易・観光学科と経営情報学科を設置、平成 27（2015）年には貿易・観光学科を改組、観光マネジメント学科を設置し、今日に至っている。

「安んじて事を托さるる人」とは、他者から安心して物事を任される人物である。そのためには、物事を遂行するための専門的知識や技能の修得、共同生活を営む社会の一員として、互いに相手の信頼を裏切らないよう誠意をもって行動できなければならない。そのような人物の育成を目指し、社会の多様な要請に応えられるよう教育に尽力している。

2. 横浜商科大学の使命・目的

前述の建学の精神・基本理念である「安んじて事を托さるる人となれ」を生かすため、横浜商科大学学則（以下、「学則」という。）の第1条で「国際的教養の豊かな産業界の指導者を養成するため高等学校卒業生等に対し、商学に関する専門教育を施し、信義誠実を尚ぶ人材を育成することを目的とする」と規定している。そのうえで、社会的使命として教育、研究、地域貢献を三本柱とし、①建学の精神を体現する人材を育成する、②実学を中心とした研究成果を社会にフィードバックする、③地域と連携して社会に貢献する、を掲げている。

3. 横浜商科大学の個性・特色等

本学では前述の使命・目的を達成するためこれまで様々な方策を用いて教育を行っており、現在は本学の教育全体を「総合教養教育」と位置づけている。以下の9項目が本学の個性・特色と言えよう。

- (1) 教養教育(初年次教育／特に社会力演習)
- (2) 専門教育(学部基礎・学科基本・学科専門教育)
- (3) 実効型ビジネス教育
- (4) 地域密着・企業コラボレーション
- (5) 体験主義
- (6) アクティブ・ラーニング
- (7) 少人数制教育

(8) 就職支援

(9) SA 制度

詳細については該当する各項で記述するが、近年本学は、人生を支える土台（人間力）作りにつながる「総合教養教育」の構築に注力している。

その理由・背景としては、現代が新型コロナウイルスなどの感染症の世界的拡散、急速に進むデジタル化、政治や経済に顕著な世界情勢の不安定化に見られるような、かつてない大きな変貌と未来予測のきわめて困難な時代であるとの認識を挙げることができる。こうした時代においては、いかなる環境でも知識や情報を収集・取捨選択することで自分自身を常に向上させ、他者と協働しながら自分の持つすべての能力を發揮できる力が求められる。すなわち、人生を生き抜く基礎力（人間力）が必須である。それは、学生が商学を中心に修得した力を社会で活かし続けるための土台となる教育であるばかりか、卒業後も本学で学んだビジネスの知識を時代に合わせアップデートし続け、自分自身の行動や他者との協働活動に反映することにより、人生を自らの手で豊かにするための教育でもある。

こうした認識の上に立って、本学の総合教養教育は、人間力作りのために多様な教養を身につけることの必要性を自覚する意識を覚醒させることから始まり、教養の源となる具体的な知識や情報をどのようにして獲得し、活用するのかを学び、確固たる人間力を土台として自らを社会貢献・未来貢献に役立つ人間へと自律的に成長させることのできる人材の育成を目的としている。

この目的実現のために、本学の「総合教養教育」は、教養教育（初年次教育／特に社会力演習）、専門教育、実効型ビジネス教育、地域密着・企業コラボレーション、体験主義、アクティブ・ラーニング、少人数教育、就職支援、SA 制度という広範かつ総合的という特徴を持った構成となっている。そして、この目的を実現することこそが本学の建学の精神である「安んじて事を托さるる人となれ」の真髓と考えている。

(1) 教養教育（初年次教育／特に社会力演習）

すでに述べたことと重なるが、「総合教養教育」の最大の目的は、学生がしっかりと自己肯定感をもって社会へと巣立ち、仕事のみならず、さまざまな社会的活動、家庭生活などにおいて自分の能力や大学時代に身につけた知識、スキルを十分に活用することで、自らの人生を切り拓いていく力、すなわち「人間力」（これを「教養力」と呼ぶこともできる）を涵養することにある。そのための第一歩が本学の教養教育である。1 年次生に対しては初年次教育、とりわけ社会力演習を通じて、大学での学びの基本となる「考える力」の重要性を伝え、かつ具体的にさまざまな「考える」体験を提供すると共に、これに必要とされるスキルの習得をも可能とする導入教育を行っている。同時に、ゼミナール活動や卒論執筆あるいはライフキャリアのデザインにも必要となる多様な教養系の科目を用意しており、「考える力」を自律的、自主的に応用することで世界に向けた視野の拡大に資する系統的な学びの体系を整えている。

【資料：商大の学び方(本学 Web サイト)(<https://www.shodai.ac.jp/education/charm/>)】

(2) 専門教育(学部基礎・学科基本・学科専門教育)

これは広い意味では従来から「専門教育」として括られてきた科目を通じた教育を指しているが、専門教育がいわゆる専門の枠内にとどまることで起こる弊害、すなわち大学における学びの基礎となる「考える力」との連続性・継続性が十分に機能しないという弊害を軽減することを目的としている。そのための方策として、導入や基礎段階で設置されている専門科目(学部基礎科目)と関連性や連続性あるいは接続性を意識した科目の設定を工夫している。

(3) 実効型ビジネス教育

ビジネス教育では実践的な内容が不可欠である。本学ではケーススタディや実務経験を提供するために産業界と協力して実践的な授業を展開している。これらの授業の中でリアルなビジネス課題に取り組むことで、学生は問題解決能力を養っている。また、学生の起業家精神を育て、新しいビジネスアイデアを実現するサポートを行っている。

(4) 地域密着・企業コラボレーション

横浜の地に開学して 50 年以上の歴史を誇る本学は、横浜市鶴見区や大口通商店街、横浜フリエスポーツクラブ、湘南信用金庫など、地域や企業と連携を進めることで、教育・研究を充実させてきた。現場で活躍するビジネスパーソンから直接話を聞いたり、ともにプロジェクトを進めたりする中で、学生は自分たちで課題を発見する、あるいは解決策を提案するなどの貴重な経験を積み重ねている。それは本学だからこそ可能な経験であり、これこそが本学ならではの実践的な「商学」の学びだといえよう。

(5) 体験主義

街と大学の協働による体験型授業「野毛まちなかキャンパス 横浜・野毛の商いと文化」では、横浜にぎわい座、横浜能楽堂などを見学し、直接地域の人から話を聞くことで、組織運営や地域活性化などを考察している。また「中華街まちなかキャンパス」では、横浜の異国情緒の象徴であり、市内で最も高い集客力を誇る横浜中華街の歴史や、中華街が育んできた文化を、そこで生まれ育った人々や調査・研究を行っている方々などから直接学ぶことで、国際都市・横浜のルーツやアイデンティティを探求していくことを目的としたものである。講義形式では見えてこない地域や企業の実際を学ぶことで、学生は実践力を身につけていく。

(6) アクティブ・ラーニング

社会力基礎科目群、とりわけ社会力演習、キャリアデザインにおいて、グループワークやディスカッション、プレゼンテーションを多く取り入れ、ビジネスで求められる実践的なスキルとコミュニケーション力の涵養に力を入れている。

(7) 少人数制教育

必修科目においては、きめ細かく、質の高い教育を行うために、1 クラス 30～40 人程度の編成として少人数制教育を展開している。また、一人ひとりの個性や志向、

学習達成度に応じたサポートによって、講義の内容に関する確実かつ深い理解にいたるよう授業の工夫に取り組んでいる。

(8) 就職支援

本学では、講義、ゼミナール及びキャリアセンターが緊密に連携した「三位一体」型のサポートを行っている。すなわち、講義では、1年次から始まる実践的なカリキュラムにより「プレゼンテーション力」「リーダーシップ力」「コミュニケーション力(ものごとの本質を要約して相手へ伝える力)」など社会人として必要な力の涵養をはかっている。さらに3年次からは就職活動の疑似体験を通して就業意識を高めながら進路実現の準備を進めている。

ゼミナールにおいても、ゼミナール担当者は学生一人ひとりの進路状況を把握し、必要に応じて就職活動に関するアドバイスやサポートを行っている。

また、キャリアセンターでは、キャリアカウンセリングなどの資格を有する経験豊富なスタッフによる個別的な支援はもちろんのこと、就職活動時期に合わせた各種講座や学内合同企業説明会の開催により、内定獲得を支援している。

(9) SA (スチューデント・アシスタント) 制度

主に必修科目の授業でSA制度を導入している。SA制度とは先輩学生が特に1年次生に対して授業にとどまらず、学生生活全般についても支援を行う制度である。社会力演習で行われるグループワークでは、SAは学生から意見を引き出したり、学生同士の意見交換や議論の調整、着眼すべき問題点への誘導といったサポートを行い、ICTリテラシーではパソコンの操作が苦手な学生へのアドバイスなど、困っている学生をアシストしている。

また、SAは授業にとどまらず、授業外でもグループワーク発表時のスライド添削や資料の集め方を教示するなど、幅広く1年次生への学修サポートを行っている。SAの活動は後輩の成長をサポートするだけでなく自身の成長も見込めるプログラムでもある。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 昭和 16 (1941) 年 4 月 財団法人吉沢学園 (学園理事長 吉沢忠兵衛)、横浜市鶴見区に横浜第一商業学校を開校
- 昭和 22 (1947) 年 4 月 学制改革により横浜第一商業高等学校に改称
- 昭和 41 (1966) 年 4 月 横浜商科短期大学 (商科) を開学
(横浜第一商業高等学校の横浜市旭区移転に伴い、同校跡地に設置)
- 昭和 43 (1968) 年 4 月 横浜商科大学を開学 (商学部商学科、入学定員 100 人、収容定員 400 人)
初代大学理事長 吉沢一男就任 [昭和 60 (1985) 年 8 月まで]
初代学長 松本武雄就任 [昭和 61 (1986) 年 5 月まで]
- 昭和 44 (1969) 年 3 月 横浜商科短期大学を廃止
4 月 商学科に教職課程 [高等学校教諭二級普通免許状 (商業)、中学校教諭一級普通免許状 (職業)] の認定
- 昭和 45 (1970) 年 4 月 商学科の入学定員を 200 名 収容定員を 800 名に変更
- 昭和 49 (1974) 年 4 月 商学科の入学定員を 100 人に変更し、次のとおり貿易・観光学科及び経営情報学科を設置

(単位：人)

学 科	入学定員	収容定員
商	100	400
貿易・観光	50	200
経営情報	50	200
合 計	200	800

- 昭和 50 (1975) 年 4 月 横浜第一商業高等学校を横浜商科大学高等学校に校名を変更
- 昭和 52 (1977) 年 9 月 横浜商科大学紀要創刊
- 昭和 53 (1978) 年 4 月 横浜商科大学は、学校法人吉沢学園から分離し、学校法人横浜商科大学の設置に変更
- 昭和 57 (1982) 年 4 月 商学部の入学定員及び収容定員を次のとおり変更

(単位：人)

学 科	入学定員	収容定員
商	140	560
貿易・観光	80	320
経営情報	80	320
合 計	300	1,200

- 7 月 神奈川県湯河原町に湯河原学術研修所 (セミナーハウス) を開設
- 昭和 60 (1985) 年 3 月 中国・北京第二外国語学院と学術文化交流協定を締結
9 月 松本武雄第 2 代理事長に就任 [昭和 61 (1986) 年 4 月まで]
- 昭和 61 (1986) 年 5 月 松本英二第 3 代理事長に就任 [平成 24 (2012) 年 3 月まで]
大澤一雄第 2 代学長に就任 [平成 7 (1995) 年 6 月まで]
- 昭和 62 (1987) 年 9 月 図書館に松本記念文庫を開設
- 平成 6 (1994) 年 4 月 貿易・観光学科及び経営情報学科に教職課程 [高等学校教諭一種免許状 (商業)] の認定
5 月 横浜商科大学地域産業研究所を設置

横浜商科大学

- 平成 7 (1995) 年 4 月 横浜市緑区にみどりキャンパスを開設
 7 月 村田稔雄第 3 代学長に就任 [平成 11 (1999) 年 6 月まで]
- 平成 10 (1998) 年 11 月 米国・ピッツバーグ大学ブラッドフォード校と学術文化交流協定を締結
- 平成 11 (1999) 年 7 月 宮原義友第 4 代学長に就任 [平成 15 (2003) 年 6 月まで]
- 平成 13 (2001) 年 4 月 横浜市内大学間学術交流協定に基づき単位互換履修制度を開始
- 平成 15 (2003) 年 4 月 経営情報学科に教職課程 [高等学校教諭一種免許状 (情報)] の認定
 5 月 米国・モントレイ国際大学院大学と学術文化交流協定を締結
 7 月 久保清治第 5 代学長に就任 [平成 23 (2011) 年 6 月まで]
 12 月 札幌国際大学、名桜大学と単位互換に関する協定を締結
- 平成 21 (2009) 年 8 月 韓国・慶熙大学校ホテル観光大学と学術教育交流協定を締結
- 平成 23 (2011) 年 1 月 ドイツ・ケンプテン応用科学大学と学術交流協定を締結
 4 月 別科日本語研修課程を設置
 7 月 柴田悟一第 6 代学長に就任 [平成 27 (2015) 年 7 月まで]
- 平成 24 (2012) 年 4 月 大村達彌第 4 代理事長に就任
- 平成 25 (2013) 年 2 月 群馬県沼田市と観光分野における包括的な連携協定を締結
 12 月 広東外語外貿大学南国商学院と学術文化交流協定を締結
- 平成 26 (2014) 年 3 月 公益財団法人日本高等教育評価機構認証再評価「適合」
 4 月 蘇州農業職業技術学院と学術文化交流協定を締結
 11 月 近畿日本ツーリストと観光振興における連携に関する協定を締結
- 平成 27 (2015) 年 3 月 横浜市鶴見区と包括連携協定を締結
 貿易・観光学科の教職課程 [高等学校教諭一種免許状 (商業)] の認定
 取り下げ
 4 月 貿易・観光学科を改組して観光マネジメント学科を設置するとともに、3 学科に編入学定員を設定
 商学部各学科の入学定員及び収容定員は、次のとおり変更

(単位：人)

学 科	入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
商	140	10	580
観光マネジメント	70	4	288
経営情報	80	6	332
合 計	290	20	1,200

貿易・観光学科の学生募集を停止

別科日本語研修課程の学生募集を停止

- 7 月 小林雅人第 7 代学長に就任
- 平成 28 (2016) 年 4 月 開学 50 周年
 6 月 私立大学として全国初となる「大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定」を横浜市と締結
 10 月 姉妹校である横浜商科大学高等学校 (創立 75 周年) と共催で開学 50 周年式典を開催
- 平成 29 (2017) 年 3 月 開学 50 周年記念事業として、つるみキャンパスに記念棟の建設工事を着工
 別科生の卒業により別科日本語研修課程を廃止
 6 月 福井県三方郡美浜町との相互友好協力協定締結
 11 月 清水雅彦第 5 代理事長に就任 [現在に至る]

横浜商科大学

- 平成 30 (2018) 年 3 月 公益財団法人日本高等教育評価機構認証評価「適合」
 4 月 横浜フリエスポーツクラブ (横浜 FC) とスポーツ関連産業人材育成における連携に関する協定締結
 7 月 湘南信用金庫と産学連携に関する協定締結
 11 月 ホルムズグレン・インスティテュートと学術に関する覚書調印
 平成 31 (2019) 年 3 月 経営情報学科の教職課程 [高等学校教諭一種免許状 (商業)] 及び [高等学校教諭一種免許状 (情報)] の認定取り下げ
 4 月 第 3 年次編入学定員の見直しを行い、商学科入学定員を変更
 商学部各学科の入学定員及び収容定員は、次のとおり

(単位：人)

学 科	入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
商	145	6	592
観光マネジメント	70	4	288
経営情報	80	-	320
合 計	295	10	1, 200

- 12 月 城南信用金庫と地域経済振興における産学連携に関する協定を締結
 令和 2 (2020) 年 4 月 清水雅彦第 8 代学長に就任
 横浜学園高等学校と高大連携に関する協定を締結
 令和 3 (2021) 年 3 月 在学生の卒業により貿易・観光学科を廃止
 令和 4 (2022) 年 4 月 横浜健康経営認定制度 クラス AA に認定
 10 月 障害学生支援室を開設
 令和 5 (2023) 年 5 月 栃木県立那須高等学校との高大連携に関する協定書を締結
 令和 6 (2024) 年 4 月 商学科の入学定員及び収容定員を次のとおり変更

(単位：人)

学 科	入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
商	180	6	732
観光マネジメント	70	4	288
経営情報	80	-	320
合 計	330	10	1, 340

羽田功第 9 代学長に就任 [現在に至る]

横浜商科大学

2. 本学の現況

・ 大学名

横浜商科大学

・ 所在地

つるみキャンパス 横浜市鶴見区東寺尾 4-11-1

みどりキャンパス 横浜市緑区西八朔町 776

湯河原学術研修所 足柄下郡湯河原町宮上 742

・ 学部構成

商学部 商学科、観光マネジメント学科、経営情報学科

・ 学生数、教員数、職員数

学生数

(単位：人)

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生数				
					1年次	2年次	3年次	4年次	合計
商学部	商学科	180	6	627	182	182	161	207	732
	観光マネジメント学科	70	4	288	62	62	44	61	229
	経営情報学科	80	-	320	96	89	79	111	375
合計		330	20	1235	340	333	284	379	1336

教員数

(単位：人)

学部	専任教員数				兼任教員数
	教授	准教授	講師	合計	
商学部	24	12	3	39	42

職員数

(単位：人)

専任職員	契約任期職員	臨時職員	派遣職員	合計
37	7	18	5	67

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

前述のように、本学は、開学以来、「安んじて事を托さるる人となれ」の建学の精神を唱えている。これを踏まえ、本学はその目的を、学則第 1 条に「国際的教養の豊かな産業界の指導者を養成するため高等学校卒業者等に対し、商学に関する専門教育を施し、信義誠実を尚び『安んじて事を托さるる』人材を育成することを目的とする。」と定めている。

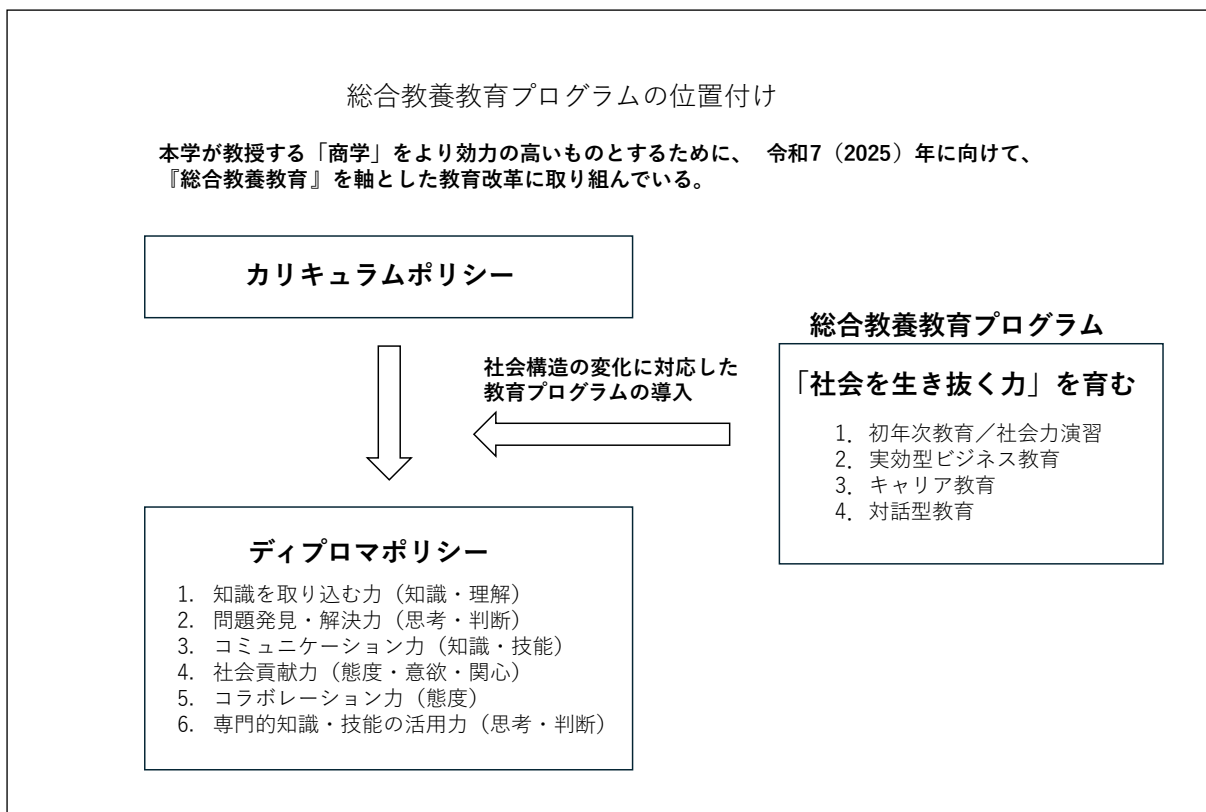
また、この目的を達成するため、以下の 4 つを教育方針として学則第 1 条第 2 項に掲げている。

1. 高度な専門的職業人としての知識の修得
2. 高潔な倫理的水準の維持
3. 職業に対する強い使命感・責任感の修得
4. 崇高な奉仕の精神の養成

この教育方針を受け、学科ごとの教育目標を学則第 1 条第 3 項に定め、これらに基づき、日々の教育活動を実践している。

商学部を置く大学が神奈川県内には少ないという状況にあって、商学部のみ単科大学である本学においては、商学に関する専門教育が主要な目的であることは言うまでもない。しかし、本学が教授する「商学」をより効力の高いものとするために、令和 7（2025）年に向けて、あえて「総合教養教育」を軸とした教育改革に取り組んでいる。その目的は人生の土台となる「社会を生き抜く力」を涵養することにある（本学ではこの力を「教養力」「人間力」とも呼んでいる）。というのも、変化の激しい、それだけに不安定性に覆われた現代世界にあって、人間には何よりも「社会を生き抜く力」が求められているからである。その力を身につける教育こそが本学の「総合教養教育」であり、本学はこの「総合教養教育」という新しい学びを以下の 4 つの柱を中心に推進していく。【図 1-1-1～2】

【図 1-1-1】 総合教育プログラムの位置付け

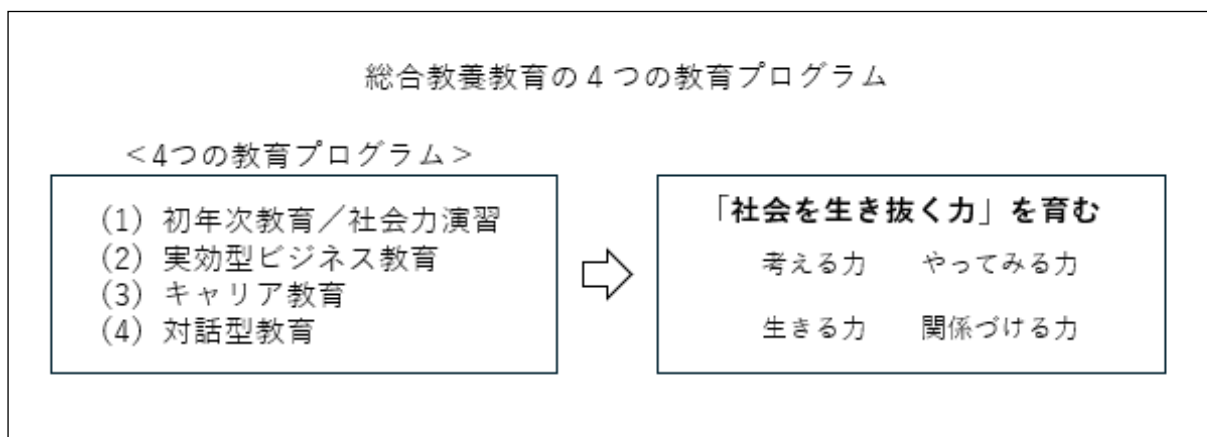


1. 総合教養教育

建学の精神にある「安んじて事を托さるる人となれ」のもと、商学による実学を重視しながら、4つの教育プログラムによって「社会を生き抜く力」を育むことを目指す。

- (1) 初年次教育／社会力演習・・・考える力
- (2) 実効型ビジネス教育・・・やってみる力
- (3) キャリア教育・・・生きる力
- (4) 対話型教育・・・関係づける力

【図 1-1-2】 総合教養教育の4つの教育プログラム



(1) 初年次教育

不安を抱えつつ、初めて大学の門をくぐる初年次生（1年次生）にとって、何よりも大事なものは、それまでの慣れ親しんだ学校生活を未知の大学生活へ、どこまでスムーズ、かつシームレスに接続することができるかである。この不安を払拭するために必要なことは、初年次生が早い時点で「大学」とはどのような場であるのか、「大学での学び」とはどのような内容と形、やり方を取るものなのかを大学側が正しく伝えることである。ここに初年次教育の第一の意義、目的がある。

もちろん、こうしたことが教職員や先輩学生、同期生などから自然に伝わることも少なくない。しかし、本学が初年次教育でとりわけ強く意識しているのは、大学での学びの意義と目的を的確に理解してもらうこと、そして、大学での学びの基本となる「考える力」を学生一人ひとりが身につけることである。まずは、人類の知の営みの多種多様な成果が相互に絡み合いながら「知の世界」を作り上げていること、この世界に触れ、これを継承・発展させることが大学の役割であること、学生もその一翼を担っていることをしっかりと伝えることが肝要である。

次に、大学に用意されている「知の世界」に触れ、これに自主的、積極的に関わって行こうとするときに求められるのは「考える力」であること、だからこそ大学での学びの出発点は「考える力」を身につけることにあるということを伝える。ここで身につけた「考える力」は大学4年間の多彩な学びを深め、学年が上がるにつれて高度化する学生の探究活動や能動的な学びの原動力となる。

この力は、これまで知らなかったことを知る楽しみ、知っていたはずのことに思いもよらぬ側面があることを知る驚き、そこから新たに広がる世界の景色を眺める新鮮な喜びを呼び起こしてくれると共に、これによって自分自身の成長を実感することもできる。

また、そこで刺激され、高められた知的好奇心は自分の未来を開拓する力ともなり、社会貢献を支える力、すなわち「社会力」ともなる。その意味では、少なくとも「考える力」に関わる教育の一部は「社会力」養成の演習的な意義をも有しており、初年次教育の一環として設置されている社会力演習1・2はまさに「考える力」養成の実践の場にほかならない。

(2) 実効型ビジネス教育

この教育には、「考える力」を土台としつつ、ここに社会の課題を重ね合わせて、思い切ってこれに取り組むこと、つまり「やってみる」ことで自分の世界を広げていくことに目的がある。具体的な社会の課題を自分にも深く関わる事柄として受けとめ、自分なりの解決方法を考え、実行し、さらにそれを振り返ることを繰り返す。まさに「考える力」の実効型トレーニングであり、その過程で必要な知識やスキルも身につけることができる。そして、これが社会に出たあとのビジネスにおける「即戦力」としての活躍を可能とする。そうした実践力の養成が実効型ビジネス教育の第一の目的である。

実効型ビジネス教育の第二の目的はコミュニケーション能力の育成である。もちろん、コミュニケーション能力自体はあらゆる授業を通して育成することができる。しかし、それぞれの授業本来の目的からするとコミュニケーション能力の育成は副次的な目的である場合が少なくない。そこで、本学では実践的な外国語の学習を通してコミュニケー

ション能力の涵養をはかっている。すなわち英語、中国語、日本語(留学生)の学習によって論理的な思考に触れ、これを自分の表現に活かすことで的確な自己表現力を身につけると共に、さまざまな相手の表現に触れることで他者理解力を育てていく。こうして磨かれたコミュニケーション力はまちがいなくビジネスの舞台で実効性を発揮することになる。同時に、これは多様性理解、国際性の獲得にも効果的な影響が期待できる。

(3) キャリア教育

少子高齢化社会の中で、仕事にとどまらず、長い人生を展望するライフキャリアの観点から、学生一人ひとりが自分自身の将来をどのようにデザインし、その実現のためにどのような準備を進めていかなければならないのか、そのきっかけを与えることが本学キャリア教育のスタートとなる。その後、具体的な将来の夢や目標を設定し、その実現に向けて進んでいくためのライフキャリア・マインドを育み、学外での実践体験なども含んだ学びの計画を明確化させていく。また、この計画の進捗に合わせて、学習を通して得た知識やスキルを統合し、不足している知識やスキル、経験を継ぎ足していくことも本学のキャリア教育では重視している。このように総合的にキャリアを考え、実現に向けて歩み続けることのできる能力の育成がキャリア教育の意義、目的である。

(4) 対話型教育(ゼミナール)

本学の対話型教育(ゼミナール)については、大きく二つの目的がある。

第一の目的はゼミナールの選択に関わるものである。1年次から系統的に学んできたさまざまな分野・領域の学問や自分自身のライフキャリアのデザインの中に位置づけた未来像などを手がかりに、自分がどの分野・領域に特化したゼミナールに参加するのか、そのゼミナールで最終的にはどのようなテーマを選択し、卒業論文や卒業制作を通じて卒業に向けて成果を集約させるのか、すなわちゼミナールは学生にとって大学生活の集大成にほかならない。そうしたゼミナールの選択という岐路に立ったとき、学生が迷わずに進路を決めることができるよう、本学ではゼミナールを「ゼミナール 1~2」(2年次)と「ゼミナール 3~6」(3、4年次)の二部構成としている。すなわち、「ゼミナール 1~2」において、学生は分野・領域ごとに設けられたゼミナールのいずれかに参加し、その分野・領域ではどのようなテーマで研究ができるか、研究のためにはどのような知識やスキルが必要となるか、といったことの教授を受ける。これによって学生たちはより客観的かつ自主的に納得感を持ってゼミナールの選択が可能となる。

第二の目的は、二部構成のゼミナールに共通するものである。すなわち、テーマや目的の違いを超えて、それぞれのゼミナールにおいては、ゼミナール全体の分野・領域や特性に応じた集団学習と個々の学生の研究活動が混在しつつ進行していく。そこで必要な能力の一つが「対話力」である。対話(討論)経験を積み重ねることによって、自分の意見・考えが相手に伝わるように論理立てて説明する習慣に加え、「聴く」ことから「考える」こと、「考えること」から「表現する」ことへと脳内を整理し、それを具現化する方法を身につけることができる。と同時に、こうした整理方法は、それまでに学んだ知識と新しく得た知識の分類や統合、関連づけにも適用できる。それが、いつでも取り出し可能かつ柔軟に組み合わせることのできる知識の有機的な保管庫(引き出し)を

構築することにもつながる。

2. 専門教育

本学は1学部3学科からなる大学である。前述したように、その根底にあるのは「商学」であるが、「商学」自体の概念が幅広いだけでなく、本学の学科は「商学科」「観光マネジメント学科」「経営情報学科」の名称からも明らかなように、学科において取り扱う分野・領域も多岐にわたっている。その結果、年次が上がるにつれて、学生たちが取り組む学問もそれぞれの学科の特性に応じて分岐・専門化していく。

こうした特徴を鑑みて、本学では導入・基礎を必要とする商学部生としての共通基盤（総合教養基盤としての「考える力」と商学の学びにとっての「学問基盤＝学部基礎科目」）と学年が進むにつれて特性化していく学科生としての専門性（学科基本・学科専門）との間の連続性あるいは継続性や接続性が途切れることのないような工夫を施すべく努力を行っている。

その上で学科ごとの特徴や教育目標を挙げれば以下の通りである。

(1) 商学科

現代の商取引や企業経営に必要となる専門的知識を総合的に修得して現代ビジネスの諸問題を把握し、グローバル化が進むビジネス社会で自律的に活躍できるとともに、高潔な倫理観と強い使命感をもって、社会の変化を捉えた先駆的なビジネスの開拓と創造に貢献できる人材を育成する。

(2) 観光マネジメント学科

観光・ホスピタリティ分野のビジネスとマネジメントに関する専門的知識とともに、それを交流文化の創造や地域の活性化に結びつける応用力をも修得し、観光・ホスピタリティ産業の革新や新たな事業の構想とビジネスの創造を通じた観光立国の推進、観光による国際交流の促進、都市・地域の振興において先駆的な貢献のできる人材を育成する。

(3) 経営情報学科

現代の商取引や企業経営に必要となる専門的知識を情報産業や健康・スポーツ産業に焦点をあてて修得し、現代ビジネスの諸問題を把握し、情報化・ネットワーク化の進展によって急激な変化を続けるビジネス社会の最前線で活躍できるとともに、多様性を尊重して地域経済や地域社会を活性化する人材を育成する。【資料 1-1-1】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は学則で定め、「商学教育の完成」を目的とした実学重視の実践的な学習を通じて「高度な専門知識」と「社会に奉仕する精神」を修得させ、また託された責任をまっとうする事ができる「使命感」と「責任感」をも身に付けた人材の育成を行うとし、本学 Web サイト、大学案内、学生便覧で分かりやすく、簡潔な文章で示している。【資料 1-1-2～5】

1-1-③ 個性・特色の明示

建学の精神である「安んじて事を托さるる人となれ」に基づき、国際的教養の豊かな産業界の指導者を養成することを目的とし、各学科の教育目標を「学則」に定め、大学の個性・特色を明示している。また、「横浜商科大学中長期計画（後期）」では、前述の「総合教養教育」（初年次教育／社会力演習）に加え、「実効型ビジネス教育」及び「キャリア教育」の三本柱に注力し、人生の土台となる「人間力」を育てることに尽力している。

「総合教養教育」において本学が特に重きを置いているのが「初年次教育」である。その第一の目的は、新入生をできるだけ早くスムーズに迎え入れるために、大学とそこでの学びの意義と目的をしっかりと理解してもらうことにある。

第二の目的は、大学での学びの基本となる「考える力」を学生一人ひとりが身につけることにある。「なぜ?」「どうして?」といった疑問を持って考えることが、大学での学びの第一歩であると位置づけ、社会力演習と ICT リテラシーの 2 科目を 1 年次必修科目としている。社会力演習では、さまざまな社会の課題を取り上げ、グループワークも活用して探求を深めることで個々の学生の「考える力」の強化を図っている。ICT リテラシーでは、この「考える力」を適切に活かし、表現へと結びつけるため「ICT ツールの活用力」の涵養を図っている。車の両輪あるいは相互補完的な関係にあるこの二つの科目を履修することで、「考える力」を一步進んだ「論理的な思考」や「実効力」へと繋げることを目指している。

さらにこの 2 科目の履修を受けて設置する実効型ビジネス教育は、「考える力」を土台としつつ、ここに社会の課題を重ね合わせて、思い切ってこれに取り組むこと、つまり「やってみる」ことで自分の世界を広げていくことを目的としている。具体的な社会の課題を自分事として受けとめ、自分なりの解決方法を考え、実行し、さらにそれを振り返ることを繰り返す。まさに「考える力」の実効型トレーニングである。これが社会に出たあとの、特にビジネスにおける「即戦力」となることが期待されている。

三本目の柱であるキャリア教育であるが、少子高齢化社会の中、長い人生を展望する観点から、自分自身の将来デザイン、これを実現するために必要な準備など、自分を抜本的かつ総合的に考えることのできる学生の育成が目的である。つまり、ライフキャリアへのマインド醸成、キャリアデザインとその実現計画の立案、実行といったプロセスに立ち向かう意欲と能力を養成することを本学キャリア教育は目指している。【資料 1-1-6～7】

1-1-④ 変化への対応

本学における使命・目的及び教育目的については、これまでに大きく変更したことはない。しかし、これらの目的や開学以来の建学の精神をもとに、社会的状況の変化に鑑み、平成 27（2015）年、既存の貿易・観光学科を観光マネジメント学科に改組した。その際、学則第 1 条第 3 項の各学科の教育目標を見直した。

また、社会情勢の変化や大学の現況を踏まえ、建学の精神の再定義を行っており、平成 29（2017）年の「横浜商科大学中長期計画（前期）」では、以下の 10 の条件を満たす人材が「安んじて事を托さるる人」と規定した。

1. 専門教育を受けている
2. 専門的職業人として活動できる

3. 指導力を身につけている
4. 信義誠実に基づいて行動できる
5. 倫理観が養われている
6. 使命感・責任感がある
7. 奉仕の精神を持って行動できる
8. 国際的教養を身につけている
9. 相互理解を促進できる
10. 周囲に安心感を与える

そのうえで、本学の社会的使命を教育、研究、地域貢献の三本柱とした。

1. 建学の精神を体現する人材を育成する
2. 実学を中心とした研究成果を社会にフィードバックする
3. 地域と連携して社会に貢献する

さらに、令和 4（2022）年には「横浜商科大学中長期計画（前期）」で定めた大学像の一部見直しを行い、「横浜商科大学中長期計画（後期）」では次の 5 項目の実現を目指し取り組むこととした。

1. 卒業時の学生の質を保証する大学（学生が来たくなる、学びたくなる大学）
2. 教育改革ビジョンを実現し建学の精神を体現する人材を送り出す大学
3. 社会の諸課題の解決に貢献する、ビジネス分野の総合大学
4. 実学を中心とする研究成果を還元することによって、地域から頼りにされる大学
5. 上記の目的で学生を教育し、研究できる人材の育成に関わる財政基盤を備えている大学

また、少子高齢化やデジタル化、国際情勢の変化に伴う在日外国人の増加などめまぐるしく移り変わる社会構造の変化に対応するために、教職員が大学に閉じこもってしまわないよう、SD（Staff Development）、FD（Faculty Development）を多様な形で実施している。

以上のように教育の目的と実施内容を見直している。さらに SD・FD なども充実させ教職員の変化への対応力を醸成しており、「変化への対応力」は十分高い。

【資料 1-1-6～1-1-8】

[エビデンス集・資料編]

【資料 1-1-1】 201_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則

(※規程等の資料は全て規程等名の前に学内整理番号等が記載しています)

【資料 1-1-2】 建学の精神・横浜商科大学のポリシー（本学 Web サイト）

(<https://www.shodai.ac.jp/university/admission/>)

【資料 1-1-3】 横浜商科大学大学案内 2024

【資料 1-1-4】 横浜商科大学大学案内 2025

【資料 1-1-5】 横浜商科大学学生便覧 2024

【資料 1-1-6】横浜商科大学中長期計画（後期）

【資料 1-1-7】商大の学び方（本学 Web サイト）

(<https://www.shodai.ac.jp/education/charm/>)

【資料 1-1-8】横浜商科大学中長期計画（前期）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では平成 29（2017）年 4 月に、平成 29（2017）年度を計画初年度、平成 38（2026）年度を計画最終年度とする 10 か年の中長期計画を策定した。本計画ではその与件として本学の社会的使命を謳っている。「横浜商科大学中長期計画（後期）」では、次の教育改革ビジョンを掲げ、これに全力で取り組むこととした。

人生を自ら切り開くことのできる「人間力」を備えた人材育成を目指し、「ビジネスに活かせる実効力」を発揮し続けるための「総合教養教育」を確立する。

その上で、「人間力」を備えた人材を次のように定義し、人材育成を目指している。

1. 正しい知識と倫理観を身に着けていること（正しく知識習得の方法を理解し、実践できる。その知識を適切に管理し、活用する倫理観を持つ）
2. その知識を的確に使いこなすための情報活用能力を持っていること
3. 自分を外にアピールするための表現力を持っていること
4. これらの知識、能力を活かすことのできる企画力を持っていること

また、本学が目指す大学像の実現に向け、重点目標として次の 8 点を定め、取り組むこととした。

1. 教育改革の推進と学生支援の強化
2. 国際交流の活性化
3. 地元根差した地域連携活動の推進
4. 研究活動の活性化
5. 入試改革と適正な入学定員数の確保
6. 経営基盤の安定・強化
7. 管理・運営体制の整備と強化
8. 卒業生も含めたコミュニティの形成

今後さらに質の高い教育・研究及び地域貢献という本学の社会的使命を全うするため、PDCA サイクルに従い、絶えず現状の点検と評価、計画の進行管理を行い、改善・向上を図っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学は、「横浜商科大学学則」第 1 条第 1 項に「国際的教養の豊かな産業界の指導者を養成するため高等学校卒業者等に対し、商学に関する専門教育を施し、信義誠実を尚び『安んじて事を托さるる』人材を育成することを目的とする。」とし、第 2 項に「目的を達成するため、次の教育方針を定める。」と規定している。

1. 高度な専門的職業人としての知識の修得
2. 高潔な倫理的水準の維持
3. 職業に対する強い使命感・責任感の修得
4. 崇高な奉仕の精神の養成

本学の目指すべき大学像は「学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則」に記載のように、中長期的な教育計画・研究環境整備するため、部署を超えて横断的な案件を学長の意思・意向を反映し機動的に企画立案できるように学長室会議を設置している。また目指すべき大学像及びその基盤となる総合教養教育の構築については、学長室会議の下に設置されていた商大未来会議で検討してきたが、令和 5 年 7 月より、カリキュラム改訂委員会に引き継がれている。

ここで示された内容と事業計画を受け、各専門部会及び事務部門から提出された自己点検・評価及び事業報告（改善提案を含む）を受け、理事長を議長とする「自己点検・評価会議」が「学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程」により中長期計画を策定する。自己点検・評価会議は理事長のほか、常務理事、大学運営会議構成員、地域産業研究所長、監査室長、管理本部の事務部長で構成され、学務・管理の両部門の意見が反映される仕組みとなっている。そのため各専門部会・部署等での議論を踏まえて意見を述べており、多くの教職員の意見が反映されている。また、策定された中長期計画は教授会（座長：商学部長）、事務部長会議（座長：事務局長）で広く意見を求められ、修正したのち理事会・評議員会で審議されている。

以上のことから、「役員、教職員の理解と支持」を満たしている。【資料 1-2-1～4】

1-2-② 学内外への周知

学内外への周知については、本学 Web サイトの中で中長期計画をはじめ、事業計画や事業報告を公表している。特に学内については、教職員に対しては年 2 回行われる全学集会で理事長・学長より具体的な説明を行っている。また、新任の教職員に対しても、オリエ

ンテーション時に中長期計画を用いて、建学の精神、使命・目的、教育目的等を説明している。学生に対しては、学生便覧に建学の精神、3つのポリシー、各学科の教育目標を明示し、学生オリエンテーションの際に周知している。なお、入学式や卒業式では必ず建学の精神「安んじて事を托さるる人」に触れ、時宜にかなった式辞を述べている。

さらに、Web サイトの中で建学の精神、3ポリシー、中長期計画などを開示しているが、オープンキャンパスや高等学校の教員向け説明会、指定高校に対する説明会でも必ず触れている。

以上から、「学内外への周知」を満たしている。【資料 1-2-5～11】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

「1-1-④変化への対応」で述べた通り、社会情勢や大学の状況を踏まえ、時期に応じて「建学の精神」の再定義を行っており、令和 4（2022）年には大学像の一部見直しを行い、「横浜商科大学中長期計画（後期）」では、次の 5 項目の実現を目指し取り組むこととした。

1. 卒業時の学生の質を保証する大学（学生が来たくなる、学びたくなる大学）
2. 教育改革ビジョンを実現し建学の精神を体現する人材を送り出す大学
3. 社会の諸課題の解決に貢献する、ビジネス分野の総合大学
4. 実学を中心とする研究成果を還元することによって、地域から頼りにされる大学
5. 上記の目的で学生を教育し、研究できる人材の育成に関わる財政基盤を備えている大学

したがって、使命・目的及び教育目的を中期的な計画に反映している。【資料 1-2-8】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。また、教務専門部会やカリキュラム改訂委員会と連動し内部質保証推進会議では、アセスメント・ポリシーで定める授業レベル、教育課程レベル及び機関レベルにおいて 3ポリシーの PDCA サイクルが適切に運用されているか検証し、その検証結果を 2025 カリキュラムの 3つのポリシーに反映させる。

なお、建学の精神、教育目的等に基づき定めたディプロマ・ポリシーには以下の 6つの資質・能力を身につけていることが謳われており、3つのポリシーへの反映を明確にしている。

1. 知識を取り込む力（知識・理解）
グローバル化した社会で求められる幅広い教養とモラルを身につけ、商学の基礎となる専門的知識・技能を修得している。
2. 問題発見・解決力（思考・判断）
多様な価値が共存する現代社会が抱えるさまざまな問題を発見、分析し、論理的に思考して解決できる。
3. コミュニケーション力（知識・技能）

グローバル化した社会で多様な価値観をもつ他者の意見に耳を傾け、自分の考えを口頭や文章で表現し、伝えることができる。

4. 社会貢献力（態度・意欲・関心）
社会への貢献を志し、良き市民、良きビジネスパーソンとして行動できる。
5. コラボレーション力（態度）
主体的に行動し他者と協働できる。
6. 専門的知識・技能の活用力（思考・判断）
自立したプロフェッショナルとして事を托される場面で、商学の専門的知識・技能を活用できる。

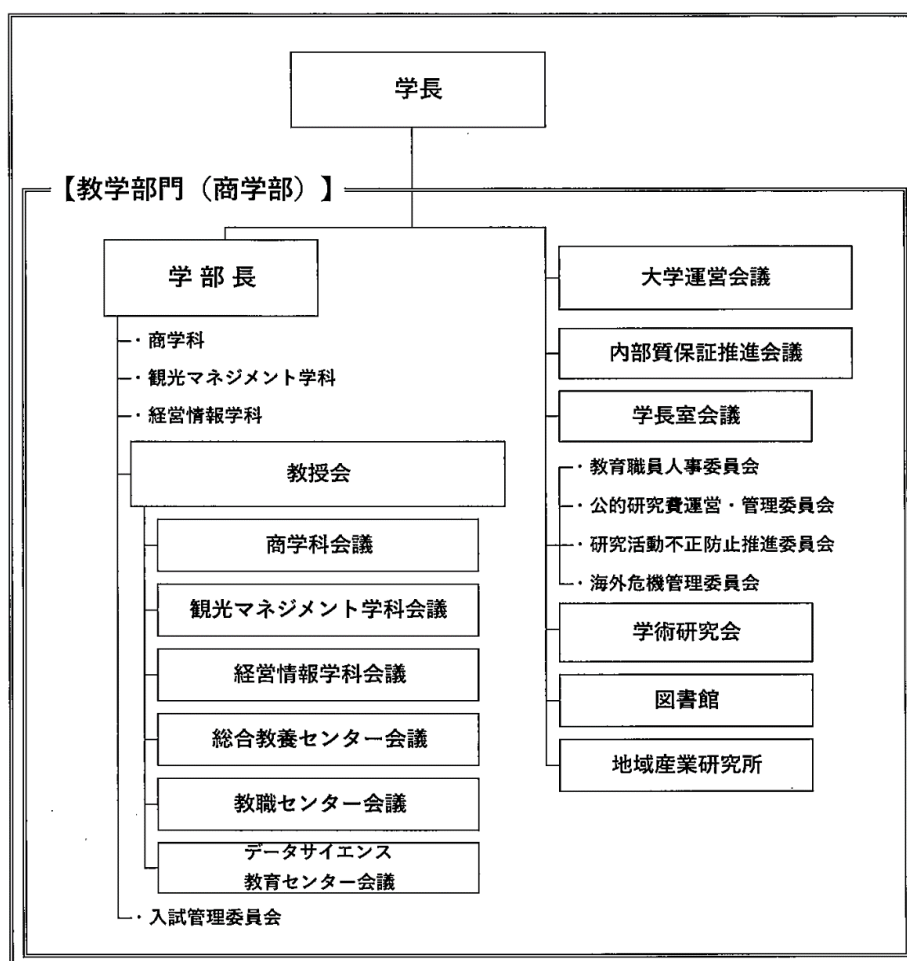
【資料 1-2-12】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的をより具体的に実行するために、商学部に商学科、観光マネジメント学科、経営情報学科の3学科を設け、各学科には前述のように教育目標を定め教育課程を編成している。

また、使命・目的を達成するため、下図のように教育研究等に関わる機関を組織している。【図 1-2-1】

【図 1-2-1】組織図



1. 学科会議
各学科におけるカリキュラム及び教育内容並びにそれに伴う人事等の教学上の重要事項の審議を行う。
2. 総合教養センター会議
本学における総合教養教育は、商学部全体を網羅し、学科における「学び」の土台を築くための基礎的な領域、そして「商学」を共通項としつつ、学科ごとの「学び」の目的や意義に寄り添った知識、スキル、経験の修得と良き職業人養成に結び付いた「発展系・深化系教養教育」領域から構成されており、本センターが中心となって学生の総合的な人間力の育成・向上に資する活動を行う。
3. 教職センター運営会議
本学の教職課程における教育内容の向上に資する活動を行う。
4. データサイエンス教育センター会議
本学の情報教育において、数理、データサイエンス及び AI を用いた体系的な教育プログラムを開発する。
5. 大学運営会議
管理及び運営並びに業務執行に係る組織及び職制に関し必要な事項を定める。
6. 内部質保証推進会議
本学が授与する学位の質が適切な水準になるように、恒常的及び継続的に活動を行う。具体的には、本学における教育及び研究に関する活動において、その方針又は目標の設定、実行、評価及び改善の循環を適切に機能させることで内部質保証を行い、継続して教育の充実及び学生の学習成果の向上を図る。
7. 学長室会議
本学の中長期的な教育計画・環境の整備のため、部署を超えた横断的な案件を策定するため学長の下に学長室会議を設けている。
8. 商大未来会議およびカリキュラム改訂委員会
商大未来会議では、本学の目指すべき中・長期的な大学像を策定し、その基盤となる総合教養教育の構築のとりまとめを行い、役割を終えた。2025 年度カリキュラムに関しては、カリキュラム改訂委員会に引き継がれている。
9. 学術研究会
本学の教育職員や学生等を中心とする会員の研究活動の推進及びその成果の地域社会への還元等、本学における学術研究の促進を図る。
10. 地域産業研究所
本学の社会的使命に鑑み、本学の専門性を生かし、地域の経済、社会及び産業に関する実践的な調査研究を通じて、地域産業及び社会に貢献するとともに、その成果を本学学生及び地域の人材育成に寄与する。

このように、様々な側面から教育研究を支援する組織を構築しており、本学の使命・目的を達成するための整合性が取れていると言える。

以上から、「教育研究組織の構成との整合性」を満たしている。

[エビデンス集・資料編]

- 【資料 1-2-1】 301_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則
- 【資料 1-2-2】 303_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程
- 【資料 1-2-3】 202_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学教授会運営規程
- 【資料 1-2-4】 横浜商科大学 Web サイト (<https://www.shodai.ac.jp/>)
- 【資料 1-2-5】 全学集会用資料 (20230516) 商学科収容定員増の申請について
- 【資料 1-2-6】 全学集会用資料 (20230531) 25 カリキュラム構築にあたって
- 【資料 1-2-7】 全学集会用資料 (20230621) コンプライアンス講習会
- 【資料 1-2-8】 横浜商科大学中長期計画 (後期)
- 【資料 1-2-9】 横浜商科大学学生便覧 2024
- 【資料 1-2-10】 令和 5 年度学位記授与式式次第・式辞原稿
- 【資料 1-2-11】 令和 6 年度入学式式次第
- 【資料 1-2-12】 304_第 3 章 組織等_横浜商科大学内部質保証規程
- 【資料 1-2-13】 201_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則
- 【資料 1-2-14】 327_第 3 章 組織等_横浜商科大学カリキュラム改訂委員会規程
- 【資料 1-2-15】 204_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学データサイエンス教育センター運営要領
- 【資料 1-2-16】 526_第 5 章 研究・研修_横浜商科大学学術研究会規程
- 【資料 1-2-17】 横浜商科大学 教学マネジメントに関する基本方針及び実施体制
- 【資料 1-2-18】 328_第 3 章 組織等_横浜商科大学学長室会議要領

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では令和 4 (2022) 年 10 月の理事会で「横浜商科大学 教学マネジメントに関する基本方針及び実施体制」が「横浜商科大学中長期計画 (後期)」とともに承認された。そこには学長のリーダーシップのもと、建学の精神に基づいた教育目的、教育方針及び教育目標を実現するための基本方針と実施体制 (教学マネジメント) が示されており、教育研究の質を継続的に向上させるための方法や内部質保証推進に係る実施体制、手順が謳われている。この結果を踏まえ、今後も定期的に本学の使命・目的の時代にあった読み替え、中長期計画及び 3 つのポリシーへの反映を行っていく。

【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的については、個性や特色を反映しつつ簡潔な文章で具体的に明文化している。建学の精神「安んじて事を托さるる人」については、社会情勢等の変化に対応して定義の見直しを行っており、それを 3 ポリシーの見直しにもつなげている。

さらに、それらを中長期計画に反映させている。建学の精神、3 ポリシー、中長期計画の見直しは、学内のさまざまな会議体において、役員と教職員が共同して議論・検討を進め、案の策定を行っている。このような丁寧な見直しと再定義、案の策定プロセスの中で関係者の理解と支持を確立し、これを学内外にも広く周知している。

3 つのポリシーについては、アセスメント・ポリシーにより適切に運用されているかたえず検証している。こうした活動すべてを基盤として、不断の見直し作業で再定義されて

横浜商科大学

いる本学の使命・教育目標の下で教育研究組織が運営されている。

以上のことから、基準1を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、学内の教育体制・改革プロジェクト委員会において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと合わせて検討・策定し、平成 23（2011）年度から実施している。内容は、学則の第 1 条に示す教育目的「国際的教養の豊かな産業界の指導者を養成するため高等学校卒業者等に対し、商学に関する専門教育を施し、信義誠実を尚び『安んじて事を托さるる』人材を育成する」及び教育方針を踏まえ、入学者の受入れ方針として以下の 6 項目にまとめている。

1. 学校等卒業者としての基礎学力と教養、語学コミュニケーション力を備えている人
2. 高等学校等の課程外でも積極的に知識や技能を身につけてきた人
3. 明確な目的意識を持ち、社会に貢献する意欲をもつ人
4. ビジネスやマネジメントの領域において活躍する意欲のある人
5. 計画を立て、他者と協力し、問題の解決へ挑む態度をもつ人
6. 知識や経験を基にして判断し、論理的に物事を表現できる人

このアドミッション・ポリシーは、大学案内、大学 Web サイト、そして学生募集要項に掲載し、受験生やその保護者、高校の進路担当者などに広く周知している。また、高校生にむけたオープンキャンパスやガイダンスなどにおいて、受験生に求める人材像として説明を実施している。

以上のことから、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、周知することができている。【資料 2-1-1～5】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者受入れの実施では、アドミッション・ポリシーで明示している条件を満たすため、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、留学生入試、社会人入試など多角的な選抜方法を行ない、また受験生の魅力や個性、潜在的能力を重視した入試を実施している。

そのため、総合型選抜と学校推薦型選抜で行われる面接では、2 名の面接官により、採点項目を各種入試に合わせて作成したルーブリックを用いて受験生の能力を測定している。面接後には入試管理委員が面接官と面談を行い、評価が公正かつ適切に運用しているかを確認する体制を整えている。一般選抜の学力試験や論述試験については、教員による作問委員会によってアドミッション・ポリシーを踏まえた問題作成を行っている。

入学した学生については、IR 課が入学後の学修状況等を入試形態ごとに集計し、IR 委

員会へ報告、IR 委員会が入学者選抜の妥当性の検証を行っている。【資料 2-1-6～7】【図 2-1-1】

【図 2-1-1】入試区分と選考方法及び募集時に示す人材像の関係

入試区分	選考方法	募集時に示す人材像
総合型選抜 「奨学生」入試	<ul style="list-style-type: none"> 書類選考 (調査書、エントリーシート) 論述試験 面接試験 	<p>《特別、奨学生》</p> <p>本学で他の学生の模範となるような積極的に勉学に励むことのできる者、又はクラブ活動や学内諸活動に積極的に取り組むことのできる者など、本学学生のリーダーとなる人材を広く募集する。</p> <p>自分の将来にむけて目標を明確に持っている者、又は大学での学習を通じて、自分のキャリア形成のための構想を考えている者など、本学に入学して学ぶ意欲を有する人材を広く募集する。</p>
総合型選抜 「特別」入試	<ul style="list-style-type: none"> 書類選考 (調査書、エントリーシート) 面接試験 	
総合型選抜 「一般」入試		
学校推薦型選抜 「指定校」入試	<ul style="list-style-type: none"> 書類選考 (調査書、自己推薦書) 面接試験 	
学校推薦型選抜 「公募制」入試		
一般選抜入試	<ul style="list-style-type: none"> 書類審査(調査書) 学力試験 	
一般選抜 「大学入学共通テスト 利用選抜」入試	<ul style="list-style-type: none"> 書類審査(調査書) 共通テスト利用 	

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和5(2023)年4月時点での入学定員は295名、それに対し入学者数は345名となり、入学定員充足率は117%となっている。令和5(2023)年9月に文部科学省により、商学科で35名の入学定員の増加が認められ、学部全体で330名となっている。今年度の入学者数は、340名であり、入学定員充足率が112%から103%まで9%下がった。収容定員については、令和5(2023)年度の1200名に対し、在籍学生数1,336名、令和6年の収容定員が1235名のため、収容定員充足率が108%となっている。過去5年間でみると令和元(2019)年度の112%から116%、120%、113%、113%となっている。

以上のことから、適切な学生受け入れ数を維持している。【資料 2-1-8】

[エビデンス集・資料編]

【資料 2-1-1】201_第2章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則

【資料 2-1-2】 建学の精神・横浜商科大学のポリシー（本学 Web サイト）

(<https://www.shodai.ac.jp/university/admission/>)

【資料 2-1-3】 横浜商科大学大学案内 2024

【資料 2-1-4】 横浜商科大学入学試験要項 2024

【資料 2-1-5】 オープンキャンパスガイダンス資料

【資料 2-1-6】 面接評価用ルーブリック

【資料 2-1-7】 IR 情報（本学 Web サイト）

(https://www.shodai.ac.jp/university/ir_info/)

【資料 2-1-8】 学生数・教職員数 学生数（本学 Web サイト）

(<https://www.shodai.ac.jp/university/number/>)

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

受験生の志願状況は、年明けに実施する共通テスト利用選抜入試や一般選抜入試に比べ、年内に実施する総合型、学校推薦型での受験割合が増加傾向にある。これは他の大学にも共通する傾向で、個性豊かな受験生を集めたい大学側と、一般選抜入試を避けさせたい受験生のニーズが一致した形で、少子化のなかで止むを得ない傾向だと言える。結果として総合型、学校推薦型を選択する受験者が増えていくことが推測される。このような状況を踏まえて、学生の受入れに関する施策を計画し実施していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、学生に対する学生生活・修学・就職に関する支援と助言を目的とした制度として、「アカデミックアドバイザー」制度を導入している。この制度は、教員がアカデミックアドバイザーを担当し、すべての学生を対象に担当する学生が割り振られ、面談を義務付けている。

これにより、学生は、何らかの問題が生じた場合は、それぞれのアカデミックアドバイザーとの面談を行い、多岐にわたる具体的なアドバイスを受けることができるため、問題の早期解決が可能となっている。そして、これらの面談記録や履修登録、授業の出席率、単位修得状況等のデータは、教学関係システム（商大 Web 情報システム、学修成果可視化システム）を通して教職員が共有することによって、学生が必要とする支援を適切な部署が適切な方法で提供できるように体制が整えられている。

成績不振をはじめとする修学上の問題が生じた場合には、大学は年2回、各学期開始前に修学相談会を開催し、アカデミックアドバイザーの面談の他、教務課職員による履修相談も行っている。

また、学期初めに履修手続きを怠り、その結果卒業が不可能となるケースを防止するために、履修申請時に教務課において、授業履修登録のエラー、未登録データの洗い出しを行い、該当する学生を呼び出して履修アドバイスを徹底的に行っている。【資料 2-2-1～7】

このように、アカデミックアドバイザーと教務課職員とが連携・協働して学生の成績向上、卒業に向けた履修指導を行うなど、以前から学生や保証人が必要とする支援体制を整えている。

令和元(2019)年からは、支援が必要な学生をできるだけ早く把握するため、Google Form を利用したアンケート調査を実施し、翌令和2(2020)年からは、学生の心理状況を把握することを目的とした全学生を対象とする「悉皆(しっかい)調査」を年に2回実施することで必要な情報を収集・共有することに努めている。

その他、学生への情報発信として、コロナ禍を機に「商大修学関連まとめサイト」を立ち上げ、教員の連絡先(メールアドレス)や授業に関連する情報を提供し、これを教職員と学生が共有することで学修支援の充実を図っている。【資料 2-2-8～11】

また、新入生についても、入学試験合格後の修学意欲が高い状態を入学後も維持・継続できるような働きかけとして、コロナ禍以前から入学前教育の取組を行っており、初年次教育につなげる努力をしている。

従前は、本学の入学生の基礎学力レベルなどを考慮した形で、外部業者作成による、高等学校主要5科目の復習的内容の問題を反復学習させる方法をとっていた。初期においてはほぼ全ての学生が受講していたが、回数を重ねるうちに受講者数も低下し、受講率や課題達成率も入学者の半分を大きく下回る状況となり、その本来の履行意義や目的からかけ離れる結果となった。初年度での退学防止効果を図るためにも、新たな対策が必要となった。

そのため、大学では平成31(2019)年度より抜本的な変更案の検討を始め、令和4(2022)年度より次の方法に変更した。

基本は原点に立ち返り、大学での学びに欠かせない「読む」「書く」「考える」ことに的を絞ることとした。すなわち、各専任教員がそれぞれの専門領域や心象に残る書籍を紹介する。入学予定者はいずれかの書籍を選択、講読し、既定の文字数などに配慮しつつ感想文を書いて、これを所定の期日までに提出する、その後、該当書籍を提示した専任教員が提出された感想文に目を通して添削を行い、あるいは感想を付して、入学時のオリエンテーション内で設定した「ウェルゼミ」と呼ばれる時間内に入学者に返却する。ただし、「ウェルゼミ」はたんに感想文を返却するだけでなく、担当教員は出席者に対して最大100分のゼミナール形式の授業を実施し、グループワークなどを通して該当書籍を素材とした議論を行う。これは大学における授業、とりわけゼミナールの先取り体験も意味しており、担当教員は本学での学びについての考え方や心構えなども併せて伝達する重要な機会となっている。

こうした初年次教育の改革から、特に入試日程の初期に行われる総合選抜や特別推薦入試の合格者に生じやすい、就学前の学習意欲の低下を防ぐことができた。それと共に、入

学前に改めて探求意欲を刺激することで「大学での学び」に対する意識の覚醒にも効果をあげた。

また、入学前に専任教員との接触やコミュニケーションの場を提供したことによって、入学者の大学に対する早期の親和性向上にもつながる効果があった。【資料 2-2-12～14】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. SA・メンターの活用

本学では、平成 26 (2014) 年より、初年次に実施する社会力演習と ICT リテラシーの授業に 2～4 年次の上級生が新入生の指導・サポートにあたる SA (Student Assistant) 制度を導入している。学生ばかりか後述の通り受験生からの評判も良く、本学の教育を支える重要な取り組みとなっている。さらに SA を助けるメンターも 2～4 年次の学生から選抜している。

SA・メンターは、2～4 年次の有志学生を採用し、実際にどのようなサポートを行うべきか丁寧な研修を行いながら育成している。主な業務は、教員の授業補助とクラス運営の円滑化であるが、本学の授業を初めて受ける学生の緊張を解く、いわゆる「アイスブレイク」には特に大きな役割を果たしている。

年齢差が少ないこともあって、教員にはない安心感を学生に与えている。もちろん、他の学生に教えることにより自らがより深く学ぶ精神を養えるというように SA・メンター側にもメリットがあり、本制度を積極的に推進している。

また、SA・メンターが配置される初年次の授業では、正課授業内容に対する指導的要素に加え、同時に発生する受講生とのコミュニケーションや受講生同士、あるいは授業担当教員とのコミュニケーションが自然発生的に生まれる形となっている。

これにより、教員、SA・メンター (学生)、初年次受講生三者の間に相乗的な親和的關係が構築され、円滑な相互コミュニケーションが生じる。さらに、正課授業外においても、受講生が SA に学生生活に関わる相談を持ちかけたり、SA と受講生という垣根を越えた交友関係が生まれるなど、教職員の目が届きにくい場面での問題解決も可能となっている。これが初年次中退者数の減少・抑制に大きな効力を発揮している。

令和 2 (2020) 年度からは、アクティブ・ラーニング形式で行われる「社会力演習」及び ICT 活用を主眼に置いている。「ICT リテラシー」では、SA のほかにグループディスカッションを補助するメンターを各グループに 1 名配置するなどして、導入教育の支援を強化している。

また、新入生の入学前の動機付けの面でも SA・メンターの存在は大きいといえる。SA の業務を担っている学生の多くは、正課以外にも、本学の広報媒体やオープンキャンパス等の大学イベント業務にも携わっており、受験生が大学で生き生きと活躍する SA の姿を目にし、実際にキャンパスの案内や説明など、あるいは受験生が個人的に直接コミュニケーションを取るなどの機会を通じて、一種のあこがれの対象として受験生の心象に強く刻まれ、これが大きな入学動機となっている。

これに付け加えるならば、初年次に授業において SA と出会い、その指導やアドバイスを受けた学生たちの多くが上位学年に進級した際に自ら SA を志望するという一種の循環現象が起こっており、これが SA の人材確保と制度の継続性という付加価値的役割をも果

たしている。【資料 2-2-15～18】

2. オフィスアワー制度

本学では、専任教員が学生の相談に応じる時間帯（オフィスアワー）を設けている。オフィスアワーは専任教員と学生とのコミュニケーションを充実させるために設けられた時間であり、この時間は、授業内容等に関する質問や勉強方法、さらには就職や将来の進路等、学生生活全般についての不安や疑問、個人的な相談にも応じていることを周知している。

また、コロナ禍で対面での相談ができなかった時期も、オンラインを活用しながら学生との交流を深める工夫を重ねてきたが、対面による教員と学生の交流を活性化させる必要性も感じており、対面形式を再開した令和 5（2023）年度からはさらに本制度についての周知を徹底している。【資料 2-2-19】

3. 障害のある学生への配慮

障害学生支援室を令和 5（2023）年度から本格稼働させ、管理本部健康支援部内に設置した。障害学生支援室には専任教員と専門のコーディネーターを配置し、障害のある学生が、他の学生と同様に修学に励めるよう合理的配慮を行っている。

具体的には発達障害のある学生がグループワークに支障なく参加できるための支援や黙り込んでしまう傾向のある学生に発言代替の配慮提供などの支援を行っている。このように学生一人ひとりの特徴にあわせた配慮内容を調整し、説明動画も含めて履修授業の担当教員と共有しながら支援を行っている。【資料 2-2-20】

4. 中途退学・休学・留年等の対策

先述したように、本学では SA の存在が中退防止の効果を発揮し、中退者減少に大きな役割を果たしているが、それ以外の対策としては、「修学相談会」を挙げることができる。修学相談会はアカデミックアドバイザーによる学習全般に関する相談会で、保証人に向けて例年 7 月頃に通知を発送し、参加を呼びかけている。修学に関する悩みや不安のある学生及び保証人はこの機会を活用し、次の学期（セメスター）に臨む事となる。また、成績発送時には、単位修得状況が芳しくない学生及び保証人を対象に、再度参加を呼びかけ、修学相談会を再起の機会としている。このように保証人とアカデミックアドバイザーが連携することで、学習態度の改善につながるケースも多く、一定の効果を上げている。【資料 2-2-21～23】

[エビデンス集・資料編]

【資料 2-2-1】履修エラーチェックリスト_2021 春

【資料 2-2-2】履修エラーチェックリスト_2021 秋

【資料 2-2-3】履修エラーチェックリスト_2022 春

【資料 2-2-4】履修エラーチェックリスト_2022 秋

【資料 2-2-5】履修エラーチェックリスト_2023 春

【資料 2-2-6】履修エラーチェックリスト_2023 秋

- 【資料 2-2-7】履修エラーチェックリスト_2024 春
- 【資料 2-2-8】アカデミックアドバイザー制度の目的と役割について
- 【資料 2-2-9】Google Form を利用したアンケート調査の結果
- 【資料 2-2-10】学生悉皆調査の報告
- 【資料 2-2-11】商大修学関連まとめサイト
(<https://sites.google.com/shodai.ac.jp/matome/>)
- 【資料 2-2-12】2022 年度入学前教育実施資料及び報告書
- 【資料 2-2-13】2023 年度入学前教育実施資料及び報告書
- 【資料 2-2-14】2024 年度入学前教育実施資料及び報告書
- 【資料 2-2-15】SA (Student Assistant) 制度 (本学 Web サイト)
(https://www.shodai.ac.jp/education/department/sa_system/)
- 【資料 2-2-16】211_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学生スタッフに関する学長裁定
- 【資料 2-2-17】SA 研修資料
- 【資料 2-2-18】SA メンター報告会
- 【資料 2-2-19】教員時間割表 (商大 Web 情報システム)
- 【資料 2-2-20】障害学生支援室 2023 年度支援実績
- 【資料 2-2-21】修学相談会について
- 【資料 2-2-22】修学相談会 (成績不振者) について
- 【資料 2-2-23】中退・休学状況

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制強化については、アカデミックアドバイザー制度を中心とした運用を継続する。また、令和 6 (2024) 年 4 月から障害者差別解消法の合理的配慮の義務化に伴う「障害のある学生への修学支援 (障害学生支援室)」の取り組みを強化するなど、法改正や社会からの要請、学生ニーズの変化に対応しながら支援体制の改善・強化に努める。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

「横浜商科大学中長期計画 (後期)」に沿い、令和 5 (2023) 年 4 月より、「生きる力を支え育てる」ことを目的に、正課内外において包括的なキャリア教育・支援および教育実践を行っている。

正課内で行うキャリア教育では、授業設計にあたり、学内のキャリアデザインや教育学

の知見を集約して反映させ、それを各科目担当者に提供している。科目担当者は、各クラスの特徴に合わせて教育の実践を行うなど、教職協働の取り組みとして行っている。

【資料 2-3-1～2】

1. 正課内で行うキャリア教育（キャリアデザイン）

キャリアデザインは2年次春学期から3年次秋学期までの4学期にわたる授業である。本学の総合教養教育はキャリア教育を「生きる力の涵養」と定義しており、この定義を土台とするキャリアデザインの目指すところは、社会の中で生きるための力を養うこと、すなわち自分らしい人生とは何か、そのために今どのように行動すればよいのかを考え、それを実行・実現できる力を育むことにある。

そこで、各キャリアデザインでは、以下の講義目標と到達目標を定めている。

キャリアデザイン1

講義目標 = 社会で必要な力を育みながら、卒業後の進路選択の準備および行動する力を身につけると共に、自己理解や企業理解を深める。

到達目標 = (1) 社会で生きるとは何か、授業内容を理解したうえで説明できる。
(2) 自身がどのように生きるか表現できる。

キャリアデザイン2

講義目標 = 自分らしい働き方とは何か、そのために今どのように行動するかを考え、行動できるようになる。

到達目標 = (1) 社会で働くとは何か、理論等授業内容を理解したうえで説明できる。
(2) 自身がどのように働くか表現できる社会で必要な力を育みながら、卒業後の進路選択の準備および行動する力を身につけると共に、自己理解や企業理解を深める。

キャリアデザイン3

講義目標 = 社会で必要な力を育みながら、卒業後の進路選択の準備および行動する力を身につけると共に、自己理解や企業理解を深める。

到達目標 = (1) 進路選択の概要およびその方法について説明できる。
(2) 自己理解、企業理解をもとに、自分自身について説明できる。

キャリアデザイン4

講義目標 = 進路選択における実際の活動（面接など）を理解し、行動する。

到達目標 = (1) 企業への選考の方法、その内容や目的について説明できる。
(2) 選考に向けて、自分自身のことを表現できる。

なお、各キャリアデザインでは、「社会の中で生きる」をテーマに、本学OB・OGを中心とした20～30歳代の社会人を5～6人招聘し、それぞれの「自分史」を語る機会を設けている。語り手には、どのような困難に出会っているのか、またどのような喜びや嬉しさを

どを感じながら日々を「生きている」のかを語ってもらう。学生の年齢に近い現役の社会人から、職業生活の現実や問題の対処法など、その「生き方」について話を聞くことは、まだ人生経験の乏しい学生にとっては、「社会の中で生きる現実」を実感し、社会へ向けた心構えを意識する格好の機会となっている。実施に至った経緯には、社会の現実を知らずに就職して短期間で、極端な場合は入社当日に退職してしまうといった深刻な事態を避けるための方策という面もある。

キャリアセンターが主催し毎年数回実施している学内合同企業説明会について、令和5（2023）年度は授業の一環として実施した。合同企業説明会で得た企業情報については、レポート提出に加え、翌週の授業でグループシェアを行った。イベントへの参加に加え、企業研究シート（会社概要や会社の特徴、主要事業などを記入させるもの）を配付して、印象が薄れないうちに記入させ翌週の授業で提出させるほか、授業内で振り返っての討議などを実施している。これにより3年次生全員に企業理解を深めさせた。

【資料 2-3-3~7】

2. 正課外で行うキャリア教育

課外で行うキャリア教育の実施にあたっては、授業とつながる形で、時期と内容を設定している。例えば、「面接対策」については、12月に授業で行い、それを踏まえて授業外の学内ガイダンスでは「面接おさらい講座」を実施した。

なお、学生の生活スタイルを踏まえ、昼休みに効率的に実施した。また、講師には大学のキャリアコンサルタントを起用し、学生が学内ガイダンスから個別相談へとつながりをもって臨めるよう工夫した。

【資料 2-3-8】

(1) 学内合同企業研究会

前項、「正課内で行うキャリア教育（キャリアデザイン）」で触れた学内合同企業研究会における取組みについて、キャリア意識の深度を計る CAVT 尺度を使い学生のキャリア意識を12項目のアンケート調査により測定した。その結果、キャリア意識が醸成されている傾向が見られ、正課内、正課外及び教職協働による取組みに一定の成果が表れていることが見て取れた。

【資料 2-3-9】

(2) 短期の企業内就業経験

企業サイドの短期就業機会（企業はインターン制度と称する場合が多い）を設けて、採用活動に結び付けている実態を踏まえ、短期就業機会の情報提供も実施している。これにより授業内でのインターン採用と併せて、企業を知る機会を増やしている。学生への就職活動に関するアンケートでも、こうした1日程度の短期の就業機会を何度も活用している学生が多い。【資料 2-3-10】

(3) 各種就職対策講座

就職活動には、専門知識や技術だけでなく、コミュニケーション能力やプレゼンター

ション能力などのソフトスキルも重要である。就職対策講座では、授業で得たこれらのスキルを強化する機会を提供し、学生が総合的な能力を持つ人材として成長することを支援している。

また、現在の就職市場の動向や業界ごとの採用傾向など、最新の情報を提供し、より効果的な就職活動の戦略を立てさせ、変化の激しい就職市場に対応する力を養っている。

学生が効果的な準備方法を学ぶことで、学生は自信を持って就職活動に臨むことができ、内定獲得の可能性が高まっている。そのためキャリアセンターでは、業界研究講座、グループディスカッション・面接対策講座、筆記試験・エントリーシート対策講座などを実施し、就職活動を直前に控えた学生を支援している。

【資料 2-3-11】

(4) 資格取得支援

資格取得支援については、学生は自身の興味や将来の目標に合わせて、より幅広い知識やスキルを習得することができ、学業だけでなく、実践的なスキルも身に付けられるため、総合的な人材育成が可能となる。また、学生が就職活動を有利に進められるよう、資格取得は大きな強みにもなる。

これまで学部・学科に関連した（ビジネスに役立つ）「資格取得支援講座」、たとえば、簿記 2・3 級、税理士による財務諸表の読み方、旅行業資格、IT パスポートなど、10 講座を開講している。

本学が定める資格を取得した場合、奨学金を給付する資格取得奨励奨学金制度を設けている。そのような中、さらに授業との関連性を持たせるため令和 5（2023）年度には、資格取得支援に関わるアンケートを学内教職員に実施し、商学部において必要だと思われる資格について検討した。

【資料 2-3-12～13】

以上のように、正課内で行うキャリア教育とキャリアセンター（正課外）で実施する「キャリアガイダンス」や「個別相談」を学生が往還することによって、キャリア形成を促し、ライフキャリア、ワークキャリアを踏まえた進路選択ができるよう、自己理解や企業理解を深めさせている。【資料 2-3-14～15】

[エビデンス集・資料編]

【資料 2-3-1】 横浜商科大学中長期計画（後期）

【資料 2-3-2】 授業設計の関係資料

【資料 2-3-3】 キャリアデザイン 1 シラバス

【資料 2-3-4】 キャリアデザイン 2 シラバス

【資料 2-3-5】 キャリアデザイン 3 シラバス

【資料 2-3-6】 キャリアデザイン 4 シラバス

【資料 2-3-7】 学内合同企業研究会資料

【資料 2-3-8】 面接おさらい講座資料

【資料 2-3-9】 CAVT 尺度による測定結果

【資料 2-3-10】「短期の企業内就業経験」関係資料

【資料 2-3-11】各種就職対策講座関係資料

【資料 2-3-12】各種資格取得支援講座関係資料

【資料 2-3-13】資格取得に関わるアンケート

【資料 2-3-14】横浜商科大学大学案内 2024

【資料 2-3-15】横浜商科大学大学案内 2025

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

「横浜商科大学中長期計画（後期）」に示した「学生のキャリア支援の推進」について、正課内では令和 7（2025）年度からスタートする新カリキュラムにおいて、これまで実施してきたキャリア関連科目を踏まえ PDCA を回し、キャリア教育の支援体制を整備し、より充実したものにていく。

正課外で行っている合同企業説明会やガイダンスについては「企業とのマッチング支援の推進」を念頭に、学生の望む就職先、企業の求める学生像を踏まえ推進していく。さらに資格取得支援についても、学科に紐づいた資格や令和 7（2025）年からスタートする授業と連動した資格など、本学の教育方針を踏まえつつ戦略的な支援を行う。また、資格取得支援に関わるアンケートを学内教職員に実施するなどして、商学部において必要だと思われる資格についてさらに検討し、新たな資格取得支援講座が開講できるよう議論を重ねる。以上を通じ、全体としてキャリア支援を活用する学生数を増加させていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、課外活動・奨学金・保健指導の支援や、厚生補導に関する業務を学生支援専門部会及び学生総合支援部学生支援課が担っている。

中でも、個々の学生の健康面や精神面での包括的支援を行うために、新入生を対象とした UPI 検査と、全学年を対象とした大学独自の悉皆（しっかい）調査を年 2 回実施し、学業不振・不登校・うつ病・大学不適應など、心の問題を早期に発見し、問題が顕在化する前に対応できるよう健康支援部（保健室・学生相談室）や、アカデミックアドバイザーとの連携を強化し、特にアカデミックアドバイザーについては担当学生に寄り添う事で、不安の払拭や親和性の構築を実現している。

アカデミックアドバイザーは、中退予防対策として健康面や精神面に加え、学習意欲の低い学生等から学籍異動（退学・休学）の申し出があった際は必ず面談を行い、学生の意思を確認し適切な支援により中退抑制（学業継続）につなげている。

保健室には専任の保健師を配置し、学生相談室には非常勤ながらも 3 名の専門のカウンセ

セラール（臨床心理士）が交代で常駐する体制を構築している。

【表 2-4-1】保健室、学生相談室 利用状況一覧 (単位：人)

	令和 5 (2023)年度	令和 4 (2022)年度	令和 3 (2021)年度	令和 2 (2020)年度	令和元 (2019)年度
保健室	2,847	2,741	1,882	1,097	2,440
学生相談室	182	230	382	264	298

さらに、障害者差別解消法の改正に伴い、令和 5 (2023) 年度より障害学生支援室を設置し、非常勤ながらもコーディネーター（精神保健福祉士）を配置したことで、合理的配慮を適切に提供できるよう組織体制を強化した。相談マニュアルや教職員に向けた FD 研修を通じて障害学生支援についても理解が深まるよう啓蒙し、ソーシャルスキルトレーニングも開始している。

留学生には、授業への出席を優先させていることから、国際交流担当職員が在留資格更新など入国管理局への申請手続きについて支援している。また、令和 3 (2021) 年度から留学生と日本人学生が交友関係を築き、異文化に触れる機会や国際的な視点で物事を捉える力を身につけ、社会で役立つ経験を得ることを目的とした「留学生バディ制度」が創設され、令和 5 (2023) 年度は留学生と日本人バディとの交流の場として、バーベキュー大会、千葉県への旅行、茶道体験などを通じて日本文化を体験しながら、日本人学生との交流を図っている。また、 Semester 毎に「横浜商科大学私費留学生の学費減免規程」で定める成績評価 (GPA) が一定値以上であった留学生で、「横浜商科大学私費留学生の学費減免規程細則」で定める「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度給付要件」に基づき 30% の授業料相当額を減免している。

【表 2-4-2】留学生授業料減免 (還付) (単位：人)

	令和 2 (2020)年度		令和 3 (2021)年度		令和 4 (2022)年度		令和 5 (2023)年度		令和 6 (2024)年度
授業料相当額 30%減免	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春
	23	27	18	15	10	12	9	10	4

学生に対する経済的な支援策として奨学金制度を設け、多くの学生がこれらの奨学金を活用している。入学前の資格取得等による奨学金と在学中の選考等による奨学金など、本学独自の多様な奨学金制度を設けている。

本学では、クラブ活動など学生の課外活動活性化を目的に、各種支援金制度を制定している。体育部委員会所属の 6 団体（剣道部・硬式野球部・ラグビーフットボール部・サッカー部・バドミントン部・ハンドボール部）を指定部として支援額を加算し、さらに強化指定部（剣道部・硬式野球部）においては、スポーツ特待生制度を定めるなどして、学生の活動実態に即した支援を行うことで、課外活動活性化の一助となるよう注力している。

令和 4 (2022) 年度に学生組織の健全な発展のために教員や職員がこれを支援する機能を備えた学友会へ改組し、2 年が経過した。学友会は、担当教員と担当職員を含めた総務

委員会を定期的を開催し、学生組織の健全な発展のために規約の定めに基づき活発に活動している。

さらには学友会等主催の企画や催しが年々増えてきており、令和 4（2022）年度はアイス自動販売機設置のための企画立案、新入生を対象とした歓迎会やゆるふわサロン（女子会）の開催、令和 5（2023）年度は前年度の企画を継承しながら、ゲーム大会、健康に関する講演会、餅つき大会、キッチンカーフェア開催、意見箱設置など新たな活動も実現した。

また、令和 4（2022）年度から大学祭（飯山祭）がオンラインから対面実施となり、令和 5（2023）年度には企画の見直しや地域連携の強化を推進し過去最高の来場者数を記録するなど、学生支援課と学生支援専門部会の働きかけにより学生の主体性が育まれ帰属意識の醸成に繋がっている。【資料 2-4-1～24】

さらに、本学では多様な人材の確保を目的に、一般選抜入試のほか、学力考査だけでは判断できない能力や思考等も加味した推薦入試や総合型選抜入試等の様々な入試選抜方法を実施しており、その中で多くの奨学金制度を展開し、入学金や授業料相当額の免除を行っている。

【表 2-4-3】入学時奨学金制度一覧

		令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
奨学生	学費免除 ・授業料 ・施設設備費 全額免除	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
奨学生	授業料 全額免除	35 件	4 件	6 件	3 件	3 件
	授業料 半額免除	13 件	8 件	14 件	13 件	0 件
奨学生	入学金相当額 給付	33 件	43 件	28 件	35 件	11 件
	入学金 50% 相当給付	5 件	4 件	3 件	8 件	0 件

[エビデンス集・資料編]

【資料 2-4-1】令和 6 年度（2024 年度）オリエンテーション日程

【資料 2-4-2】令和 5 年度（2023 年度）春・秋学期全学年悉皆調査報告書

【資料 2-4-3】令和 5 年度（2023 年度）春学期 学籍異動面談の実施について

【資料 2-4-4】横浜商科大学学生便覧 2024（P74-77）

【資料 2-4-5】留学生バディ制度

【資料 2-4-6】学費・奨学金（本学 Web サイト）

(<https://www.shodai.ac.jp/scholarship/>)

- 【資料 2-4-7】 901_第 9 章 学費等_横浜商科大学学費等納付規程
- 【資料 2-4-8】 902_第 9 章 学費等_横浜商科大学入学者に係る学費免除及び給付に関する規程
- 【資料 2-4-9】 825_第 8 章 学務_横浜商科大学特待生規程
- 【資料 2-4-10】 908_第 9 章 学務_横浜商科大学スポーツ特待生取扱要領
- 【資料 2-4-11】 833_第 8 章 学務_横浜商科大学による学友会体育部委員会への支援に関する要領
- 【資料 2-4-12】 906_第 9 章 学費等_横浜商科大学資格取得奨励奨学金給付に関する規程
- 【資料 2-4-13】 903_第 9 章 学費等_横浜商科大学私費留学生の学費減免規程
- 【資料 2-4-14】 904_第 9 章 学費等_横浜商科大学私費留学生の学費減免規程細則
- 【資料 2-4-15】 横浜商科大学学友会規約
- 【資料 2-4-16】 令和 5 年度 (2023 年度) 学友会総務委員会議事録
- 【資料 2-4-17】 令和 5 年度 (2023 年度) 学友会主催新入生歓迎会・部活動勧誘会報告書
- 【資料 2-4-18】 令和 5 年度 (2023 年度) 第 4 回ゆるふわサロン報告書
- 【資料 2-4-19】 令和 5 年度 (2023 年度) 学友会主催ゲーム大会報告書
- 【資料 2-4-20】 令和 5 年度 (2023 年度) 学友会主催アイス自動販売機設置企画書
- 【資料 2-4-21】 令和 5 年度 (2023 年度) 学友会主催保健講演会報告書
- 【資料 2-4-22】 令和 5 年度 (2023 年度) 文化部委員会主催 餅つき大会開催報告書
- 【資料 2-4-23】 令和 5 年度 (2023 年度) 学友会主催キッチンカーフェア報告書
- 【資料 2-4-24】 令和 5 年度 (2023 年度) 第 56 回飯山祭開催報告書

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

個々の学生に対する包括的な支援を継続していく。また、中退予防に資する取組の一つである、課外活動の活性化についても PDCA サイクルを回す中で、より良い支援方法についての検討を継続していく。また、学友会との連携については、月 1 回開催する総務委員会での議論を深めながら、各団体へのサポートや、活性化に向けた働きかけを行う。

さらに、学友会の下部組織である体育部委員会・文化部委員会・大学祭運営委員会・留学生委員会は、運営面で安定性に差が生じているため、この差を埋めるためにも、これまで以上に学生と学生支援専門部会及び学生支援課が一体となって活動し、様々な活動を通じて学生と教職員との一体感を醸成することで、学友会組織の活性化を促進させ、学生生活のさらなる安定へ繋げる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地、校舎等の学修環境の運営・管理は、管理本部総務部管財課が行っている。本学の教職員のみならず外部の専門家も参加する建築設備アドバイザーボード（平成 30（2018）年度をもって廃止）及び情報関連の外部の専門家も参加する ICT アドバイザーボードが設置され、外部専門家による様々な意見を取り入れている。建築設備アドバイザーボードの成果は、学生のためのフリースペースの設置とアクティブ・ラーニング教室の増設が挙げられ、大・中・小の既存講義室に加え、本学の特色である少人数教育に対応する講義・対話形式の多様な授業やゼミナールでの少人数利用に大いに活用されている。また、昭和 57（1982）年に神奈川県足柄下郡湯河原町に開設した「湯河原学術研修所」についても、修繕及び改修を適宜実施し、ゼミナールの合宿や学生団体が催すリーダーシップキャンプなど各種研修会の場として活用されており、講義室とは異なる学修環境の提供が可能となっている。

令和元（2019）年 3 月に、文部科学省防災機能等強化緊急特別推進事業（学校施設耐震改築工事）の補助金事業として建設した鉄筋コンクリート造・地上 3 階建ての「開学 50 周年記念館（3 号館）」が完成し、1・2 階に講義室、アクティブ・ラーニング教室を配し、1 階に音楽スタジオ、3 階にはカフェテリアにコモンズが隣接し、屋上グラウンドと合わせて、学生の自由な学習と活動エリアの充実を図った。その後、令和 5（2023）年 3 月に新研究棟施設整備計画新築工事（鉄筋コンクリート造・地上 3 階建て）が完了し、内装木質化が実現したカーボンニュートラルな研究室では、教員の研究環境の向上と、教員と学生との交流の機会の一助となり、学生の学ぶ意欲と研究活動の活性化に繋がることを期待できる。

なお、本学の建物の耐震診断進捗状況として、令和 4（2022）年に延べ面積 2,000 m²以下の小規模建物として、未実施だった 6 号館耐震診断を完了した。今後は診断結果に基づき 6 号館の耐震改修や改築の計画を策定していく。

一方の ICT アドバイザーボードでは、安全かつコスト削減が継続的に可能な学内のネットワークシステム導入及び、各教室に設置している AV 機器の更新に向けた課題に学外専門家による助言を活かしながら取り組んでいる。学内の機器が順次保守期限切れになることから、更新を検討する際は、システムの冗長性を確保し、耐障害性の向上、かつ安定運用可能な更新を実施するように最新の技術について情報共有しながら教育環境の再整備を行っている。今後の課題として、コロナ禍により大学における授業形式の在り方についても検討されるようになり、オンライン授業と対面授業を同時に学内から実施できる環境のさらなる整備を進めるとともに、オンデマンド授業にも対応できる環境整備にも着手している。

また、バリアフリーについては、3 号館はバリアフリー法に基づき対策を講じており、続いて完成した研究棟についてもエレベータ、屋外スロープ、多目的トイレを設置し、誰でも使いやすい施設の整備を進めている。【資料 2-5-1～9】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学図書館は、商学系の専門資料を中心に、令和 5（2023）年 5 月 1 日時点で、18 万 1,587 冊の図書、1,134 種の紙雑誌、1,208 点の視聴覚資料、4,067 種の電子ジャーナル、3 種のデータベースを収蔵している。図書の内、学生が自由に利用できるものは約 15 万冊あり、令和 5（2023）年 5 月 1 日時点の学生数（聴講生は除く）1,368 人で換算すると、学生一人当たり約 109 冊が充てられる。

本学独自の蔵書コレクションとしては、本学の創立者・松本武雄初代学長の名を冠した「松本記念文庫」がある。この文庫は、国内外の社史、経営史を中心に収集したコレクションであり、図書 7,568 冊（この冊数は先に述べた図書 18 万 1,587 冊に含まれる）を所蔵している。これらの資料は、商学の発展のため学内外の研究者の利用に供している。

施設については、本学の学生及び教職員（以下「学内利用者」という。）は、Wi-Fi 環境が整った閲覧室を自由に利用できる他、グループワークの場に適した「グループ学習室」も事前に申し込むことで利用できる。ただし「グループ学習室」については、新型コロナウイルス感染防止のため令和 2（2020）年度～令和 5（2023）年度においては、学生だけの利用は原則受け付けていない。

開館時間については、夜間時間帯（17 時以降 19 時までの間）にどのくらい図書館利用があるのかを確かめるため、令和 4（2022）年度秋学期に夜間時間帯における入館者数を集計した。また学内利用者に対しアンケートを行い、夜間時間帯の図書館利用を求めるか要望を確認した。その結果、令和 5（2023）年度は、講義のある平日は 9 時から 18 時まで、土曜日は 9 時から 13 時まで、長期休暇期間中の平日は 9 時から 16 時 30 分までの開館時間とすることにした。また、1 週間前までに教員から申し込みがあった場合のみ、開館（閉館）時間を調整することにした。

学内利用者に対する図書館サービスについては、閲覧室の利用、グループ学習室の利用（令和 5（2023）年度は学生のみでの貸出は行っていない）、資料の閲覧、貸出、情報収集補助等の他、学外からでも利用できるサービスも提供している。

例えば、

- ・学外ネットワークからも利用できる電子資料の提供（電子書籍、電子ジャーナル）
- ・オンライン上で、学内利用者からの質問に答えるサービス（オンラインレファレンスサービス）
- ・他大学図書館から資料を取り寄せするサービス（ILL サービス）をオンライン上で受け付ける
- ・長期休暇期間中に実施している、郵送での資料貸出サービス（郵送貸出サービス）がある。【資料 2-5-10～18】

また、スポーツ実習などの体育実技系講義や課外活動において活用される施設設備として、学生を対象としたスポーツジムを 7 号館に設置している。部活・サークルでの利用にとどまらず、誰もが気軽に健康増進やリフレッシュできる場となっている。また、スポーツジムの運営に、学生が主体的に携わる機会を設け、施設マネジメントや運営などを実習できる環境を提供している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

最近のバリアフリー対応として、3号館の新築時に既存の中庭から3階へのスロープによる接続を設け、車椅子利用者専用駐車場、エレベータ、屋上グラウンドへの椅子式昇降機、主要階段・出入口の点字ブロック、各教室出入口ドアに半自動引き戸、各階にオストメイト付き多目的トイレの設置を実現した。同時に、各既存棟の1階トイレに手摺や姿見を増設し出入口扉の引手を交換するバリアフリー改修を行い、車椅子利用者や高齢者・障害者、子ども連れなど多様な人が施設を利用できるよう利便性の向上に努めている。計画修繕においても、全ての既存棟階段室に手摺の設置を完了している。また、新築した研究棟についても、エレベータ、屋外スロープ、多目的トイレを設置するなど利便性を向上している。【資料 2-5-19】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数は、授業内容及び教育効果を十分に上げられるよう適切に管理している。初年次教育は、アクティブ・ラーニング形式の授業を1クラス30名程度で編成し、ゼミナールについても15名程度としている。教育効果を低下させると教務専門部会が判断した場合は、履修登録後に抽選するなどして適正な人数で受講できるように対応している。【資料 2-5-20～21】

[エビデンス集・資料編]

【資料 2-5-1】 309_第3章 組織等_学校法人横浜商科大学管理部アドバイザーボード
設置運営要領（廃止：20180903）

【資料 2-5-2】 横浜商科大学講義室等概要

【資料 2-5-3】 323_第3章 組織等_学校法人横浜商科大学情報システム運営部会要項

【資料 2-5-4】 キャンパスガイド（J. 3号館（開学50周年記念館））（本学Webサイト）
(https://www.shodai.ac.jp/university/campusguide/map_j/)

【資料 2-5-5】 新研究棟資料

【資料 2-5-6】 耐震診断に関わる補助金実績報告書

【資料 2-5-7】 ICTアドバイザーボード 議事録

【資料 2-5-8】 私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金確定通知書

【資料 2-5-9】 ニュース&トピックス「開学50周年記念館『新3号館』竣工！」（本学Webサイト）

(<https://www.shodai.ac.jp/news/detail/431>)

【資料 2-5-10】 図書館調査票 2023

【資料 2-5-11】 2022年度の秋学期図書館体制案について

【資料 2-5-12】 20220801 図書館アンケート集計結果

【資料 2-5-13】 図書館開館について（2023年春学期分）

【資料 2-5-14】 図書館開館について（2023年夏季休暇・秋期分）

【資料 2-5-15】 学外からの各種申込みフォーム一覧

【資料 2-5-16】 202312 図書アンケート集計結果

【資料 2-5-17】 図書館開館について（2024年春学期分）

【資料 2-5-18】 学外者向け図書館サービスについて

【資料 2-5-19】 バリアフリー対策一覧

【資料 2-5-20】 商大の学び方（本学 Web サイト）

(<https://www.shodai.ac.jp/education/charm/>)

【資料 2-5-21】 履修定員について

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

図書館等の将来計画は、令和 6（2024）年度は本学学部に関係する分野の資料の他、大学院新設に必要な資料についても収集対象とし、電子ジャーナルについては、利用状況と契約金額とを比較し、費用対効果の低いものを購入リストから外す、あるいは教員等の意見などを参考にし、新たな電子ジャーナルの購入を検討するなど、契約する電子ジャーナルの種類を見直していく。開館時間については、2-5-②「実習施設、図書館等の有効活用」で示した令和 5（2023）年度の開館体制を継続して実施する。また令和 6（2024）年度以降の「グループ学習室」の利用については、学生だけの利用も認める従来の体制に戻す。学外者向け図書館サービスについては、令和 5（2023）年度は対象者を鶴見区民に限定しているが、令和 6（2024）年度はコロナ禍前（令和 2（2020）年度以前）のサービス体制に戻す。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望等は、各学期末に全科目を対象として実施している「授業評価アンケート」により把握している。授業評価アンケートの目的は、講義を受講している学生が講義に対してどのような点で満足・不満を持っているかを知る機会とし、それを各教員へフィードバックすることで授業改善に役立てている。

本調査の集計結果は本学 Web サイトを通じて学内外に公表しており、各授業に寄せられた学生の意見に対しては、本学のディプロマ・ポリシーとして設定されているスキルの達成状況を点検・評価し、本調査で得たデータをもとに FD・SD 研修の企画、その他各教員が授業内容・方法の改善策をシラバスに反映するなど、学士課程教育の質保証に活用している。【資料 2-6-1】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望等の把握は、主にアカデミックアドバイザーが面談する形で行っている。面談後には、面談記録を教学システム「商大 Web 情報システム」にある「スチューデントプロフィール」機能を活用して教職員が共有できるようにしている。

また、令和 2（2020）年度より学生の心身面についてサポートすることを目的に各学期で実施する「学生悉皆調査」を通じて広く情報を収集し、学生の状況により保健室や学生相談室が対応している。学内での対応が難しい場合は学外専門家を紹介することで、学生に対し適切な支援体制を整えている。

これらは、学生支援専門部会と学生支援課、アカデミックアドバイザー、健康支援部が連携することで、より迅速かつ丁寧に対応することが可能となった。【資料 2-6-2～5】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

令和 5（2023）年度より、「学生教育懇談会議」を通じて直接学生から本学の教育方針や学生生活、そして施設・設備等についての情報収集を行える機会を得て、学修環境の改善につなげることが可能となった。

また、学生食堂会議を年 1 回実施することで、2 か所の食堂（カフェ）も席の配置変換やメニューの充実、学友会 SNS を駆使し毎日メニュー公開するなど、学生からの意見・要望を参考に環境の改善を行っている。【資料 2-6-6～8】

〔エビデンス集・資料編〕

【資料 2-6-1】 IR 情報（本学 Web サイト）

(https://www.shodai.ac.jp/university/ir_info/)

【資料 2-6-2】 スチューデントプロフィール（商大 Web 情報システム）

(<https://unipa.shodai.ac.jp/up/faces/up/po/Poa00601A.jsp>)

【資料 2-6-3】 令和 5 年度（2023 年度）春・秋学期全学年悉皆調査報告書

【資料 2-6-4】 令和 6 年度（2024 年度）全学悉皆調査アンケート内容（画面）

【資料 2-6-5】 学生悉皆調査アンケートフロー

【資料 2-6-6】 令和 5 年度（2023 年度）学生食堂会議議事録

【資料 2-6-7】 309_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学学生教育懇談会議要項

【資料 2-6-8】 令和 5 年度（2023 年度）学生教育懇談会議議事録

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

定期的に行う学生を対象としたアンケートから、様々な意見・要望を集約することが出来ている。令和 5（2023）年度からは障害学習支援室も開設し、あらゆる学生のニーズに合わせた学修環境の整備を行っている。引き続き学生からの意見・要望等を全学的に把握し、更なる学修環境の充実を計画していく。

【基準2の自己評価】

学修環境に関しては学生の意見・要望を汲み取りながら常に改善を続けてきている。授業評価アンケート、学生悉皆（全員）調査アンケートなどを通じて学生の要望を細かく吸収し、事務局を通じて学長、学部長、学科長など教学部門へのフィードバックをすると同時に、教職員全員が把握できる体制を整えてきた。

この結果、コロナ禍での対面授業に代わる措置としてビデオ通信を活用した遠隔授業を取り入れるとともに、全学生がノートパソコンを常時携帯していることを生かし、教材のデジタルでの共有、全教室、全館へのWi-Fi環境の整備などを実施して学生の授業に対する機動性を強化してきた。

全学生への施設面などの学修環境の改善に関する全学生へのアンケートの実施に加え、心身の健康についてもアンケートを実施し、改善につなげてきた。それに沿う形で、アクティブ・ラーニングに対応した教室も整備してきている。

さらに昨今の経済情勢を踏まえ、経済的な負担軽減をめざして奨学金制度の拡充にも務め、安心して学修に取り組める環境も整えている。就職活動などのキャリア構築に関しては、キャリアセンターが多くの企業説明会などの機会を提供しているうえに、学内の委員会や教職員が連携してサポートしている。

以上のことから、基準2を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、教育基本法および学校教育法に基づき、建学の精神である「安んじて事を托さるる人となれ」を理解し、所定の卒業要件を満たした学生に、学位を授与することを定め、基本方針としている。学生に対しては「学生便覧」等の冊子への掲載をして周知するとともに、本学 Web サイトで学内外に広く周知・公表している。

【資料 3-1-1～2】

ディプロマ・ポリシーに関しては、時代の変化、デジタル化の進展に合わせて、恒常的に見直しの機会を設けている。具体的には、令和 4（2022）年に副学長（当事）と学務担当理事（当事）らによる検討会を設け、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに修正案を作り、同年秋の教職員全員出席の全学集会で提示している。

多くの検討をしているが、細部を除き 3 ポリシーは大きく変更する必要がないというのが本学のコンセンサスとなっている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準は、文部科学省の「大学設置基準」を基に、横浜商科大学履修規程の「第 3 条」「第 8 条」の要件を満たした者に所定の単位を付与している。科目を担当する授業担当者は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、科目ごとにシラバスにおいて、「講義目的・内容」、「学修到達目標」を明示し、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明記している。

卒業認定基準は、「学則 15 条」で「124 単位」と定め、「横浜商科大学履修規程」等と合わせて明確にし、学則、規程によって周知している。

周知方法については、本学 Web サイトや学生便覧に記載している。さらに、学生が卒業要件への理解を自主的に深められるよう、令和元（2019）年度より、成績についての「修得単位数の見方」の説明会を実施し、ワークシートを自ら作成し理解できるように学生に配布している。

また、各学期の開始前に、各学年に対して履修オリエンテーションを実施し詳細に説明している。

なお、理解が難しい学生に対しては、履修相談会を設け卒業要件や履修に関する内容などの理解を促している。【資料 3-1-3～9】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行っている。

単位認定は、履修した授業科目の試験又はこれに代わる方法より、各授業で定めた達成目標に到達したと授業担当者が認めた者に対し単位を付与する。厳正な適用を実施するため、学期末に各科目担当者から提出された評価を基に、教学システムにより本学に定める卒業要件の充足状況や成績評価を教務課においてダブルチェックを実施後に判定資料を作成する。その上で、教務専門部会、大学運営会議、教授会の各会議で判定確認を行う。その際、退学、休学などについても審議、判定をしている。

また、教育課程で定める授業以外の単位認定として、資格取得や他大学との協定により修得した単位について合計で60単位まで単位認定をしている。

なお、単位認定において、成績確定時に各担当者から成績修正の申し出がある場合、教務課で受理した後、教務専門部会での決議、大学運営会議の承認を経てから修正、修正不要等の回答を各科目担当者へ示すなど、成績付与に対して厳格性を担保している。

卒業認定、修了認定については、8学期以上在学し、各学科の教育課程表の授業科目を履修し、合計124単位以上を修得した学生に関して、教授会で審議したうえで、学長が厳正に決定している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 3-1-1】 横浜商科大学学生便覧 2024

【資料 3-1-2】 建学の精神・横浜商科大学のポリシー（本学 Web サイト）

(<https://www.shodai.ac.jp/university/admission/>)

【資料 3-1-3】 シラバス検索（商大 Web 情報システム）

(<https://unipa.shodai.ac.jp/up/faces/up/co/Com02401A.jsp>)

【資料 3-1-4】 201_第2章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則

【資料 3-1-5】 809_第8章 学務_横浜商科大学履修規程

【資料 3-1-6】 修得単位数の見方

【資料 3-1-7】 ワークシート

【資料 3-1-8】 履修オリエンテーション資料（1年次用）

【資料 3-1-9】 2023 秋学期の履修相談会案内（在学生）

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

2025 年度カリキュラムの改訂と合わせ、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定の基準について対応を進めている。特に、教員と学生が DP の達成度合いや GPA などの学修成果を共有しながら、卒業認定基準、修了認定につながる履修指導体制の構築を目指す。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

3-2-⑥ 教育現場での実践を重視した教職課程プログラムの提供

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーに定める人材を育成するために、アドミッション・ポリシーでは、信義誠実を尊重し、ビジネスの世界で活躍したいと考えている意欲溢れる前向きな人材を求めていることから、両ポリシーを繋ぐものとしてカリキュラム・ポリシーを策定し、他のポリシーとともに学生便覧や本学 Web サイト等で周知している。【資料 3-2-1～2】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、それぞれの科目群がディプロマ・ポリシーに謳われている能力のどれを育成するものであるかを定め、本学のカリキュラムがディプロマ・ポリシーを達成する目的で作成されていることが明白に理解できる構造となっている。これによりカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーには一貫性があるといえる。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーと各科目の関係について担当教員は理解し、シラバスの様式内で、各々の科目がディプロマ・ポリシーに示された項目のうちの、どの能力を育成するのかを示すことになっている。カリキュラムマップは商大 Web 情報システム、本学 Web サイトに公開し学生に周知している。

シラバスの記載項目は定期的に教務専門部会で見直しを行っている。授業担当教員が記載したシラバスの内容については、シラバスリーダーが中心に点検・確認作業を行い、加筆修正を求めている。

単位制度の実質を保つため、半期で履修登録可能な単位数の総数を 20 単位（年間 40 単位）と定めている。よって、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成しているといえる。【資料 3-2-3～4】

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育は「総合教養教育」と位置付けられる。その目的は、卒業後の仕事を含む社会生活の総体において自分の能力や大学時代に身につけた知識、スキルを十分に活用し、自己肯定感をもって自らの人生を切り拓いていく力、すなわち「人間力」（これを「教養力」と呼ぶこともできる）を涵養することにある。目的実現のため、1 年次生に対しては大学での学びの基本となる「考える力」を育成する授業を用意し、具体的にさまざまな「考える」体験を提供すると共に、これに必要とされるスキルの習得を可能とする導

入教育を行っている。また、ゼミナールや卒業論文あるいはライフキャリアのデザインにも必要となる多様な教養系の科目を用意し、「考える力」を自律的、自主的に応用することで世界に向けた視野の拡大に資する系統的な学びの体系を整えている。

その実施にあたっての基幹組織として「総合教養センター」を設置、効果的な教養教育の展開を進めている。【資料 3-2-5】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では実効型ビジネス教育を実践するため、初年次教育（社会力演習、ICT リテラシー、キャリアデザイン等）を中心に、アクティブ・ラーニングの導入を積極的に推進している。初年次教育には、SA を配置し、学生同士のグループワークも活発に行うことができている。また、ゼミナールを中心に一部の授業では、PBL (Project Based Learning) も取り入れている。

また、地域活性化や観光振興に貢献できる人材の育成をめざし、観光マネジメント学科に「観光アンバサダー」制度を設けている。

これは学内での一種の資格制度のようなもので、観光学、観光マネジメント、観光資源論など 8 つの科目で単位合格しなければならない。対面授業ばかりか、学生が観光地に出てフィールドワークしたり、講師が観光地に出向いてリモートで授業を配信するなど実習方式も取り入れ「地域を読み撮る力」をつけさせている。

他に、全学生を対象としてデータ分析や AI を駆使できる人材を育てる「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」も取り入れている。これは、文部科学大臣が認定する制度で、本学では、データサイエンス入門、ビジネスと AI など 5 科目の単位取得が必要だ。商学部の強みを生かした情報教育を拡張し、データサイエンスと AI の知識を取得し、情報倫理も理解したうえで、課題解決のために基礎的なデータ活用ができる人材を育てている。

FD (Faculty Development) 及び SD (Staff Development) については、常任理事会の下に設置している「SD・FD 委員会」が実施している。また、本学は専任教員人事評価の重点評価項目として、ティーチング・ポートフォリオの作成を求めており、本学 Web サイトにある教員紹介ページ上にティーチング・ポートフォリオの簡略版であるティーチング・ステートメントを公開している。【資料 3-2-6～8】

3-2-⑥ 教育現場での実践を重視した教職課程プログラムの提供

本学では、商学部商学科に教職課程を設置しており、高等学校教諭第一種免許状（商業）を取得することができる。本学の教職課程の特色は、同窓会教員支部との共催により年 2 回実施している教職研修会とオンラインプラットフォームによる学びの場の提供である。

教職研修会では、教職課程履修学生に対して、夏と冬の 2 回、学校現場を会場にして教職研修会を実施している。ポストコロナの令和 5 (2023) 年度は、教職課程を履修する学生が増加したこともあり、外部施設(国立オリンピック記念青少年総合センター)を利用して研修を行った。プログラムは支部長はじめ OB (教員) に検討していただいている。その中では、4 年次生の教育実習報告、3 年次生の模擬授業、そして 2 年次生の模擬授業での生徒役としての発言など、各学年の学生がそれぞれに現在の課題となっているところ

について、現役の教員がリアルな視点で指導をしている。

また、学生が一人一台パソコンを所持していることを生かし、Google のサービスを利用して、教職カルテの電子化や情報共有など、ICT を利活用しながら学校現場での実践的な指導ができるよう、学習環境の整備に努めている。【資料 3-2-9】

[エビデンス集・資料編]

【資料 3-2-1】横浜商科大学学生便覧 2024

【資料 3-2-2】建学の精神・横浜商科大学のポリシー（本学 Web サイト）

(<https://www.shodai.ac.jp/university/admission/>)

【資料 3-2-3】シラバス作成の手引き（2024 年度）

【資料 3-2-4】シラバス作成チェックリスト

【資料 3-2-5】商大の学び方（本学 Web サイト）

(<https://www.shodai.ac.jp/education/charm/>)

【資料 3-2-6】横浜商科大学大学案内 2025

【資料 3-2-7】218_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学 SD・FD に関する要領

【資料 3-2-8】教員紹介ページ（本学 Web サイト）

(<https://www.shodai.ac.jp/teacher/index/>)

【資料 3-2-9】令和 4 年度教職課程自己点検評価報告書

【資料 3-2-10】327_第 3 章 組織等_横浜商科大学カリキュラム改訂委員会規程

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在、カリキュラム改訂委員会を発足させ、大学 4 年間で、社会で生きぬく「土台＝人間力」を育むための教育体系の策定を目指している。さらに学修者本位の質の高い授業を行うための教授法に関する FD・SD を企画するなど改善にむけて取り組む。

また、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の充実は、これからの時代に必要な知識・技能でもあることから、次年度の文部科学省認定に向けて準備を進めていく。

【資料 3-2-10】

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

アセスメント・ポリシーに基づき、3 つのポリシーを評価するためのデータ収集・点検・評価及び改善にむけた取り組みについて内部質保証推進会議を中心に検討している。

特に、学修成果については、ディプロマ・ポリシーの達成度を学生へのアンケート調査によって点検している。各学期末に行う「授業評価アンケート」では各授業でどのような力が身に着いたのかを問い、「入学時アンケート」及び「卒業時アンケート」では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力をどの程度その時点で学生自身が身につけているか自己評価させている。また、卒業生及び卒業生が就職している企業に対してもアンケートを行い、本学の卒業生がどのような能力を身につけていると考えるか等を調査し確認している。

これらの調査結果を IR 課が分析し、学長、学部長、学科長、教務専門部会長が構成メンバーにいる IR 委員会で検討し、教授会で検討結果を報告している。

入学時、各学期末、卒業時、卒業後にそれぞれディプロマ・ポリシーに連なる能力の修得状況をアンケートにより把握する制度が確立しており、実際に運用されていることから、3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検評価方法は確立しており、その運用もなされている。【資料 3-3-1～7】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

授業評価アンケートの集計結果はプライバシーに配慮して自由記述以外の部分を本学 Web サイト上に公開しており、学生に全体像をフィードバックしている。また、各授業の授業評価アンケートの結果は、自由記述も含めて各教員に伝えられ、各教員は次の学期が始まる前に、授業評価に対応して授業の改善策等の回答をすることになっている。この回答は全学生が見られるように専用 Web サイト上に公開している。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックが機能している。【資料 3-3-8】

[エビデンス集・資料編]

【資料 3-3-1】 2023 年度秋学期授業評価アンケート報告書

【資料 3-3-2】 2023 年度入学時アンケート報告書

【資料 3-3-3】 2023 年度卒業時アンケート報告書

【資料 3-3-4】 横浜商科大学企業調査結果報告書（2021 年度）

【資料 3-3-5】 305_第 3 章 組織等_横浜商科大学 IR 活動の推進に関する要領

【資料 3-3-6】 横浜商科大学大学案内 2024

【資料 3-3-7】 横浜商科大学大学案内 2025

【資料 3-3-8】 2023 年度秋学期授業評価アンケートフィードバック（商大修学関連まとめサイト）

(<https://sites.google.com/shodai.ac.jp/matome/>)

【資料 3-3-9】 309_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学学生教育懇談会議要項

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年度から学生の意見を吸い上げるため、学生教育懇談会議を設置した。本会議で得た意見を教育現場に活かしていく。

また、令和5（2023）年度から新しい教務システム（学修成果可視化システム）の導入し、学修履歴や学修到達目標の達成度を図る仕組みを整え、令和5（2023）年度3月卒業生から、ディプロマサブリメントの配布を行った。【資料3-3-9】

【基準3の自己評価】

本学は建学の精神「安んじて事を托される人となれ」に基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3ポリシーを一体的で統合的なものとして策定し、運営してきている。

3ポリシーを踏まえて学修成果を点検・評価するためにアセスメント・ポリシーを策定している。

授業に関する点検・評価は授業評価アンケートを実施し、実際の改善作業に反映させている。また、授業の運営・実施方法についてFDなども実施しており、教育過程・内容、教授方法や学修指導の改善に結び付けている。

以上のことから、基準3を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長は、「学校法人横浜商科大学学則」第 46 条により「校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定されている。「学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則」第 7 条では「中長期的及び長期的な大学の発展にかかる将来構想並びに短期的な達成目標を示した上、職員を統率して職務を担う。」とし、大学運営上の学則及び規則で、学長のリーダーシップは明確に確立されている。

学則 47 条により本学は、大学の教学に関する重要事項を審議するため「大学運営会議」を設けている。学長はこの大学の意思決定及び教育改善のための課題解決にむけた大学運営会議を主宰し、その場でもリーダーシップは発揮されている。

大学運営会議は、「学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則」第 17 条のとおり、毎月 1 回定期開催され、大学運営に関する審議を行っており、学長を補佐する体制となっている。構成員は、学長、商学部長、各専門部会長、事務局長、学務本部長、管理本部長、学務本部事務部長、学長が指名した者若干名となっている。

また、学務の運営上必要として学則で定める「教務専門部会」の部会長を学長が指名し、指揮して教務を遂行している。やはり学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則に基づき事務部門には各種委員会を設置し、それを学長が主宰している。こうした組織体制とその指揮・監督権を学長が持ち、校務全般へのリーダーシップを発揮できる体制にある。

学則は教授会に関し、「学生の入学及び卒業、学位の授与、教育研究に関する重要な事項を審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる」と定めている。学長は適切な教授会運営に努め、教授からの意見を記録にとどめ、決断・決定の際の判断材料としている。

学長は、理事及び評議員を兼務し常任理事会の構成員でもあることから、法人全体の運営状況を理解した上で、大学運営を行うことができる体制となっている。

こうしたすべてにより、学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制は整備されており、学長による大学運営は有効かつ効率的に遂行されていると自己評価する。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の使命及び目的達成のための管理運営（教学マネジメント）として、教学の重要事項を決定する「大学運営会議」を学則第 47 条により設け、「学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則」が規定する「大学の教学に関する組織及び運営機構に関すること」など審議事項 11 項目などに関し、議長である学長が衆議を尽くしたうえで、学長が大学の意思決定を適切に行っている。同運営会議は学長、商学部長、各専門部会長、事務局長、学務本部長、管理本部長、学務本部事務部長、学長が指名した者若干名で構成し、学長が中心となって様々な観点から討議を重ねている。

学則により設けられている教務専門部会も活発な議論の場となっている。教学マネジメントを支える教学 IR(Institutional Research) は事務局内の IR 課を中心に、各種の調査研究・アンケートなどを実施している。

教授会は学則により学長が重要と定めた事項について、学長の求めに応じて意見を言えることになっている。意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項は、「横浜商科大学学則第 48 条第 2 項第 3 号の教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める学長裁定」に定め、審議する場合は事前に書面で通知することになっている。このように適切な手順を踏み、十分な意見聴取を経て、学長は最終的な判断・決定を行っている。

また、主要役職者及び各会議、教授会などの組織上の位置付けは学則により明確で、その役割に応じて適切に機能している。

以上により教学関連の会議、部会、委員会等での権限の分散とその責任は明確である。同時に相互に啓発され機能している。これにより教学マネジメントは機能していると自己分析している。

また、退学・休学などの学籍異動及び学生の賞罰に関しても、前述の教学関係会議、部会等で慎重に審議し、学長が決定する仕組みが構築されている。

令和 4（2022）年度には、さらに教学マネジメント体制を強化するため内部質保証の基本方針と実施方針を発表し、本学における教育及び研究に関する活動において、その方針又は目標の設定、実行、評価及び改善の循環を適切に機能させることで内部質保証を行い、継続して教育の充実及び学生の学習成果の向上を図るために内部質保証推進会議を設置した。学長のもと、教育の質及び学生の学修成果を保証し、本学が目指す教育の実現に向けて、教育研究活動その他大学の諸活動を自ら点検及び評価した上で、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。

また、この PDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体が適切であるかについても定期的に検証することにより、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつけることを目的としている。【資料 4-1-1～4】

- 【資料 4-1-3】 202_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学教授会運営規程
- 【資料 4-1-4】 217_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則第 4 8 条第 2 項第 3 号の教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める学長裁定
- 【資料 4-1-5】 604_第 6 章 総務_学校法人横浜商科大学事務分掌細則
- 【資料 4-1-6】 406_第 4 章 職員_学校法人横浜商科大学事務職員任用規程
- 【資料 4-1-7】 439_第 4 章 職員_学校法人横浜商科大学人事評価に関する要項

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、中長期計画に基づき、教学マネジメントを機能的に遂行するため、学長が適切なリーダーシップを発揮できる教学マネジメント体制を構築した。今後も関連法令を遵守し、社会情勢の変化や多様性にも適切に対応しながら、本学の使命・目的の達成に向けた継続的な改革を推進する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学における専任教員採用人事は、「横浜商科大学教育職員人事委員会規則」に基づき行われ、学長を委員長とする教育職員人事委員会で審議し、常任理事会、理事会の承認を経て正式に採用が決定される。

教員採用に当たっては、書類審査の段階で研究業績及び教育業績を審査し、多くの人事委員が参加する面接審査では、模擬授業を行った上で様々な観点から本学の研究者・教育者に相応しい人物であるか審査している。退職教員の補充として教員が必要となる分野だけでなく、次年度や将来の教育課程を見据えて、重要かつ教員採用が必要となる分野について、教育課程の実行に直接的な責任を持つ学部長、学科長の意向を含みながら教育職員人事委員会の議を経て、採用分野を決定している。

また、専任教育職員の昇格は、「横浜商科大学教育職員の昇任に関する内規」に従い、現在の職位に就いてから規定の期間経過している者を対象として、研究業績及び教育業績を教育職員人事委員会で審査し、昇格を決定している。

このように本学の教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇格等によって教員を確保し、適切に各学科へ配置している。

【資料 4-2-1~2】

【表 4-2-1】専任教員数の推移

(単位：人)

	教授	准教授	講師	合計	備考
令和 2(2020)年度	23	10	12	45	
令和 3(2021)年度	22	11	10	43	
令和 4(2022)年度	23	11	7	41	
令和 5(2023)年度	26	11	4	41	
令和 6(2024)年度	24 (25)	12 (14)	3 (4)	39 (43)	令和 6 (2024) 年 9 月着任 教授 1 名、准教授 2 名 令和 6 (2024) 年 12 月着任 講師 1 名

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FDは常任理事会の下で「SD・FD委員会」が担当し実施している。令和5(2023)年度は、9月に、「学修成果の可視化システムの活用法」をテーマとしてFDを実施している。

また、オンライン講義を初めて行う教員に対しては、学期の始まる前(令和5(2023)年3月)に「Zoom、Google Classroom講習会」を実施し、オンラインでの講義を円滑に実施できるようにサポートしている。

このように、FDをはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発を効果的に実施しているが、さらなる改善にむけてFDを管轄する組織体制の見直しを行っている。

【資料 4-2-3～5】

令和6(2024)年春にはオンライン研修会「障害者差別解消法の改正施行に向けて」を開いた。改正法施行に備えて、教職員77人(参加率8割)が参加した。

また、昨年11月には教職員合同の教務全般に関する検討会議を合宿形式で開き、担当分野外に関しても知識を広げる機会となった。更に防災に対する意識を向上させるため、防災規程に基づき、防災訓練などを実施している。

令和5(2023)年6月にはコンプライアンス研修会「責任ある研究活動への取り組み」を実施し、出席者の過半数が大変満足と回答し、高い効果をあげた。【資料 4-2-6～7】

[エビデンス集・資料編]

【資料 4-2-1】 403_第4章 職員_横浜商科大学教育職員人事委員会規則

【資料 4-2-2】 408_第4章 職員_横浜商科大学教育職員の昇任に関する内規

【資料 4-2-3】 218_第2章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学 SD・FDに関する要領

【資料 4-2-4】 FD関係資料

【資料 4-2-5】 Zoom、Google Classroom講習会(2023年度)

【資料 4-2-6】 2023年度障害学生支援研修会

【資料 4-2-7】 2023 年 6 月コンプライアンス研修会

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員採用に関しては、令和 7（2025）年のカリキュラム改訂、教育課程の変更を見据えた教員採用・確保の検討を進めている。

また、FD については、社会情勢の変化や多様性にも適切に対応しながらテーマを設定するなど教育効果の向上に努めている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、管理運営や教育・研究等に関わる教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるために研修の機会を設けており、基準を満たしているといえる。【表 4-3-1】

【表 4-3-1】最新の主な SD・FD 一覧

	最新の主な SDFD
2023 年 1 月 11 日	全学集会（観光マネジメント学科の総合教養教育に関する全教職員向け説明会）
2023 年 3 月 27 日	Classroom 講習会
2023 年 5 月 31 日	全学集会（2025 カリキュラム構築に関する全教職員向け説明会）
2023 年 6 月 21 日	コンプライアンス研修会
2023 年 9 月 20 日	2023 年度教員向け防災訓練と消防からの説明
2023 年 11 月 1 日	TP（ティーチング・ポートフォリオ）チャート作成ワークショップ
2023 年 11 月 2 日	ストレスチェック調査報告会（部門管理者へ説明会）
2023 年 11 月 2 日	防災講習会（防災訓練）
2024 年 1 月 24 日	改正障害者差別解消法の施行に向けての研修会
2024 年 2 月 4 日	TS（ティーチング・ステートメント）作成ワークショップ
2024 年 2 月 14 日	ハラスメント防止研修会
2024 年 2 月 20 日	ハラスメント相談担当者研修会
2024 年 2 月 28 日	メンタルヘルス研修会

管理運営に関わる業務には事務職員が携わることが多く、専任事務職員を中心とした事務職員研修に関する規程等に則り、事務職員研修運営委員会によって職員の資質向上と業

務改善を目的としたSD 活動の推進に努めている。

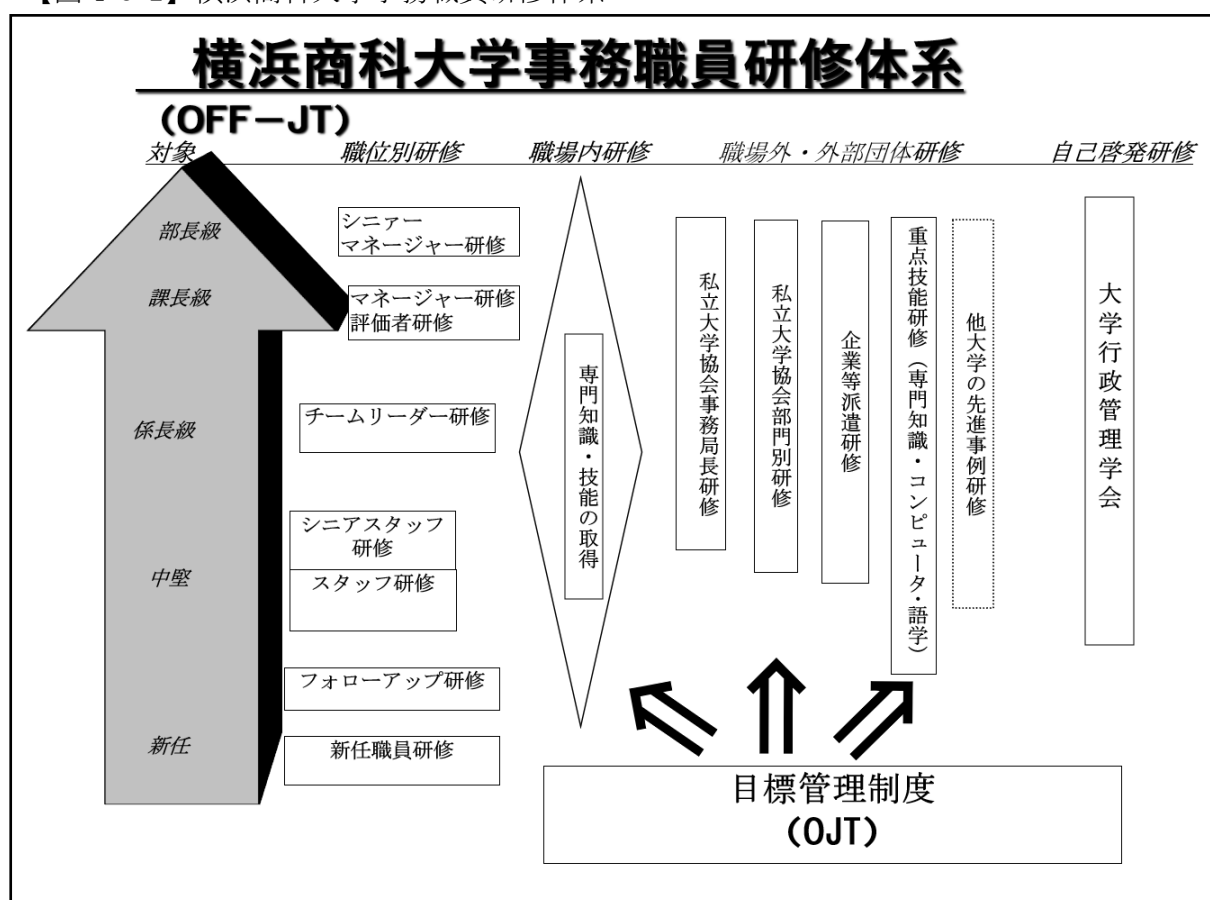
特に大きな改革といえるのが、インターネットでオンデマンドの研修が受けられるシステム「e-JINZAI」を導入したことである。80 以上の受講項目があり、業務の隙間時間に個人個人で受講ができる。加入者全体でのリアルタイムの人気ランキングがあり、選択も容易である。最後には学修効果を測るためのテストもあって、ネット受講にありがちな聞き流しができない仕組みになっている。

また、昨年 11 月には教職員合同の教務全般に関する検討会議を合宿形式で開き、担当分野外に関しても知識を広げる機会となった。

防災に対する意識を向上させるため、防災規程に基づき、防災訓練などを実施している。

【資料 4-3-1～4】 【図 4-3-2】

【図 4-3-2】 横浜商科大学事務職員研修体系



[エビデンス集・資料編]

【資料 4-3-1】 516_第 5 章 研究・研修_横浜商科大学事務職員研修に関する規則

【資料 4-3-2】 517_第 5 章 研究・研修_学校法人横浜商科大学事務職員研修規程

【資料 4-3-3】 608_第 6 章 総務_学校法人横浜商科大学防災規程

【資料 4-3-4】 609_第 6 章 総務_学校法人横浜商科大学防災委員会規程

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD はデジタルでの項目選択型のオンデマンド研修が充実するなどメニューはそろってきており、教職員、特に事務職員の意識は高まっている。とはいえ、社会の変化と大学への期待の高まりで教職員の变化対応力の強化は必須で、これまでのような前例踏襲型で大学独特の部署ごとの専門性に収まっていたはならない。より高度の意識付けとそれに応じた実のある体験型の研修の必要性が高まっており、企業との交流なども含めて対応を検討している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、研究環境の整備の一環として、横浜商科大学機関リポジトリを設置し、研究成果公表の場としている。収録しているコンテンツは、本学が刊行する「横浜商大論集」、「横浜商科大学紀要」、学内助成金による「横浜商科大学研究助成金成果」及び「横浜商科大学地域貢献協働事業報告」がある。

また、施設面での研究環境整備として、令和 5（2023）年 3 月に「8 号館研究棟新築工事」が完成し、同年 4 月に開館した。「旧 8・9 号館研究棟」の老朽化に伴う研究施設の改善計画として、同年 12 月には旧棟の解体工事を完了し、新築となる研究棟は、本学の専任教員数を満たす 45 室の研究室と各階共用のミーティングスペースが確保されている。研究室は、内装木質化により大量の木材を使用しており脱炭素化に貢献し、木のもつ調湿性や温かみのある空間を実現した。研究者へ快適な研究室を提供することで、研究活動の活性化を期待している。そして、研究室前に棚を設け、各ゼミナール活動や参考図書ディスプレイし、廊下に各研究室の特色溢れる書籍の開架がなされ、さながら図書館のような役割を与えている。共用のミーティングスペースは学生と教員が研究活動や交流の場として利用できる空間として、Wi-Fi 環境の整備及び大型モニター・ホワイトボード・プリンターを設置している。

その他、エレベータ・多目的トイレ・屋外スロープを設置し、バリアフリーの整備がなされていること、研究教育に欠かせないネットワークの将来の更新工事に備えて床下に LAN 配線ルートを適切に設置しており、多様な利用者への配慮や将来計画を考慮した建築施設となっており、研究環境を適切に提供している。【資料 4-4-1～2】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の教育研究活動に携わる全ての者が順守すべき行動規範として「横浜商科大学にお

ける研究者の倫理綱領」を定めている。また、「横浜商科大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を制定し、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置を定めている。

具体的な施策としては、全ての専任及び特任教育職員を対象に、令和5（2023）年6月21日に「コンプライアンス講習会」を開催した。

また、「研究不正防止に関する意識調査」を実施するとともに、研究倫理教育（日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニング」）の定期的な受講義務を全ての専任の教育職員と事務職員に課している。研究不正を防止するため「剽窃点検ソフト」の導入や教員の控室に「不正行為防止チラシ」を掲示している。【資料4-4-3～8】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学の教育職員への研究費は「横浜商科大学商大研究費規程」に定められており、「個人研究費」、「研究助成金」、「出版助成」の3種類に分けられる。

「個人研究費」は、教育職員に対して原則15万円（着任初年度のみ30万円）を上限に支給される。「個人研究費」に関わる事務手続きについては管理本部総務部庶務課が、また書籍や雑誌の購入や受け入れ等の事務手続きについては、学術・地域連携部図書館課（以下「図書館課」という）が行っている。

「個人研究費」単体の支給額は多くはないものの、研究意欲のある教員に対して「研究助成金」や「出版助成金」にて追加対応をするような制度設計がされている。

「研究助成金」は、教育職員の単独または2名以上からなるグループで推進する単年度の研究活動について、100万円を上限として助成するものである。「研究助成金」の事務手続きについては、学術・地域連携部学術・地域連携課（以下「学術・地域連携課」という）と図書館課が行っている。

「出版助成金」は、教育職員が研究成果を刊行するために必要な経費の一部を、100万円を上限として助成するためのものである。申請処理等の事務手続きについては学術・地域連携課が行っている。

また、学術・地域連携課では、外部研究資金を獲得するために、「科研費申請書添削サービス」の提供、科研費取得のためのセミナーを実施している。【資料4-4-9～10】

【表4-4-1】研究助成金助成一覧

年度	種類	件数
令和3（2021）	個人研究	4件
	グループ研究	3件
令和4（2022）	個人研究	2件
	グループ研究	1件
令和5（2023）	個人研究	2件
	グループ研究	申請無し

【表 4-4-2】 出版助成

年度	件数
令和 3 (2021)	1 件
令和 4 (2022)	申請無し
令和 5 (2023)	1 件

【表 4-4-3】 外部資金獲得状況 科学研究費助成課題一覧

年度	研究代表者		研究分担者		専任教員数
	新規	継続	新規	継続	
令和 3 (2021)	1 件 (1 名)	11 件 (10 名)	3 件 (3 名)	2 件 (2 名)	43 名
令和 4 (2022)	5 件 (5 名)	9 件 (9 名)	2 件 (2 名)	4 件 (4 名)	41 名
令和 5 (2023)	5 件 (5 名)	9 件 (9 名)	2 件 (2 名)	4 件 (4 名)	41 名

【表 4-4-4】 その他外部資金

年度	件数
令和 3 (2021)	1 件
令和 4 (2022)	1 件
令和 5 (2023)	2 件

【資料 4-4-11～12】

〔エビデンス集・資料編〕

【資料 4-4-1】 横浜商科大学機関リポジトリ (<https://ycc.repo.nii.ac.jp/>)

公開コンテンツ

- ・ 横浜商大論集

(https://ycc.repo.nii.ac.jp/search?search_type=2&q=6)

- ・ 横浜商科大学紀要

(https://ycc.repo.nii.ac.jp/search?search_type=2&q=7)

- ・ 横浜商科大学研究助成金報告

(https://ycc.repo.nii.ac.jp/search?search_type=2&q=449)

- ・ 横浜商科大学地域貢献協働事業報告

(https://ycc.repo.nii.ac.jp/search?search_type=2&q=457)

【資料 4-4-2】 ニュース&トピックス「[学生記者が直撃!] 完成した研究棟の魅力を紹介」(本学 Web サイト)

(<https://www.shodai.ac.jp/news-topics/396/>)

【資料 4-4-3】 503_第 5 章 研究・研修_横浜商科大学における研究者の倫理綱領

【資料 4-4-4】 512_第 5 章 研究・研修_横浜商科大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

【資料 4-4-5】 2023 コンプライアンス研修会実施報告書

【資料 4-4-6】 2023 年度意識調査アンケート集計結果報告

【資料 4-4-7】 2023 年度 E ラーニング受講者リスト

【資料 4-4-8】 啓発活動_チラシ_2023ver

【資料 4-4-9】 501_第 5 章 研究・研修_横浜商科大学商大研究費規程

【資料 4-4-10】 科研費取得のコツ

【資料 4-4-11】 共同研究契約書

【資料 4-4-12】 補助事業

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

学内研究者の研究成果については、4-4-①「研究環境の整備と適切な運営・管理」にて記載した通り、引き続き本学機関リポジトリで公開していく。

また 4-4-③「研究活動への資源の配分」にて説明した、科研費や助成金等外部資金については、今後より多く獲得できるように、学術・地域連携課職員による申請手続きの援助、研究者が持つべき研究倫理を獲得できるような講座を実施していく。

【基準 4 の自己評価】

文部科学省の教学マネジメント・ガイドライン等に示されているような、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。大学の使命及び目的達成のための管理運営として、教学の重要事項を決定する「大学運営会議」とまた教学の質保証及び学生の学習成果を保証する「内部質保証推進会議」、各専門部会・学科会議・センター会議等々が連携して機能することにより、教育の質向上のための教学マネジメントの運営は適切に維持されている。

こうした教学マネジメントを実現するため、適正な教員数を配置し、大学設置基準に合致したものとなっている。

FD・SD 研修の活動に関しては学生の意欲向上につながる、ひいては満足度が高まるよう、内容、方法などを改善し、効果的な実施に取り組んできた。結果として、本学の教育達成度を高め、教育力を充実させている。

研究については、研究者の倫理綱領や不正防止規定、さらには講習会などにより研究倫理の確立に務めてきた。また、紀要の編纂など研究発表の場を設けるとともに、適正な個人研究費、研究助成金、出版助成金により、教員の研究水準の向上へ施策を講じてきた。

以上のことから、基準 4 を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人横浜商科大学（以下、「法人」という。）の目的は、「学校法人横浜商科大学寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）の第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、建学の精神「安んじて事を托する人となれ」に則って、何事も安心して託すことができる人材を育成することを目的とする。」と規定し、法令遵守及び教育を通じ、社会に有為な人材を育成することを明確に定めている。

1. 組織倫理に関して

「学校法人横浜商科大学就業規則」第 3 条 1 項に「職員は、その職務の遂行について、法令、法人の定める諸規則等に従い、かつ、職制に定める長の職務上の指示に従い法人の名誉及び信用を傷つけるようなことなく、誠実にその職務を遂行しなければならない」と定め、第 41 条では教職員の懲戒を規定している。また、「学校法人横浜商科大学公益通報等に関する規則」、により不正行為または法令違反を防止し、適切かつ公正な業務を行っている。「学校法人横浜商科大学個人情報保護規程」第 3 条では、個人情報保護に関する必要な措置を講じ、教職員又は教職員であった者の、職務上知り得た個人情報をみだりに提供、不当な目的で使用してはならないなど、教職員の責務について定めている。「学校法人横浜商科大学キャンパス・ハラスメント防止規程」では、教職員に高い倫理観を求め、責任ある行動をとることを規定し、社会に有意な人材を育成するため、法令を遵守することを明確に定めている。

また、経営面では最高経営責任者である理事長の下に、意思決定機関である「理事会」及び法人の日常的な業務決定及び執行を行うための「常任理事会」、諮問機関としての評議員会が設置されている。いずれも寄附行為に基づき設置され、寄附行為に基づき監事が監査を遂行し、監事監査報告書を毎年度に作成し公表している。

寄附行為第 21 条では、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項を列挙し、諮問機関としての位置付けを明示している。役員(理事、監事)や評議員の選任は、寄附行為に基づきそれぞれの選任条項に従い、適切に行われている。理事会及び評議員会は、諮問事項に応じて開催している。法人の運営は、寄附行為をはじめとする諸規程に基づき行われている。諸規程は Web サイトなどで教職員がいつでもみられるようにし、周知している。

監事による法人の運営状況に係る監査の実施や、独立監査人による会計監査も適切に実施し、監事の監査報告書及び独立監査人の監査報告書に指摘事項がある場合等は適切に対

応している。

なお、令和 3(2021)年 9 月には、自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に即した大学づくりのため「ガバナンス・コード」を定め、Web サイトにて公表している。

以上により、経営の規律と誠実性を維持していると自己評価する。

【資料 5-1-1~7】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

理事会・評議員会では法人の使命及び目的を継続的に努力・実現するために平成 29(2017)年に「横浜商科大学中長期計画(前期)」を策定した。

平成 29(2017)年度~令和 3(2021)年度を中長期計画の前期として、「本学が目指す大学像」を示したうえで、①経済社会環境の変化に対応した教学組織の再編成 ②教職協働による学生支援とキャリア支援の拡充強化 ③国際交流の活性化 ④多様な地域連携の推進 ⑤研究活動の活性化 ⑥経営基盤の安定・強化と管理運営体制の整備 ⑦卒業生も含めたコミュニティ形成の重点目標として掲げた取り組みについて、令和 4(2022)年度に総括を行い、「横浜商科大学中長期計画(前期)」を「横浜商科大学中長期計画(2022年度改定版)」に改定した。

これらに基づき「横浜商科大学中長期計画(後期)」の重点目標を定めた。「横浜商科大学中長期計画(後期)」の重点目標の達成については、毎年度ごとに作成する事業計画に、重点目標の行動計画を示したうえで、目的の実現に向け取り組みが行われている。

【資料 5-1-8~13】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1. 環境保全への配慮について

本学では、平成 30(2018)年につるみキャンパスのボイラー暖房を全廃し、使用エネルギーの大幅な減量(CO2排出量100トン/年)に成功した。また、同年3号館新築工事に伴う旧3号館解体により全館LED化が完了し、令和元(2019)年~令和2(2020)年に7号館全館を、令和4(2022)年度にはみどりキャンパス野球場、グラウンドの屋内外投光器をLED化し、令和5(2023)年に研究棟新築工事に伴う旧8・9号館研究棟の解体により研究棟の全館LED化が完了した。それによる電気量削減(平成26(2014)年より10年間で20万kw)を実現しエコキャンパス化を実現させた。引き続き未実施のLED化や大型換気設備の改廃を行い、消費電力の抑制を図っていく。また、定期的にゴミの分別のポスター掲示やメール配信等の啓蒙活動によりゴミ減量への取り組みを行って削減(ピーク時より古紙6トン、一般1トン、プラスチック1トン減)に成功している。さらに学生食堂における利用予測を的確に行い、食品ロス削減の取組みを行いゴミ減量化(平成27(2015)年と令和4(2022)年を比較して、食品残さ2トン減)に成功した。食ロス削減を含むゴミ減量化については、一定の成果が確認されたので、今後も同様の対応を継続していく。

なお、環境問題に対する啓蒙を各科目の中でも行っており、シラバスの中にもSDGsに関する事項を明記している。これにより、学生たちには実社会の動きと本学での学びがどのように関係性を持つのか想像しつつ、日々の学びの中で環境保全等について考える機会

を提供している。

2. 人権への配慮について

「学校法人横浜商科大学キャンパス・ハラスメント防止規程」により、教職員及び学生等の教育・研究、就業の快適な環境を作り出し、維持するために、ハラスメントの防止啓発を図り、あわせてハラスメントが発生した場合の適切な措置を定めている。また、令和4（2022）年度には外部相談窓口を設け、被害者、行為者のプライバシーを守るとともに、ハラスメントの発生リスクを未然に抑止している。また、「学校法人横浜商科大学公益通報等に関する規則」により、法令違反行為等に対する通報、相談及び対応を適切に取扱い、通報者の保護及び法人における法令等の遵守の強化を行っている。さらに、「学校法人横浜商科大学個人情報保護規程」により、本学が保有する個人情報に関し、個人情報の有用性に配慮し個人の権利・利益を保護している。【資料 5-1-3～5】

3. 安全への配慮について

危機管理委員会を設置し、危機管理基本マニュアルを制定するなどして有事を想定した備えをしている。また、実際に危機が発生した際にも迅速な対応が取れるよう、「学校法人横浜商科大学防災規程」を元にした、防災計画を策定し、防災に必要な事項をまとめ本学の防災体制の確立及び本学において発生した災害に対し本学のとるべき措置等を定めている。本学及び地域の防災・減災等、安全確保に寄与した取組ともなっており、この規程に基づき、本学の教職員及び学生が従うべき行動指針として、災害対策マニュアル、海外危機管理マニュアルなどの個別マニュアルも整備している。

更に、火災を想定し学生・教員・職員の合同による防災訓練を毎年実施している。所轄の消防署の協力を得て、水消火器などを活用した消化訓練を行い、防災委員会を中心に防災意識の涵養に努めている。

他方で、労働安全衛生法に基づき、衛生委員会を設置し、労働者の健康保持・健康障害防止の基本対策等の調査・審議等を行っている。また、横浜市が推奨する、「横浜健康経営認証」の取り組みに参加している。これは、従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に企業の収益性等を高める投資の一つであると捉え、従業員の健康づくりを経営的な視点から考え実践している事業所を横浜市が認定する制度であり、本学では令和3（2021）年から連続して「横浜健康経営認証 AA」の基準を満たしている。学校経営や大学運営を行う上でも、働く教員や職員の健康問題は重要なテーマであると考え、ストレスチェックなども含め教職員の健康への取組を法人全体として行っている。

【資料 5-1-14～22】

[エビデンス集・資料編]

【資料 5-1-1】 101_第 1 章 寄附行為及び法人役員関係_学校法人横浜商科大学寄附行為

【資料 5-1-2】 401_第 4 章 職員_学校法人横浜商科大学就業規則

【資料 5-1-3】 313_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学公益通報等に関する規則

【資料 5-1-4】 314_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学個人情報保護規程

【資料 5-1-5】 402_第 4 章 職員_学校法人横浜商科大学キャンパス・ハラスメント防止

規程

- 【資料 5-1-6】 105_第 1 章 寄附行為及び法人役員関係_学校法人横浜商科大学監事監査規則
- 【資料 5-1-7】 学校法人横浜商科大学ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-8】 横浜商科大学中長期計画（前期）
- 【資料 5-1-9】 横浜商科大学中長期計画（前期）総括
- 【資料 5-1-10】 横浜商科大学中長期計画（2022 年度改定版）
- 【資料 5-1-11】 横浜商科大学中長期計画（後期）
- 【資料 5-1-12】 学校法人横浜商科大学 2024 年度事業計画書
- 【資料 5-1-13】 学校法人横浜商科大学 2023 年度事業報告書
- 【資料 5-1-14】 消費電力の抑制資料
- 【資料 5-1-15】 ゴミ減量への取り組み
- 【資料 5-1-16】 学生食堂における利用予測
- 【資料 5-1-17】 ハラスメント相談窓口（本学 Web サイト）
(https://www.shodai.ac.jp/campuslife/harassment_consultation/)
- 【資料 5-1-18】 324_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学危機管理に関する規程
- 【資料 5-1-19】 横浜商科大学危機管理基本マニュアル
- 【資料 5-1-20】 608_第 6 章 総務_学校法人横浜商科大学防災規程
- 【資料 5-1-21】 611_第 6 章 総務_学校法人横浜商科大学衛生委員会規程
- 【資料 5-1-22】 ニュース&トピックス「本学は横浜健康経営認証制度 クラス AA に認定されました。」（本学 Web サイト）
(<https://www.shodai.ac.jp/news-topics/238/>)

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では関係法令及び「寄附行為」を遵守し、学内規程等に基づいた適切な運営に努めている。また、「横浜商科大学中長期計画（2022 年度改定版）」を踏まえ策定した、「横浜商科大学中長期計画（後期）」を着実に実行するため、年度ごとの事業計画、事業報告等による進捗管理を行い、中長期計画の PDCA を回していく。

環境保全、人権、安全への配慮についても諸規程・マニュアル等を定期的に見直し、より確実に行える体制を整えていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人には理事会、評議員会及び常任理事会を設置し、使命・目的の達成に向けて意思決

横浜商科大学

定ができる体制を整えている。

法人の最高意思決定機関である理事会は、定例会を年 10 回程度開催するほか、必要に応じて臨時で会議を開催できるよう規定している。現在、理事は 8 名（理事長、学長、商学部長、評議員会選任 3 人、学識経験者理事会選任 2 名）で構成されており、各理事には、担当職務を担わせるとともに、理事会への出席率も高く、欠席時には意思表示書をもって対応しており、正常に機能している。評議員会については、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金、役員報酬等、法人の業務に関する重要事項等が諮問事項となっている。また、理事会・評議会には監事も出席し、法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について、意見を述べている。

なお、法人業務の円滑な運営を図るため、「寄附行為」第 17 条の規定に基づき、常任理事会を設置している。常任理事会の構成員は、理事長、常務理事、学長、商学部長、理事長指名理事 3 名で、原則隔週ごとに開催され、理事会へ諮る議案の整理や法人の諸問題を協議し、迅速かつ適切な意思決定を行っている。【資料 5-2-1~6】

【表 5-2-1】令和 5（2023）年度理事会出欠状況（単位：人）

	開催日		出席理事	出席監事	備考
1	令和 5（2023）年 4 月 22 日	定例	9	2	理事数 9 名（令和 5（2023）年 9 月まで）
2	令和 5（2023）年 5 月 27 日	定例	9	2	
3	令和 5（2023）年 6 月 24 日	定例	9	2	
4	令和 5（2023）年 7 月 22 日	定例	9	2	
5	令和 5（2023）年 9 月 30 日	定例	9	1	任期満了 1 名
6	令和 5（2023）年 10 月 21 日	定例	8	2	理事数 8 名（現在に至る）
7	令和 5（2023）年 11 月 25 日	定例	8	2	
8	令和 5（2023）年 12 月 23 日	定例	8	2	
9	令和 6（2024）年 1 月 27 日	定例	8	1	
10	令和 6（2024）年 2 月 24 日	定例	8	2	
11	令和 6（2024）年 3 月 16 日	臨時	8	2	
12	令和 6（2024）年 3 月 23 日	定例	8	2	
13	令和 6（2024）年 3 月 27 日	臨時	8	2	

【表 5-2-2】令和 5（2023）年度常任理事会出欠状況（単位：人）

	開催日		出席常任理事	備考
1	令和 5（2023）年 4 月 11 日	定例	5	欠席 1 名
2	令和 5（2023）年 4 月 18 日	メール審議	6	
3	令和 5（2023）年 5 月 9 日	定例	5	欠席 1 名
4	令和 5（2023）年 5 月 16 日	定例	5	欠席 1 名
5	令和 5（2023）年 5 月 30 日	定例	5	欠席 1 名
6	令和 5（2023）年 6 月 20 日	定例	6	
7	令和 5（2023）年 6 月 27 日	定例	6	
8	令和 5（2023）年 7 月 11 日	定例	6	

横浜商科大学

9	令和5(2023)年8月1日	定例	6	
10	令和5(2023)年8月22日	定例	6	
11	令和5(2023)年9月5日	定例	6	
12	令和5(2023)年9月19日	定例	6	任期満了1名
13	令和5(2023)年10月3日	定例	5	
14	令和5(2023)年10月31日	定例	5	
15	令和5(2023)年11月14日	定例	5	
16	令和5(2023)年11月22日	メール審議	5	
17	令和5(2023)年12月12日	定例	5	
18	令和6(2024)年1月16日	定例	5	
19	令和6(2024)年1月23日	定例	5	
20	令和6(2024)年1月30日	定例	5	
21	令和6(2024)年2月13日	定例	5	
22	令和6(2024)年2月20日	臨時	5	
23	令和6(2024)年2月22日	臨時	5	
24	令和6(2024)年2月27日	定例	5	
25	令和6(2024)年3月12日	定例	5	
26	令和6(2024)年3月14日	持ち回り審議	5	
27	令和6(2024)年3月18日	持ち回り審議	4	欠席1名
28	令和6(2024)年3月22日	持ち回り審議	4	欠席1名
29	令和6(2024)年3月25日	定例	4	欠席1名
30	令和6(2024)年3月28日	持ち回り審議	5	

[エビデンス集・資料編]

【資料 5-2-1】 101_第1章 寄附行為及び法人役員関係_学校法人横浜商科大学寄附行為

【資料 5-2-2】 102_第1章 寄附行為及び法人役員関係_学校法人横浜商科大学常任理事会規則

【資料 5-2-3】 理事の職務分掌制定

【資料 5-2-4】 組織図（大学全体）

【資料 5-2-5】 理事会意思表示書

【資料 5-2-6】 学校法人横浜商科大学ガバナンス・コード

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会、評議員会及び常任理事会は、引き続き関係法令及び「寄附行為」を遵守し、私立大学を取り巻く環境や社会情勢を鑑みながら、ガバナンス・コードに沿って適切な運営を行っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

管理部門の意思決定機関である理事会について、法人業務の円滑な運営を図るため、「寄附行為」17 条に基づき常任理事会を設置している。常任理事会では、評議員会に付議しなければならない法人の予算及び決算、法人の運営に係わる規則・規程等の改廃、法人の業務執行ないしは運営上、重要と考えられる事項について審議し、必要に応じて理事会に上程、報告を行っている。常任理事会の構成員は理事長、常務理事、学長、商学部長、理事長が指名する理事 3 名以内であり、教学部門の意思決定機関である大学運営会議の構成員も含まれることから、大学の教育及び研究に関する重要事項の決定についても共有がされ、円滑な組織運営が機能している。【資料 5-3-1～3】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

前項の常任理事会において、各管理運営機関の情報は共有され、そこで学内理事間における相互チェックが行われている。また、理事会・評議員会に提案される議事については、学長・理事長、事務局長をはじめとする学内理事が説明を行い、学外理事・評議員による相互チェックが行われている。理事の選任は「学校法人横浜商科大学寄附行為」第 6 条で次の各号に掲げる者として、(1) 学長、(2) 商学部長、(3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3 人以上 4 人以内、(4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2 人以上 3 人以内と規定し、また、監事の選任は第 7 条にこの法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任するとしており、選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとして 2 名が選任されている。また第 15 条に定める監事の職務に基づき、理事会・評議員会に毎回出席し、会計処理や事業の進捗状況など問題点を指摘し報告を求めている。

さらに、評議員は、「寄附行為」第 23 条で (1) 学長、(2) 商学部長、法人の職員のうちから理事会において選任した者 3 人以上 4 人以内、(4) 卒業生で年齢 25 年以上の者のうちから理事会において選任した者 2 人以上 3 人以内、(5) 理事会から選任された 4 人以上 5 人以内、在学生の父母若しくは保護者のうちから理事会において選任した者 2 人、学識経験者のうちから理事会において選任した者 2 人以上 3 人以内と規定し、第 21 条に定める諮問事項に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴いており、欠席の場合には、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示することとしており、評議員会は適切に運営されている。以上のことから相互チェック機能が働いている。【資料 5-3-1】

【表 5-3-1】 令和 5（2023）年度評議員会出欠状況

（単位：人）

	開催日		出席 評議員	出席 監事	備考
1	令和 5（2023）年 5 月 27 日	定例	18	2	
2	令和 5（2023）年 7 月 22 日	臨時	18	2	
3	令和 5（2023）年 9 月 30 日	定例	15	1	欠席 3 名
4	令和 5（2023）年 12 月 23 日	定例	18	2	
5	令和 6（2024）年 2 月 24 日	臨時	18	2	
6	令和 6（2024）年 3 月 23 日	定例	18	2	
7	令和 6（2024）年 3 月 27 日	臨時	17	2	欠席 1 名

令和 6（2024）年 4 月には、副学長が学長となり、理事長兼学長は理事長専任になったことにより相互チェックが強化された。これまでコロナ禍への対応も含め理事長と学長を兼務する特別な体制となっていたが、経営担当の理事長と教務担当の学長が学務全体を別の視点からチェックし、相互のけん制が働くようになっている。

〔エビデンス集・資料編〕

【資料 5-3-1】 101_第 1 章 寄附行為及び法人役員関係_学校法人横浜商科大学寄附行為

【資料 5-3-2】 102_第 1 章 寄附行為及び法人役員関係_学校法人横浜商科大学常任理事会規則

【資料 5-3-3】 301_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則

（3）5-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 6（2024）年春入学者の入試において発生した人的ミス为契机に、再発防止策として、事務局での重要事項に関する運用マニュアル作成及び 2 重チェック体制を整え、ガバナンスの再構築を進めている。令和 6（2024）年 5 月には弁護士を法務担当として理事会で理事として選任した。

さらに教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和 4（2022）年 5 月 10 日）に示されたように、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、「建設的な協働と相互けん制」を確立し、管理運営の円滑化と相互チェック機能の向上を目指す。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

（2）5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学の中長期計画【2017~2026年度】は10年間とし、ビジョンの具現化に向けて5年ごとの中期計画（前期・後期）を策定し、中期計画を実行中であっても、PDCAサイクルに従い、絶えず現状の点検と評価を行い、計画の進捗管理を行っている。

中長期計画において、収入面は学生生徒等納付金を維持するために学生の安定的確保、外部資金（国庫補助金、寄付金、受託研究費）の確保に努力をし、支出面では事業計画に見合った金額とし、PDCAサイクルによる業務の見直しを実施することで経費の削減を図っている。

これらの状況踏まえ、毎年11月の理事会では、その年度の半期決算と通期見通しを参考数値として、次年度の予算方針を決めている。

このように、中長期計画に照らしながら、計画的な財務運営を確立している。

【資料 5-4-1~3】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

基本金繰入前収支差額が収入超過を維持しており、内部留保資産比率も11.5%であり、安定した財務基盤が確立されつつあり、収支バランスも確保できている。

本学は、学生生徒等納付金（学納金）依存率が80%を超えており高水準となっている。こうした収入構造を踏まえ、内部質保証の強化による教育内容の向上、教育環境整備や高校との連携協定などにより学生確保と中退率の低減にさらなる努力をしている。

また、国庫補助金や寄付金などの外部資金の獲得に注力をしていく。

寄付金は、周年行事に合わせて寄付募集を強化し、寄付金申込みサイトもリニューアルした。

国庫補助金は、私立大学等改革総合支援事業補助金を申請しているものの、ここ数年は獲得に至っていない。また、私立大学経常費補助金も減っているが、補助金の配分分析により補助金増加の確保にむけ努力をしている。

資産運用は「学校法人横浜商科大学資産運用規則」に基づき、資産運用会議を実施し、安定的に収入を確保している。

支出面では、予算編成時において各部署と予算折衝を行い、事業計画をベースに収入に見合う支出額を徹底している。

このように、収入面では補助金等の確保に努めて収入を確保し、それに対する支出を抑制することで収支バランスを確保している。【資料 5-4-4】【表 5-4-1】

【表 5-4-1】資産運用状況

	(単位：千円)				
	R.1年度 (2019年度)	R.2年度 (2020年度)	R.3年度 (2021年度)	R.4年度 (2022年度)	R.5年度 (2023年度)
受取利息・配当金	32,416	39,117	50,016	39,956	53,142
有価証券売却差額	10,658	14,689	92,699	48,226	73,568
有価証券資産処分差額	△ 1,749	△ 12,380	0	△ 68,650	△ 140
運用収入計	41,325	41,426	142,715	19,532	126,570

【表 5-4-2】事業収支関係比率

	消費収支分析	算出式(%)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全国平均
1	人件費比率	人件費／経常収入	48.7%	51.0%	46.8%	45.2%	44.5%	47.5%	47.6%	48.7%
2	人件費依存率	人件費／学生生徒等納付金	63.8%	67.8%	57.9%	55.3%	53.8%	57.2%	59.4%	95.4%
3	教育研究費比率	教育研究経費／経常収入	34.9%	34.3%	32.4%	34.6%	32.0%	33.5%	36.3%	40.4%
4	管理経費比率	管理経費／経常収入	14.7%	15.0%	10.9%	10.6%	11.1%	11.5%	10.8%	7.0%
5	借入金等利息比率	借入金等利息／経常収入	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%
6	事業活動収支差額比率	基本金組入前当年度収支差額／事業活動収入	5.7%	-43.1%	6.0%	9.5%	16.5%	6.1%	9.0%	3.8%
7	基本金組入後収支比率	事業活動支出／(事業活動収入－基本金組入額)	94.3%	156.3%	97.8%	105.3%	104.1%	135.1%	97.6%	105.5%
8	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金／経常収入	76.3%	75.3%	80.8%	81.7%	82.7%	83.0%	80.1%	51.0%
9	寄付金比率	寄付金／事業活動収入	0.8%	1.5%	0.5%	1.4%	0.7%	0.8%	0.2%	1.9%
10	補助金比率	補助金／事業活動収入	10.9%	9.9%	8.8%	9.1%	7.9%	8.6%	9.6%	9.2%
11	基本金組入率	基本金組入額／事業活動収入	0.0%	8.5%	3.9%	14.1%	19.7%	30.5%	6.8%	8.8%
12	減価償却額比率	減価償却額／経常支出	7.7%	8.3%	7.4%	7.3%	7.7%	7.9%	8.2%	10.0%
13	経常収支差額比率	経常収支差額／経常収入	1.3%	-0.5%	9.7%	9.4%	12.2%	7.4%	5.1%	3.6%
14	教育活動収支差額比率	教育活動収支差額／教育活動収入計	1.1%	-1.1%	8.2%	7.5%	9.9%	5.4%	2.4%	2.2%

【表 5-4-3】貸借対照表関係比率

	科目	算式	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全国平均
1	固定資産構成比率	固定資産／総資産	89.1%	88.2%	89.0%	90.0%	91.4%	96.2%	86.7%	85.9%
2	流動資産構成比率	流動資産／総資産	10.9%	11.8%	11.0%	10.0%	8.6%	3.8%	13.3%	14.1%
3	固定負債構成比率	固定負債／(負債＋純資産)	9.4%	9.7%	9.2%	8.8%	8.3%	7.9%	7.5%	8.5%
4	流動負債構成比率	流動負債／(負債＋純資産)	8.7%	7.1%	5.7%	5.6%	5.1%	5.8%	5.9%	5.8%
5	純資産構成比率	純資産／(負債＋純資産)	82.0%	83.3%	85.1%	85.6%	86.6%	86.3%	86.6%	85.6%
6	繰越収支差額構成比率	繰越収支差額／(負債＋純資産)	-19.1%	-9.9%	-9.7%	-10.3%	-10.6%	-14.0%	-11.1%	-19.6%
7	固定比率	固定資産／純資産	108.7%	105.9%	104.6%	105.2%	105.5%	111.5%	100.2%	100.3%
8	固定長期適合率	固定資産／(純資産＋固定負債)	97.5%	94.8%	94.4%	95.4%	96.3%	102.1%	92.2%	91.2%
9	流動比率	流動資産／流動負債	126.1%	167.9%	193.0%	177.4%	169.2%	65.4%	225.5%	241.6%
10	総負債比率	総負債／総資産	18.0%	16.7%	14.9%	14.4%	13.4%	13.7%	13.4%	14.4%
11	負債比率	総負債／純資産	22.0%	20.1%	17.5%	16.9%	15.5%	15.9%	15.5%	16.8%

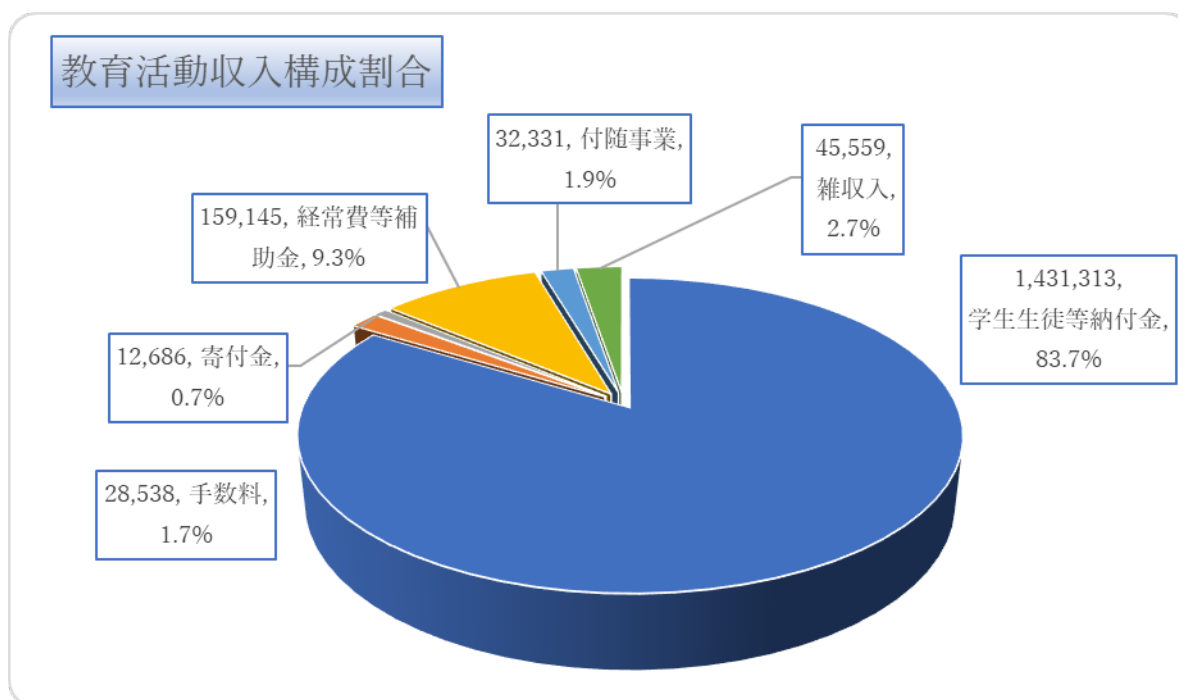
(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

補助金等の外部資金の獲得に向けた取り組みを行ってきたが、依然として学生生徒等納付金収入に頼った経営となっており、令和元(2019)年から令和5(2023)年までの5年間教育活動収入構成割合のうち、学生生徒等納付金の割合は82.4%と極めて高くなっている。

引き続き、学生確保戦略・戦術の見直し、内部質保証の強化と学生相談員の充実等により、中退率の低減にさらなる努力をしていく。

中長期計画後期の3年目となる令和6(2024)年度は、私立大学等改革総合支援事業補助金などの補助金や寄付金の獲得を目指しつつ、資産運用も「学校法人横浜商科大学資産運用規則」に則り、リスク管理もしながら実施をしていく。【表 5-4-2】

【表 5-4-2】教育活動収入構成割合



[エビデンス集・資料編]

【資料 5-4-1】 予算編成方針

【資料 5-4-2】 横浜商科大学中長期計画（前期）

【資料 5-4-3】 横浜商科大学中長期計画（後期）

【資料 5-4-4】 704_第7章 経理_学校法人横浜商科大学資産運用規則

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学は、学校法人会計基準及び本学の会計諸規程等に則って会計処理を適正に実施している。【資料 5-5-1～3】

また、会計処理の適正な実施の継続性を担保するため、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会への参加を担当者に義務付けるとともに、学内で会計基準に関する勉強会も実施している。

予算編成は、「学校法人横浜商科大学予算管理規程」をもとに行っている。毎年11月の理事会で予算編成方針を決定し、それをもとに各部署が予算申請を行い、各部門と財務担

当理事が財務部事務部長とともに予算折衝をしている。この結果を、財務経理課が集計して予算案を作成している。

予算の実行は、予算番号や予算作成時の勘定科目などが記載された支払請求書の添付が義務付けられており、各部署で専用ソフトを使って予算の実績管理ができるようにしている。【資料 5-5-4】

資産運用は、学校法人横浜商科大学資産運用規則をもとに行っている。理事会で指名された資産運用会議により、前年3月に理事会で承認された資産運用計画に基づき、資産運用会議によって運用内容を決定している。運用後は、四半期ごとに常任理事会および理事会に報告し、事後承認を得ている。会計処理はその都度監査法人の確認を得て行っている。【資料 5-5-5】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学は、監査室が実施する内部監査、監事による監査、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査法人による監査の3つの監査体制となっている。

1. 監査室が実施する内部監査

学内の事務部門における業務監査を中心に行っている。監査内容は、理事長に報告し、必要に応じて理事会に報告をしている。理事長は、報告書により、改善等の措置が必要と判断したときは、被監査部局に対して業務改善を指示する。

2. 私立学校法に基づく監事による監査

監事2人による監査は毎年度の初めに理事長あてに提出される「監事監査計画書」に基づいて、業務と財産の状況について行われる。監事は理事会及び評議員会に出席し、本学の経営状況を常時把握している。その上で、経営や理事の業務執行及び教学に関する意見を述べているほか、必要に応じて監査室による内部監査、監査法人による会計監査の場に立ち会って意見を述べている。

3. 私立学校振興助成法に基づく監査法人による監査

監査法人による監査は、監査実施計画に基づき、期中に数回、期末には集中して実施している。期中監査は各種資料やヒヤリングを基に、収入及び支出の各プロセスの内部統制の整備や運用状況の検証を行っている。期末監査は、現物実査、帳簿監査、周辺会計監査及び計算書類全てにおいて遂行されている。会計帳簿に基づく監査はもとより、起案書や押印簿も確認して厳正な監査を実施している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 5-5-1】 701_第7章 経理_学校法人横浜商科大学経理規程

【資料 5-5-2】 702_第7章 経理_学校法人横浜商科大学経理規程施行細則

【資料 5-5-3】 703_第7章 経理_学校法人横浜商科大学研究資金経理事務取扱細則

【資料 5-5-4】 705_第7章 経理_学校法人横浜商科大学予算管理規程

【資料 5-5-5】 704_第7章 経理_学校法人横浜商科大学資産運用規則

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

会計処理の適正な実施と会計監査の厳正な実施については、引き続き公認会計士、監事

による監査・検証を行っていくとともに、更なる監査体制の充実を図っていく必要がある。

また、会計業務に携わる職員による内部チェック体制の確立をしていく。会計システムは随時更新し、効率的に会計処理を行っているが、これらシステムをより一層効率的に運用できるよう検討する。

【基準 5 の自己評価】

本学は、建学の精神に基づく教育理念を実践することで、高等教育機関としての社会的役割を果たしている。また、法人は、「寄附行為」と本学の「学則」、さらに 3 ポリシーによって適切に運営されており、教員と職員が協力し、法人運営についての会議や教学についての各種委員会に参加している。

財務基盤と収支については、中長期計画に基づき適切に運営し、安定した財務基盤の確立に向けて、収支の改善に取り組んでいる。平成 26 (2014) 年度以降、支出超過が続いていたが、令和元 (2019) 年度以降は、経常収支差額の黒字が続いている。コンスタントに黒字計上ができるようになったのは、学生数の増加、人件費の抑制が成果を結んだことによる。

会計については、学校法人会計基準や財務規則等に従って一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に則り適正に処理している。また、財務関連資料等については適宜、財務担当が理事会に報告し、財務に対する認識を理事全員が共有している。

会計監査については、監査法人による監査と監事による監査とがあり、法令や規程に則って厳正に実施している。監査法人による監査は、私立学校振興助成法の規定に基づいて計算書類の監査を中心に実施され、その結果は、監査意見を含めて監査報告書として通知されている。

監事による監査では、計算書類の監査とともに、理事や教職員に聞き取り調査を実施している。その結果についても、理事会と評議員会に監査報告書として提出されている。法人の業務及び財産について監査する 2 人の監事は、理事会に出席して意見等を述べており、理事会への監事の出席状況も良好である。

以上のことから、基準 5 を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、学則第 2 条に、「本学は、教育研究水準の向上に資するために、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。【図 4-1-1】参照

また、「自己点検・評価委員会」（「委員会」という。）を設置し、建学の精神及び教育理念に基づき、大学の質を自ら点検・評価し、その結果を 4 年以内ごとに取り纏め、報告書を作成するとともに学内外に公表することを義務付けている。委員会は、理事長を委員長とし、主要な役職者、事務局管理職で構成されており、全学的な体制で内部質保証に責任を持って取り組んでいる。

各種委員会及び専門部会、事務局において中長期計画、アセスメント・ポリシーに基づく PDCA を回しているが、その活動については、規程を制定し明文化した。具体的には「内部質保証推進会議」がアセスメント・ポリシーで定める授業レベル、教育課程レベル及び機関レベルにおいて 3 ポリシー等の PDCA サイクルが適切に運用されているかを検証している。また、外部評価については、学生教育懇談会議を設置し、学生の意見を広く集める仕組みも導入し、教育改善に必要な情報を収集している。

【資料 6-1-1~4】

[エビデンス集・資料編]

【資料 6-1-1】 201_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則

【資料 6-1-2】 303_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程

【資料 6-1-3】 304_第 3 章 組織等_横浜商科大学内部質保証規程

【資料 6-1-4】 309_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学学生教育懇談会議要項

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証のための方針や組織は、規程に基づき適切に整備され、責任体制も明確になっている。また、PDCA サイクルに基づいた運営体制は、大学の質保証にきわめて重要であることから、令和 5（2023）年度に導入したアセスメントを目的とした学修成果可視化システム「アセスメンター（以下 AsM という。）」を定着させるため、令和 6（2024）年度は内部質保証推進会議などが中心となって、見直しと深化を進めるなど今後も継続して工夫や改善を重ねていく。それらにより、内部質保証のための組織整備を推進し、更なる質の充実を図っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自主的・自律的な自己点検・評価に関しては平成 15（2003）年度分から開始し、「学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程」の整備により、4 年以内ごとに評価結果を公表することが規定され、本学 Web サイトにて公開している。

また、「横浜商科大学中長期計画（後期）」に基づき、各年度の事業計画を設定し、毎年度その達成について担当部局ごとに進捗状況や点検・評価を行っており、この計画及び年度事業計画と連携・連動する形で自己点検・評価を行っている。その結果は、事業報告書として学内外に公表もしている。自己点検・評価委員会では、事業報告書を点検・評価し、次年度の事業計画策定に改善事項を反映させている。【資料 6-2-1～5】

以上により内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価が実施され、その結果を共有していると自己評価する。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

点検・評価のための現状把握調査、各種データの収集と分析を行う組織として IR 委員会を平成 27（2015）年に設置し、その事務を管理本部 IR・情報メディア部が担っている。本学の IR 活動は平成 27（2015）年 8 月の IR 課発足から始まり、令和 3（2021）年度には入口（入学時アンケート調査）から出口（卒業時アンケート）までの調査データおよび学生の生活と意識を把握し、学生生活の支援や改善を目的に毎年「学生調査報告書」を作成し、経年比較が可能な状態になっている。授業評価アンケートを含めこれらの報告書は本学 Web サイトで公表され、教授会での共有等を通じて教育改善に活かされている。【資料 6-2-6～10】

[エビデンス集・資料編]

【資料 6-2-1】 303_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程

【資料 6-2-2】 令和 3 年度自己点検評価書

(https://www.shodai.ac.jp/basic_info/report/)

【資料 6-2-3】 横浜商科大学中長期計画（後期）

【資料 6-2-4】 学校法人横浜商科大学 2024 年度事業計画書

【資料 6-2-5】 学校法人横浜商科大学 2023 年度事業報告書

【資料 6-2-6】 305_第 3 章 組織等_横浜商科大学 IR 活動の推進に関する要領

【資料 6-2-7】 2023 年度入学時アンケート報告書

【資料 6-2-8】 2023 年度卒業時アンケート報告書

【資料 6-2-9】 学生調査報告書（2023（令和 5）年度調査）

【資料 6-2-10】 2023 年度秋学期授業評価アンケート報告書

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの前期計画では「実効型ビジネス教育」の確立、広報戦略強化による入学者確保、学生の包括的支援による中退者低減に取り組んできた。そして、この前期計画からの連続性・継続性を考慮しつつ、さらなる発展を目指し後期計画を令和 4（2022）年に策定した。

この後期計画では、時代の先が見通せない昨今、人生を生き抜く基礎力である「人間力」は総合的な「教養力」により涵養されると考え、本学の「実効型ビジネス教育」とそれを支える「総合教養教育」こそが、学生が人生を自らの手で豊かにするための教育と位置づけた。

令和 4（2022）年度に策定したこの後期計画は本学の改革推進への決意表明であり、これをもとに、2025 年カリキュラムや大学院修士課程設置等を教職員が一丸となり進めている最中である。

また、本年度が、教務システムの更新時期であることから、この機に、単なる教務システムの更新ではなく、教学マネジメントシステムの一環としての総合データベース構築を目指せる職員を担当に当て、内部質保証や IR での調査・分析に必要なデータがすぐに入手できる環境整備を目指している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、建学の精神と結びついた教育目的・目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーに基づき教育研究活動を実施している。その点検・評価にあたってはアセスメント・ポリシーを制定し機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの各レベルで検証している。【資料 6-3-2～3】

「横浜商科大学中長期計画（後期）」に基づき、各年度の事業計画を設定し、毎年度その達成について担当部局ごとに進捗状況や点検・評価を行っており、この計画及び年度事業計画と連携・連動する形で自己点検・評価を行っている。その結果は、事業報告書として学内外に公表もしている。自己点検・評価委員会では、事業報告書を点検・評価し、次年度の事業計画策定に改善事項を反映させている。

教育課程レベル、授業科目レベルにおいては、令和 5（2023）年度春学期より教員、学生が共に科目ごとの学修成果を確認できるシステムである AsM を導入し PDCA サイクルの

仕組みの確立と機能性を向上させている。これは、科目担当が中心となってアセスメント活動に取り組み、カリキュラムの継続的向上活動が学部、大学全体の運営に組み込まれていくことを目的とする。

AsM は、内部質保証推進会議の傘下に設けた「データ可視化運営部会」において、令和 5 (2023) 年度の導入に向けて、令和 4 (2022) 年 8 月末から運用方法、体制についての計画策定を進めた。同可視化委員会は、システム導入後の令和 5 (2023) 年 5 月から令和 6 (2024) 年 1 月までに 4 回の会合を開催しフォローアップを実施している。

令和 5 (2023) 年度は AsM の導入年度であり、また内部質保証の機能性を高める観点から、教務専門部会の定例会議内で AsM の運用に関する運用状況の共有と内部質保証の向上についての検討を行った。これは、内部質保証推進会議の主な構成員は学科長であり、教務専門部会ならびにカリキュラム改訂委員会と構成員が重なるための対応である。【資料 6-3-1】

運用を開始した AsM において、教員が科目ごとに 6 項目の DP の対応度合いを設定、各学期の 3 週目までに目標を記入、各学期の 12~14 週に達成度の自己評価と授業アンケートを実施するというサイクルを回している。

これにより、学生ごとの達成度を学生自身に「見える化」することで、教員との評価の差が大きい場合は、全学生のデータを抽出し、その原因を探るなど、学修効果の検証とその分析にあたっている。【図 6-3-1~2】

【図 6-3-1】 学生画面：成績評価・学生自己評価と学年平均



【図 6-3-2】 教員へのフィードバック：授業分析



[エビデンス集・資料編]

【資料 6-3-1】 データ可視化運営部会（学修成果の可視化に関する打合せ）議事録

【資料 6-3-2】 304_第3章 組織等_横浜商科大学内部質保証規程

【資料 6-3-3】 303_第3章 組織等_学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

令和 4（2022）年度に定めた「横浜商科大学中長期計画（後期）」においても PDCA サイクルの循環を基本とする内部質保証に積極的に取り組んでいくことを謳っており、部門ごとに設定された個別の計画の進捗状況の確認を行いながら確実に実行していく。また、自己点検・評価委員会が実施している自己点検・評価については、学生の意見の聴取や学外有識者による点検・評価も積極的に行い、内部質保証推進会議と有機的に連携しながら、PDCA サイクルの機能促進を図っていく。【資料 6-3-2】

【基準 6 の自己評価】

本学は学則及び「学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程」に基づいて内部質保証の推進のための体制として、内部質保証推進会議の傘下にデータ可視化運営会議を設け、ほぼ毎月のペースで推進のための細部の詰めと改善の検討を進めてきている。責任体制も明確になっている。特に令和 5（2023）年度に導入した学修成果可視化システム AsM の活用をさらに進めてきている。これらにより、PDCA サイクルが好循環する仕組みが出来上がっている。

また、そうした推進体制とその集計したデータの分析を踏まえながら、第4条により自己点検・評価の結果を4年以内ごとに報告書に取りまとめている。報告書は理事長及び学長に提出するとともに、公表する事が規定されており、その結果を学内外で共有の上、3つのポリシーを起点とする教育の質保証につながる教育改善を行っている。

以上のことから、基準6を満たしている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献への参加を通じ教育に役立つ活動

A-1. 地域貢献への参加を通じ教育に役立つ活動

A-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく地域社会への貢献

A-1-② 教育活動の一環としての貢献活動

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく地域社会への貢献

本学は、「安んじて事を托さるる人となれ」を建学の精神とし、また教育方針として「高度な専門的職業人としての知識の修得」、「高潔な倫理水準の維持」、「職業に対する強い使命感・責任感の修得」とともに、「崇高な奉仕の精神の養成」を掲げ、これらを学生への指導及び育成に際しての行動指針としている。【資料 A-1-1】

1. 地域産業研究所

本学の「地域産業研究所」は、平成 6（1994）年に産学官の連携を図る目的で「地域産業研究所」を設立した。令和 4（2022）年度には、「人や知識情報の集積や交流を創出する MICE ビジネスに従事する中核人材」の育成を目的として教材を作成し、令和 4（2022）年 9 月 30 日までオンラインで配信した。【資料 A-1-2】

教材

- ・ コロナ禍のホテル・観光産業 アフターコロナを見据えて
https://drive.google.com/file/u/0/d/1XZ9uv-O3acoqnyoO73MpgFC1osC3bc9Q/view?usp=drive_web
- ・ 横浜観光 MICE の活性化に向けて 今、求められる視点
<https://drive.google.com/file/d/10OAKGqSDZrfBRMChYmc3HAIJvOSslQ0S/view>
- ・ 学び、気づき、行動する人
https://drive.google.com/file/d/1c3UrTpWy_yplFY5T2fnH9oaAwF-Xmc2L/view
- ・ 外食産業のこれまでとこれから
<https://drive.google.com/file/d/1sWcHKftJlZrA82QcHU6ah3mKhFr2riEt/view>

また、『ちむどんどん』横浜鶴見プロジェクト実行委員会※と協力し、ドラマの放映をきっかけとして鶴見区への関心が高まる機会を活かし、官民学の協働によって鶴見区地域活性化を推進するための諸事業を企画・展開していくこととなった。協働事業の一つとして「学生記者」がある。本学と鶴見大学の有志の学生が「学生記者」として、ドラマの舞台となった鶴見区内の沖縄タウンや、ドラマの制作現場などを取材し記事にまとめ、『ちむどんどん』横浜鶴見プロジェクト実行委員会」の Web サイトにて発信した。【資料 A-1-2】

※ 令和 4（2022）年上期 NHK 連続ドラマにおいて、地元鶴見区が取り上げられたことに

伴い、鶴見区役所、横浜・鶴見沖縄県人会、地元の商店街、自治会、鶴見区内の大学（本学と鶴見大学）NPO 法人等が連携し結成された委員会

2. 地域貢献活動

本学では、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までの 10 年間に本学が目指すべき大学像を盛り込んだ「横浜商科大学中長期計画（前期）」のもと、教育活動の一環として次項「3. 連携協定」で示す様々な地域向けの貢献活動に取り組んでいる。【資料 A-1-3】

3. 連携協定

本学は、平成 27（2015）年より横浜市鶴見区と「包括連携協定」を締結している。令和 5（2023）年度の実績として、既に「1. 地域産業研究所」で述べた「ちむどんどん」横浜鶴見プロジェクト実行委員会での活動、「A-2 地域の発展に資する地域貢献活動」で述べる「つるナビ」や地域貢献協働事業などを行っている。

さらに平成 30（2018）年には株式会社フリエスポーツクラブ（以下、横浜 FC という。）と「スポーツ関連産業人材育成における連携に関する協定」を、同じく平成 30（2018）年に湘南信用金庫と「産学連携に関する協定」を締結している。横浜 FC の代表取締役から学生へのビデオメッセージをいただき入学式で放映し、文化祭にて横浜 FC 関係者をお招きし本学学生と一緒にキックターゲットを実施している。横浜 FC との連携事業の詳細については、「株式会社横浜フリエスポーツクラブ（横浜 FC）との連携」にて記載する。

【資料 A-1-5】

本学から最も近い大規模商店街である「大口通商街協同組合」とも「商店街活性化と地域振興における連携に関する協定」を締結し、夏の「納涼夜市」、「ハロウィン・スタンプラリー」や「川柳コンテスト」等を学生の発案によりプロデュースするなど、商店街活性化に寄与している。

また、コロナ前まで 2 年次必修科目であった「社会力基礎演習 4」で毎年、生麦商店街から課題をいただき、商店街代表が発表会にコメンテーターとして参加していた。令和 5（2023）年度には、大学祭（飯山祭）運営委員会と生麦商店街が連携し、大学祭で「プチ商店街」を実施し、商店街の名物を集めて販売した。生麦商店街による「生麦 de まちゼミ」では、大学祭運営委員会と西村ゼミナールが講座を企画・実施した。

【資料 A-1-4～6】

A-1-② 教育活動の一環としての貢献活動

1. 野毛まちなかキャンパス

本学は、野毛地区振興事業協同組合、野毛地区街づくり会と連携し、平成 19（2007）年度から「野毛まちなかキャンパス—横浜・野毛の商いと文化」という、本学学生と地元住民（社会人）のための公開講義を企画・運営している。

この事業は、「地域（街）と大学との協働による新しい学びの場の創造」を目的としたものであり、①「地域（街）」をキャンパスとして本学学生だけでなく地元住民も対象として講義を行い、②地域で活躍している人たちを講師とし、③その地域の事柄をテーマと

して講義を行う、さらに④その地域（街）に関心を持つ地元住民と本学学生が共に学び、交流する、の4点を基本コンセプトとした内容の講座を開設している。令和5（2023）年度は全9回の講座を設け、その内、本学学生向けとして5回実施した。【資料 A-1-7】

野毛まちなかキャンパス

(<https://www.shodai.ac.jp/gm/pdf/2023/20231011nogelec.pdf>)

2. 中華街まちなかキャンパス

本学は、平成21（2009）年度に、横浜市の開港150周年記念事業に対する本学の貢献として、「中華街まちなかキャンパスー横浜中華街の世界」を開講した。本講義も「野毛まちなかキャンパス」同様継続して実施しており、現在は春学期に「中華街まちなかキャンパス」を、秋学期に「野毛まちなかキャンパス」を開講している。

「中華街まちなかキャンパス」は、横浜の異国情緒の象徴であり、市内で最も高い集客力を誇る横浜中華街の歴史や、中華街が育んできた文化を、そこで生まれ育った人々や地域再生・商業活性化活動に携わっている方々、チャイナタウンや華僑・華人社会について調査・研究を行っている方々などから直接学ぶことを通じて、国際都市・横浜のルーツやアイデンティティを探求していくことを目的としたものである。この講義は「横浜市内大学間単位互換履修制度」に基づき、市内他大学に開放している。【資料 A-1-8】

中華街まちなかキャンパス

(<https://www.shodai.ac.jp/gm/pdf/2023/20230401chukagailec.pdf>)

3. 県内8大学との連携

県内にキャンパスがある8大学とNPO法人アクションポート横浜が連携・協力して実施している協働プログラム「NPO インターンシップ」を本学では単位を習得できる授業として実施している。【資料 A-1-9】

[エビデンス集・資料編]

【資料 A-1-1】 建学の精神・横浜商科大学のポリシー（本学 Web サイト）

(<https://www.shodai.ac.jp/university/admission/>)

【資料 A-1-2】 2022 年度_地産研事業報告書

【資料 A-1-3】 横浜商科大学中長期計画（前期）

【資料 A-1-4】 横浜市鶴見区と横浜商科大学との包括連携協定書

【資料 A-1-5】 スポーツ関連産業人材育成における連携に関する協定書（横浜フリエスポーツクラブ）

【資料 A-1-6】 協定等_産学連携協力に関する協定書（湘南信用金庫）

【資料 A-1-7】 2023 野毛まちなかキャンパス報告書

【資料 A-1-8】 2023 中華街まちなかキャンパス報告書

【資料 A-1-9】 NPO インターンシップとは (<http://intern.yokohama/about.html>)

【資料 A-1-10】 横浜市内大学図書館コンソーシアム

<https://library.shodai.ac.jp/consortium.html>

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 29（2017）年度の「横浜商科大学中長期計画（前期）」策定において「多様な地域連携の推進」を掲げて、様々な地域貢献の取り組みを行っている。例えば、外部機関との連携事業としては、後述する「A-2. 地域の発展に資する地域貢献活動」で紹介している事業がある。コロナ禍において一時休止状態になっていた事業もあるが、令和 4（2022）年度以降徐々に再開している。

令和 6（2024）年度以降も、連携事業の内容に応じて適切な教員（または部署）に案内し、教員を通じて学生へ紹介するなど、学術・地域連携課は学外者と学内者の橋渡し役を担っていく。また「実学」重視という観点から、今後も現在ある事業だけでなく、包括連携協定を活かした新たな取り組みを企画する等、一層の充実を図っていく。

例えば、学術・地域連携部図書館課が行っている地域社会への貢献として、「A-2（4）学外者への図書館資料貸出サービス」において述べている「学外者向け貸出サービス」についても、令和 6（2024）年度以降は運用マニュアルを見直すなど、実施体制を強化していく。

また、地域にある団体（他大学）との連携活動として、本学が加盟している「横浜市内大学図書館コンソーシアム」がある。特に令和 5（2023）年度から令和 6（2024）年度にかけては、本学がコンソーシアムの委員長校となっているため、様々な協働事業案を提案し、実現に結びつけるなど、本学が先導する形をとっていく。【資料 A-1-10】

A-2. 地域の発展に資する地域貢献活動

A-2-① 大学が持っている物的・人的資源を活用した多様な取り組み

A-2-② 地域貢献への体制整備

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 大学が持っている物的・人的資源を活用した多様な取り組み

1. 横浜市鶴見区との包括連携協定

本学は、平成 27（2015）年 3 月 20 日に「相互の緊密な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の発展に寄与すること」を目的として、横浜市鶴見区と包括連携協定を締結した。現在実施している事業は次の通りである。

(1) まちづくり・観光 PR 等

① 横浜つるみの街さんぽ

柳田ゼミナールにおいて、鶴見区の魅力 PR のために、「横浜つるみの街さんぽ」と題して Web サイト <https://yokohamatsurumiinfo.jp/>）、X（@ytsurumiinfo）、Facebook（@yokohamatsurumiinfo）、Instagram（@ytsurumiinfo）と合わせて情報を発信している。横浜市鶴見区においても、生活情報・地域情報・イベント等を市民・区民に発信している。しかし、店舗等の民間企業の情報は発信できず、また主催

者側視点の情報となっている。一方、この事業で発信する内容は、主催者側の視点ではなく、第三者（本学大学生）からの視点を入れた感想であるため、臨場感があるものとなっている。【資料 A-2-1～3】

② 鶴見地域ポータルサイト「つるナビ」 <https://tsurumi-portal.jp/>

令和 2（2020）年度、鶴見区からの要請を受け、鶴見区で暮らし、働き、学び、集い、活動する、誰もが利用することのできる情報発信・情報交換の場である「つるナビ」を新設し 11 月 2 日より運営開始となった。令和 4（2022）年度の閲覧回数は 3,800 回を超え、また令和 5（2023）年度末時点での登録数は 17 団体ある。

【資料 A-2-4】

③ 鶴見コンシェルジュ養成講座

平成 27（2015）年 9 月に、鶴見区制 90 周年を記念した事業として、鶴見の観光振興や観光まちづくりの担い手育成を目的とする「鶴見コンシェルジュ資格認定と養成講座」の実施を提案した。その後、鶴見区役所及び区内の市民活動団体と実施に向けた議論を重ね、平成 30（2018）年度より開始した。鶴見区の観光案内やツアープランの企画・運営、観光によるまちづくりを担う人材の発掘・育成とともに、人材の質を高めるための学び場を整え、区の観光発展やまちづくりの推進に寄与するものである。また講座の開催によって鶴見区の観光やまちづくりに対する区民ひいては横浜市民の認知度や関心を高め、鶴見区のブランドイメージの向上を図る。さらに、講座の受講を通じて「鶴見区ファン」となる人びとを増加させ、彼らによって区の魅力や観光資源に関する情報が拡散されることを目指す。全 9 回の講座内、7 回以上参加した人に対して「修了認定証書」の授与を行った。

令和 5（2023）年度修了認定証書数 本学学生 3 名 社会人 10 名

【資料 A-2-5】

(2) こども・青少年育成支援

寄り添い型学習支援事業「つるみ未来塾・つるみプラス」

「つるみ未来塾」とは、鶴見区が実施している、生活困窮状態にある家庭の子どもたちに対し、高等学校等への進学に向けた学習支援を行う事業である。平成 28（2016）年度から始まった本事業に対し、本学からは学生ボランティアを派遣していた。しかし令和 4（2022）年度末にて、ボランティアに在籍していた本学の学生は、全員大学卒業と同時にボランティアを終了した。令和 5（2023）年度に新たな学生ボランティアの募集を行ったが応募はなかった。本事業については、参加した学生のみならず、サービス対象の子どもたちからの反応も良かったため、令和 6（2024）年度以降も学生ボランティアの新規募集をする。

【資料 A-2-6】

(3) 防災関連事業

本学は地域と連携して防災に取り組む方針を打ち出し、平成 27（2015）年 12 月につ

るみキャンパスに近接する飯山幼稚園と「災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書」を締結し、翌平成 28（2016）年より現在まで園児の避難訓練を学内で実施している。また、平成 28（2016）年 6 月には、横浜国立大学、横浜市立大学とともに「大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定」を横浜市と締結した。【資料 A-2-7～8】

（4）学外者への図書館資料貸出サービス

本学図書館では、資料を貸出してほしいという学外者からの要望が寄せられていたこと、また「横浜商科大学中長期計画（後期）」で掲げた『本学図書館と地域（神奈川県、横浜市、鶴見区等）との連携を図る。』を達成するため、地域向けのサービスの一環として令和元（2019）年度より学外者への貸出サービスを開始した。しかし事業の運営が軌道に乗り始めた令和元（2019）年度後半、新型コロナウイルス感染防止のため、学外者への貸出サービスが中止となった。その後新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行したこと、また学外者からサービス再開の要望が寄せられたことをふまえ、令和 5（2023）年 5 月より、利用者を鶴見区民に限定しサービスを再開した。【資料 A-2-9～10】

令和 5（2023）年度 1 月末まで 登録者数 18 名 貸出冊数 85 冊

2. 大口通商店街との連携（「商店街活性化と地域振興における連携に関する協定書」）

平成 17（2005）年から進めている大口通商店街協同組合と本学との「商学連携」活動が、同年 4 月 2 日に「商店街活性化と地域振興における連携に関する協定書」として正式に文書の形にまとめられ締結に至った。

この活動は、地域を活性化するためのアイデアや人材を外部から得たい商店街と、地域と連携した事業を通じて実社会の経験を伴う「学び」を積極的に取り入れたい本学が協働し、「商学連携」として、本学の佐々ゼミナールが中心となり始まった。

これまで

- ・大口通商店街公式 Web サイトの制作（柳田教授と柳田ゼミナールの学生）
- ・商店街が発行する地域情報誌「おおぐち通信」での取材及び記事作成への協力（中村教授、「商大 OTOME 記者」の学生）
- ・同商店街のメイン・イベントである「納涼夜店」でのブース運営、会場の設営・警備（佐々教授と佐々ゼミナールの学生）
- ・「ハロウィンだよ！おおぐちチビっ子フェスティバル」企画、運営（佐々教授と佐々ゼミナールの学生）
- ・「大口通商店街川柳コンテスト」イベントのプロデュースと実施、会場の設営、運営（佐々教授と佐々ゼミナールの学生）

を本学の学生たちが担当し、様々な面での連携が図られて協力・実行された。

令和 2（2020）年度より、新型コロナウイルス感染防止の観点から事業は中止されていたが、令和 5（2023）年 5 月に新型コロナウイルスが第 5 類に移行したことに伴い、事業を再開した。

令和 5（2023）年 8 月には「納涼夜店」を、佐々教授と佐々ゼミナールの学生で協力した。また、商店街 Web サイト運営へのサポートを柳田教授が行っている。

【資料 A-2-11～12】

3. 株式会社横浜フリエスポーツクラブ（横浜 FC）との連携

本学は、平成 30（2018）年 4 月に「幅広く相互の連携を図ることにより、スポーツ関連産業に携わる人材を育成するとともに、大学の教育及び研究の更なる発展に資すること」を目的として、横浜 FC と「スポーツ関連産業人材育成における連携に関する協定」を締結した。本学つるみキャンパス内において横浜 FC コーナーを設け、試合結果やトピックスの発信を行っている。また、本学の伊藤ゼミナールと横浜 FC の共同により、「HAMABLUE PROJECT」と題し、学内カフェのコラボメニューの開発を行った。その他にも、令和 5（2023）年度の本学文化祭にて実施したイベントとしてキックターゲットがある。

令和 6（2024）年度においては、本学の永野准教授を中心とし、さらなる連携事業の実施を計画している。【資料 A-2-13～14】

4. 産学連携による観光産業の中核人材育成・強化事業（観光庁）

本学では、日本政府観光局（JNTO）や観光庁、関連団体等による取組みも踏まえながら、MICE 人材の育成に寄与するべく、学外セミナーの開催、学生向けの講義を設けたりするなどの取組みを行ってきた。「産学連携による観光産業の中核人材育成・強化事業」はその一環である。

平成 30（2018）年度においては延べ 6 回の講座を開講し、特に M・I（Meeting Incentive）ビジネスに関わる中核人材の育成についてホテルや旅行会社、PCO（Professional Congress Organizer）等のサービスサプライヤーの人材育成を図った。令和元（2019）年度においては、さらに講座内容の深化に努め、受講者によるワークショップを含め延 6 回の講座を開催した。その後、令和 2（2020）年度後半より教材作成に取り組み、令和 4（2022）年度に、オンデマンド方式で教材配信を行った。【資料 A-2-15～16】

5. 大学公開講座

横浜商科大学公開講座は、本学がもつ教育・研究の成果を広く社会に還元し、地域社会における教育文化の向上に資することを目的として、昭和 59（1984）年に横浜市が支援する「横浜市民大学講座」として始まった。平成 16（2004）年から本学独自開催となり、改組して上記名称となったが、横浜市教育委員会の後援を得ている。

毎年実施していたが、令和 2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染防止のため実施しなかった。その後令和 3（2021）年度は、従来型の対面形式ではなく、ZOOM を用いたオンライン形式で実施を行い、遠隔からでも参加しやすいものとした。

なお、令和 4（2022）年度以降については、新しい公開講座の体制を見直すため、令和 8（2026）年度まで休止状態としている。【表 A-2-1】

【表 A-2-1】 公開講座テーマ一覧

実施日	テーマ	受講者数 (延べ)
平成 29 (2017) 年	「最新の情報技術と私たちの暮らし」	111 名
平成 30 (2018) 年	「高齢化社会における経済生活」	123 名
令和元 (2019) 年	「MICE 攻略法—魅力ある都市・地域への新たなチャンス—」	68 名
令和 2 (2020) 年	新型コロナウイルス感染防止のため実施せず	-
令和 3 (2021) 年	「スポーツが持つ可能性を考える」	45 名

【資料 A-2-17~37】

6. 学術・地域連携部主催講演会

学術・地域連携部主催の講演会は、地域の文化・教養に資することを目的として、平成 18 (2006) 年から毎年開催されている。令和 2 (2020) 年度、令和 3 (2021) 年度は、新型コロナウイルス感染防止のため実施を見送ったが、令和 4 (2022) 年度より再開し、令和 5 (2023) 年度で 16 回目を数える。

講演者は、本学関係者の他、外部研究者、有識者等である。講演の内容は、参加者の意見を参考としてこれまで読書会、落語、地元の歴史に因んだものなど、様々なジャンルの内容で実施している。参加者の多くは近隣の住民であるが、本学の学生や卒業生、現役の社会人など多岐にわたっている。

参加者からは「大変ためになり、有意義であった」「これからも色々な分野の講演を聞きたい」など高評価を得ており、地元に着したイベントとなりつつある。

【資料 A-2-38】 【表 A-2-2】

【表 A-2-2】 図書館講演会テーマ、受講者数一覧

実施日	テーマ	受講者数
平成 29 (2017) 年 平成 29 (2017) 年 12 月 2 日	「キンピールの歴史」 講師：横山文彦氏 役職：キンピール横浜工場社員	70 名
平成 30 (2018) 年度 平成 30 (2018) 年 12 月 22 日	「微笑みのある日々を求めて—宮沢賢治「税務署長の冒険」を読んで」 講師：高津勝氏 役職：鶴見区の元税務署長	55 名
令和元 (2019) 年度 令和元 (2019) 年 11 月 16 日	「徳川埋蔵金伝説—徳川埋蔵金は実在するか」 講師：飯島千秋氏 役職：本学名誉教授	65 名
令和 2 (2020) 年度	新型コロナウイルス感染防止のため実施せず	-
令和 3 (2021) 年度	新型コロナウイルス感染防止のため実施せず	-
令和 4 (2022) 年度 令和 5 (2023) 年 1 月 22 日	「鶴見沖縄県人会とその活動について」 講師：並里典仁氏	17 名

	役職：鶴見沖縄県人会会長	
令和5（2023）年度 令和6（2024）年2月17日	「横浜を訪れた海外の植物学者たち」 講師：久保輝幸氏 役職：本学准教授	26名

7. 飯山幼稚園との防災避難協定

本学は、近隣（横浜市鶴見区東寺尾）に位置する飯山幼稚園と「災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書」を締結した。

飯山幼稚園から指定された避難場所までは4歳児を始めとする園児たちには相当の距離感があり、災害発生時に安全に避難させることが困難なことから防災避難協定の締結の申し入れがあり、協定の締結に至った。また、協定に基づき年1回の避難訓練を実施している。【資料A-2-39】

8. 生麦中学校ブロック罹災者支援ネットワーク

生麦中学校ブロック罹災者支援ネットワークは、平成23（2011）年の東日本大震災の際に、生麦小学校の帰宅困難者を岸谷小学校が受け入れたことがきっかけとなり、同年12月に、岸谷、生麦、寺尾の3小学校と生麦中学校、法政大学国際高等学校、それに本学が加わって発足した。現在ではキンビール横浜工場、生麦地区センター、近隣のケアプラザや障がい者地域活動ホーム（ふれあいの家）も加盟し、年数回の会議を開催している。

ネットワーク結成の目的は、生麦中学校域内において、災害時には地域防災拠点及び協力機関をネットワークでつなぎ、連携・協力して、各地域防災拠点の被災状況を把握するとともに、地域避難者の支援、児童生徒の安全確保等にあたるというもので、年3回程度の会議と無線を使用した避難訓練を実施している。災害発生時には生麦中学が本部となり、各学校や協力機関の情報を取り纏め、安否や被害、物資や人員の過不足などを無線で集約することで相互の連携体制を取っている。令和5（2023）年度は11月16日と12月8日に生麦小学校において会議を開催し、生麦地区罹災者支援ネットワークの活動方法や防災訓練等の実施方法について検討した。【資料A-2-40】

9. 地域貢献協働事業助成制度

本学では、地域社会との連携の下、それが直面する諸課題の解決に貢献することを通じて教育・研究の発展を図ることを使命とし、地域社会に貢献できる人材の育成を目的として、本学の教育職員が行う地域貢献協働事業を奨励及び支援する制度を設けている。令和5（2023）年度は、「中華街まちなかキャンパス」、「野毛まちなかキャンパス」、「鶴見コンシェルジュ」、「地域情報発信プロジェクト」「子育て支援プロジェクト」の計5つの事業を支援した。【資料A-2-41～45】

10. 小学生児童の大学見学

本学では、横浜市立寺尾小学校の2年次児童を対象に、つるみキャンパスの見学ツアーを行っている。この事業は、地域の職場を見学する体験学習の一環として、寺尾小学校か

ら協力の依頼を受け開始され、学術・地域連携課が中心となり対応している。新型コロナウイルス感染防止のため一時事業を休止していたが、令和 4（2022）年度に再開し、令和 5（2023）年度は 6 月 20 日に実施した。【資料 A-2-46】

11. 神奈川産学チャレンジプログラムへの参加

社団法人神奈川経済同友会が主催する課題解決型研究コンペ「神奈川産学チャレンジプログラム」とは、企業が抱える経営課題に対して学生チームが自主的、能動的に研究し、指導教員の力を借りながら、実践的で実効性のある解決策を研究レポートとして提示するものである。実社会で発生している問題に具体的に取り組むことにより、問題解決能力の高い人材の育成につなげることを目的としている。本学は毎年本プログラムに参加している。【資料 A-2-47】

12. 野毛大道芸

野毛大道芸は、昭和 61（1986）年より横浜市中区野毛地区一帯の路上等で毎年春（4 月下旬）に開催されている大道芸フェスティバルで、今では日本三大大道芸に数えられるほど知名度があるイベントとなっている。平成 17（2005）年から佐々ゼミナールが開催協力をを行うようになり、本学もイベントの後援をしている。佐々ゼミナールはボランティアスタッフとしてイベントの運営を毎年担当しており、平成 20（2008）年から 13 年にかけては柳田ゼミナールが「野毛大道芸フォトコンテスト」Web サイトの運用や当日のライブ中継などを担当した。この野毛大道芸への参画は本学の特徴である地域社会への貢献や商店街等とのコラボレーションの取り組みの一つであり、学生にとってもイベントを裏側から支え盛り上げる実感が持てる貴重な機会となっている。【資料 A-2-48】

A-2-② 地域貢献への体制整備

本学では、地域産業研究所（平成 6（1994）年設立）を中心に、地域の経済・社会・産業に関する実践的な調査・研究を通じ、地域産業、社会に貢献してきたが、これに加え、平成 26（2014）年 10 月の事務組織改編を機に、学術情報センター内に地域連携・研究支援課が新たに誕生し、これまで地域産業研究所内で行っていた地域産業研究所に関わる事務作業を担うことになった。

また、平成 30（2018）年度に学術・地域連携部学術・地域連携課へと名称が変わり、これまでの教育・研究分野中心の連携から、本学が持つあらゆる資源を生かした、地域や企業との協働事業、地域活性化事業、ボランティア等、産官学連携による活動が広がり、地域連携・地域貢献を加速させた。【資料 A-2-29】

さらに、昭和 59（1984）年の設立当初から学術研究会が担当・開催してきた横浜商科大学公開講座の事業について、地域住民や社会人、学生に対してより深化させた形で専門的知識の涵養を図るため、令和 8（2026）年度を目途に見直すことになっている。【資料 A-2-49～50】

〔エビデンス集・資料編〕

【資料 A-2-1】横浜つるみの街さんぽ（X）

- 【資料 A-2-2】 横浜つるみの街さんぽ (Instagram)
- 【資料 A-2-3】 横浜つるみの街さんぽ (Facebook)
- 【資料 A-2-4】 つるナビ報告書
- 【資料 A-2-5】 2023 鶴見コンシェルジュ報告書
- 【資料 A-2-6】 つるみ未来塾公募メール
- 【資料 A-2-7】 災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書 (飯山幼稚園)
- 【資料 A-2-8】 災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書
- 【資料 A-2-9】 学外者向け貸し出しサービス再開
- 【資料 A-2-10】 横浜商科大学中長期計画 (後期)
- 【資料 A-2-11】 大口商店街活性化と地域振興における連携に関する協定書
- 【資料 A-2-12】 大口通商店街との商学連携事業の歩み (2005~2023)
- 【資料 A-2-13】 HAMABLUEPROJECT (伊藤ゼミナールと横浜 FC と学内カフェのコラボメニューを開発)
- 【資料 A-2-14】 キックターゲット (横浜 FC)
- 【資料 A-2-15】 MICE 事業報告書 (観光庁提出)
- 【資料 A-2-16】 MICE 事業報告書 (2022 年度分)
- 【資料 A-2-17】 公開講座開催報告 (2017 年 6 月 10 日)
- 【資料 A-2-18】 公開講座開催報告 (2017 年 6 月 17 日)
- 【資料 A-2-19】 公開講座開催報告 (2017 年 6 月 24 日)
- 【資料 A-2-20】 公開講座開催報告 (2017 年 7 月 1 日)
- 【資料 A-2-21】 公開講座開催報告 (2017 年 7 月 8 日)
- 【資料 A-2-22】 公開講座開催報告 (2017 年 7 月 15 日)
- 【資料 A-2-23】 公開講座開催報告 (2018 年 6 月 9 日)
- 【資料 A-2-24】 公開講座開催報告 (2018 年 6 月 16 日)
- 【資料 A-2-25】 公開講座開催報告 (2018 年 6 月 23 日)
- 【資料 A-2-26】 公開講座開催報告 (2018 年 6 月 30 日)
- 【資料 A-2-27】 公開講座開催報告 (2018 年 7 月 7 日)
- 【資料 A-2-28】 公開講座開催報告 (2018 年 7 月 14 日)
- 【資料 A-2-29】 公開講座開催報告 (2019 年 6 月 8 日)
- 【資料 A-2-30】 公開講座開催報告 (2019 年 6 月 15 日)
- 【資料 A-2-31】 公開講座開催報告 (2019 年 6 月 22 日)
- 【資料 A-2-32】 公開講座開催報告 (2019 年 7 月 6 日)
- 【資料 A-2-33】 公開講座開催報告 (2019 年 7 月 13 日)
- 【資料 A-2-34】 公開講座開催報告 (2021 年 6 月 5 日)
- 【資料 A-2-35】 公開講座開催報告 (2021 年 6 月 12 日)
- 【資料 A-2-36】 公開講座開催報告 (2021 年 6 月 19 日)
- 【資料 A-2-37】 公開講座開催報告 (2021 年 6 月 26 日)
- 【資料 A-2-38】 2023 年度学術・地域連携課主催講演会報告書
- 【資料 A-2-39】 6 月 15 日 (木) 飯山幼稚園の避難訓練実施
- 【資料 A-2-40】 生麦中学校罹災者支援ネットワーク会議資料

- 【資料 A-2-41】 2023_中華街まちなかキャンパス一式
- 【資料 A-2-42】 2023_鶴見コンシェルジュ養成講座一式
- 【資料 A-2-43】 2023_野毛まちなかキャンパス一式
- 【資料 A-2-44】 2023_地域情報発信一式
- 【資料 A-2-45】 2023_子育て支援プロジェクト一式
- 【資料 A-2-46】 2023 年度寺尾小見学対応報告書
- 【資料 A-2-47】 2023 年度産学チャレンジプログラム成果
- 【資料 A-2-48】 野毛商店街との商学連携事業の歩み
- 【資料 A-2-49】 学術情報センター組織図 20170401
- 【資料 A-2-50】 301_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則
- 【資料 A-2-51】 商大合同説明会

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、学外者も参加できる各種講座や講演会を実施の他、図書館などでは学外者の利用を認めている。また令和 5（2023）年度には、横浜市緑区にある小学校の児童たちと本学の野球部員が、廃油を使った石鯰の贈呈をするなどの交流が持たれ、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力を行って、地域社会に開かれた大学づくりを目指している。

近年、県内はもとより全国各地との地域連携、あるいは産官学連携のニーズが高まってきた。こうしたニーズと、本学の物的・人的資源とをうまくマッチングさせ、加えて外部資金を導入するなどして、学びの環境整備を図っていきたい。

また、本学キャリア支援部では、神奈川県内企業との連携に留まらず、横浜商工会議所と連携し、合同企業説明会を実施している。今後も、市・区をはじめとする地元自治会とも緊密に連携して、様々な活動を積極的に取り組んでいく。【資料 A-2-51】

【基準 A の自己評価】

本学では、教職員及び学生と地域社会とをつなぐ総合的な窓口を担当する部署として、学術・地域連携課を設けた。さらに、ボランティア活動を通じて責任感・使命感の達成、マナーの習得などを図るべく、「ボランティア活動演習」をカリキュラムに導入するなど、学内組織や制度を設けており、大学の持つ物的・人的資源を十分に活用していると評価できる。

具体的には、横浜市に立地し横浜が学校名にも入っていることを生かし、観光資源と言える中華街、居酒屋が集積し、大道芸フェスティバルが開かれることで全国的にも知られる野毛地区での体験型授業を通じて、地域交流やまちおこし提言などを実施している。

鶴見区との包括連携も締結し、商店街や企業との連携事業、まちなかキャンパスの実施、地元の幼稚園や小学校への支援活動、独自に実施する公開講座、講演会、図書館開放などを行っている。鶴見区内にあり、本学から最も近い大規模商店街である大口通商店街とも協定を結んで活性化に努めている。野毛商店街、大口通り商店街との連携はすでに 20 年に渡っており、これだけ長期に渡る商学連携の事例はない。

以上のことから、基準 A を満たしている。

V. 特記事項

1. 学内禁煙などによる健康経営の推進

本学では改正健康増進法の全面施行に合わせ、令和 2（2020）年 4 月に学長より学内禁煙の宣言のもと卒煙プロジェクト委員会が設置され、啓蒙キャンペーンを実施するなど段階的な禁煙強化に取り組んだ。具体的には従来の喫煙所を廃止し、代わりに屋外に卒煙スペースを設けて対応した。[資料 V-1 卒煙に向けた提案書]

さらに、令和 3（2021）年 4 月からは敷地内の全面禁煙を宣言し、卒煙スペースも廃止し、完全な禁煙に踏み込んだ。同時に、喫煙者がキャンパス（敷地）外で喫煙する機会が増え、ポイ捨て等のマナー違反等を避けるため、周辺地域での卒煙指導を行い、鶴見区役所とも共同で卒煙キャンペーンを展開した。喫煙の害を繰り返し説明することで、一定の効果は確認できたものの、喫煙学生数は一進一退の状況にあるため、今後に向けた検討を進めている。[資料 V2 卒煙パンフレット]

健康診断結果に基づく運動習慣の奨励、ストレスチェックの実施などにより教職員の健康増進に積極的に取り組んだ。その結果、令和 3（2021）年 9 月には「健康経営宣言」を制定するに至った。また、令和 4（2022）年には横浜市より 3 年間の「健康経営認証クラス AA」を取得、令和 6（2024）年 2 月にはさらに 3 年間のクラス AA 認証を取得している。認証取得の際には横浜市から「高血圧、高血糖、脂質異常の生活習慣病の割合を健康課題ととらえ、健康に配慮した食事への金銭補助」などが評価された。禁煙導入時には学生・教職員の喫煙者比率は 10%強であったが、急速に低下していると推計される。[資料 V-3 横浜健康経営認証 認証通知書]

2. 高大連携事業（横浜学園高等学校、栃木県立那須高等学校）

本学では、令和 2（2020）年度から横浜学園高等学校、令和 5（2023）年度から栃木県立那須高等学校と高大連携協定を結び、本学教員による出前授業を実施している。この事業では、高校における専門的な学びの機会を提供するとともに、生徒が本学への志願者や出願者につながることを目的に、継続して実施していくことを考えている。

横浜学園では、SDGs をテーマに横浜市や企業の取り組みを紹介し、生徒はグループワークをとおして意見を交わし、考えをまとめ発表し、自分ごととして考える機会として 2 日間の授業を実施している。那須高校では、講義とグループワークを組み合わせ全 4 回、観光ビジネスをテーマに授業を実施している。第 1 回目の講義で観光についての基礎知識を説明し、第 2 回は観光資源を出し合うグループワーク、第 3 回は実際に観光資源を調べるフィールドワーク、4 回目に那須の魅力を紹介する発表会という構成で実施している。

3. 松本記念文庫

昭和 62（1987）年 9 月に開設した「松本記念文庫」とは、国内外の社史、経営史を中心に収集したコレクションである。発足当初は洋書のみを収集対象としていたが、現在は更なる充実を目指して国内の社史まで対象を広げて収集を続けている。令和 5（2023）年度時点での収録数は 7,568 冊。内訳は、和書 4,142 冊、洋書 3,392 冊、視聴覚資料 34 点となっている。これらの資料は、商学の発展のため、学内外の研究者の利用に供している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第 3 条（目的）及び「横浜商科大学学則」第 1 条（本学の目的等）に定めている。	1-1
第 85 条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第 4 条（設置する学校）及び「横浜商科大学学則」第 1 条（本学の目的等）第 3 項に定めている。	1-2
第 87 条	○	「横浜商科大学学則」第 4 条（修業年限、在学年限）に定めている。	3-1
第 88 条	○	「横浜商科大学学則」第 17 条（他の大学等における授業科目の履修等）、第 23 条（編入学資格）、第 24 条（学士入学）及び「横浜商科大学履修規程」第 29 条（編入学生の単位認定）に定めている。	3-1
第 89 条	—	早期卒業制度等は導入していないため該当なし。	3-1
第 90 条	○	「横浜商科大学学則」第 22 条（入学資格）に本学の入学資格について定めている。	2-1
第 92 条	○	「横浜商科大学学則」第 45 条（職員の構成）に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	「横浜商科大学学則」第 48 条（教授会）、「学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則」第 18 条（教授会）及び「横浜商科大学教授会運営規程」に定めている。	4-1
第 104 条	○	「横浜商科大学学則」第 37 条（卒業認定・学位授与）に定めている。	3-1
第 105 条	—	履修証明プログラム等は導入していないため該当なし。	3-1
第 108 条	—	短期大学を設置していないため該当なし。	2-1
第 109 条	○	「横浜商科大学学則」第 2 条（自己点検・評価及び認証評価）及び「学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程」に定めている。大学機関別認証評価については公益財団法人日本高等教育評価機構による評価を平成 22（2010）年度に第 1 回、平成 29（2017）年度に第 2 回を受審し、法令で定められた 7 年以内の受審を遵守している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動等を大学 Web サイト（研究・連携活動）へ掲載し公表している。 研究・連携活動： https://www.shodai.ac.jp/sitemap/	3-2
第 114 条	○	「学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則」第 4 条（法人の事務組織）、第 5 条（大学の事務組織）、第 6 条（事務分掌）及び「学校法人横浜商科大学事務分掌細則」に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	「横浜商科大学入学試験に関する規程」第 5 条第 1 項第 2 号（出願資格）に定めている。	2-1
第 132 条	○	「横浜商科大学学則」第 23 条第 1 項第 3 号（編入学資格）及び「横浜商科大学編入学試験に関する規程」第 2 条第 1 項第 3 項（出願資格）に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項について、「横浜商科大学学則」第 4 条（修業年限、在学年限）、第 5 条（学年）、第 6 条（学期）及び第 7 条（休業日）に定めている。 二 部科及び課程の組織に関する事項について、「学校法人横浜商科大学寄附行為」第 4 条（設置する学校）、「横浜商科大学学則」第 3	3-1 3-2

横浜商科大学

		<p>条（収容定員等）及び第8条（教育課程）に定めている。</p> <p>三 教育課程及び授業日時数に関する事項について、「横浜商科大学学則」第5条（学年）、第6条（学期）、学則第7条（休業日）、第8条（教育課程）、第12条（単位）及び第15条（卒業の要件）に定めている。</p> <p>四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項について、「横浜商科大学学則」第11条（成績評価）、学則第12条（単位）、第13条（成績）、第14条（成績評価基準等の明示等）、学則第15条（卒業の要件）、「横浜商科大学履修規程」第9条（卒業に関わる単位の修得要件）、第11条（学修の評価）、第12条（試験）、第13条（試験の実施）及び第16条（成績評価）に定めている。</p> <p>五 収容定員及び職員組織に関する事項については、「横浜商科大学学則」第3条（入学定員・収容定員）、第45条（職員の構成）及び第46条（職員の職務）に定めている。</p> <p>六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項について、「横浜商科大学学則」第22条（入学資格）、第23条（編入学資格）、第24条（学士入学）、第25条（転入学）、第26条（入学の時期）、第27条（入学手続）、第29条（長期履修学生）、第30条（退学）、第31条（再入学）、第32条（休学）、第33条（復学）、愛35条（転学科）、第36条（転学）、第38条（卒業延期）及び第39条（除籍）に定めている。</p> <p>七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項について、「横浜商科大学学則」第40条（学費の費目）、第41条（特別の費用）、第43条（学納金納付期日）、第44条（既納学納金の不返還）及び「横浜商科大学学費等納付規程」に定めている。</p> <p>八 賞罰に関する事項について、「横浜商科大学学則」第49条（表彰）、第50条（懲戒）及び「横浜商科大学学生表彰細則」、「横浜商科大学学生の懲戒処分手続に関する細則」に定めている。</p> <p>九 寄宿舎に関する事項は、本学には寄宿舎がなく該当しない。</p>	
第24条	○	学籍や成績等はそれぞれ「学籍簿」「成績原簿」として適正に管理運用し、永久保存資料として保管している。また、学生の健康情報については記録書類を作成し、適切に管理している。	3-2
第26条 第5項	○	「横浜商科大学学則」第50条第3項、4項（懲戒）及び「横浜商科大学学生の懲戒処分手続に関する細則」に定めている。	4-1
第28条	○	本学において備えなければならない表簿は、関連部署にて適切に管理・保管されている。また主な文書の取り扱い、保存等については「学校法人横浜商科大学文書取扱規程」に定めている。	3-2
第143条	—	代議員制度等は設置していないので該当なし。	4-1
第146条	○	「横浜商科大学学則」第17条第3項（他の大学等における授業科目の履修等）、「横浜商科大学履修規程」第23条（教育課程で定める授業以外の単位認定）及び第29条（編入学生の単位認定）に定めている。	3-1
第147条	—	早期卒業制度等は導入していないため該当なし。	3-1
第148条	—	修業年限は4年間のため該当なし。	3-1
第149条	—	早期卒業制度等は導入していないため該当なし。	3-1
第150条	○	「横浜商科大学学則」第22条（入学資格）に定めている。	2-1
第151条	—	飛び入学制度は設けていないため該当なし。	2-1
第152条	—	飛び入学制度は設けていないため該当なし。	2-1
第153条	—	飛び入学制度は設けていないため該当なし。	2-1
第154条	—	飛び入学制度は設けていないため該当なし。	2-1
第161条	○	「横浜商科大学学則」第23条（編入学資格）及び「横浜商科大学編入学生修得単位認定要領」に定めている。	2-1
第162条	○	「横浜商科大学学則」第25条（転入学）に定めている。	2-1
第163条	○	「横浜商科大学学則」第5条（学年）及び第6条（学期）に定めている。	3-2
第163条の2	○	学修可視化システム「アセスメンター」にて学修証明書の交付をす	3-1

横浜商科大学

		ることができる。	
第 164 条	—	履修証明プログラムを実施していないため該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー), 「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー) 及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー) の 3 つのポリシーを策定し、大学案内、入試要項、Web サイト等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程」に基づき自己点検・評価を行うとともに、政令で定める期間ごとに大学機関別認証評価を受審している。	6-2
第 172 条の 2	○	「学校法人横浜商科大学情報公開に関する規則」に基づき 本学 Web サイト等を通じて公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「横浜商科大学学則」第 37 条 (卒業認定・学位授与) に定めている。	3-1
第 178 条	○	「横浜商科大学学則」第 4 条 (修業年限、在学年限)、第 23 条 (編入学資格) 及び「横浜商科大学編入学試験に関する規程」に定めている。	2-1
第 186 条	○	「横浜商科大学学則」第 4 条 (修業年限、在学年限)、第 23 条 (編入学資格) 及び「横浜商科大学編入学試験に関する規程」に定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準及び関係法令を遵守し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	「横浜商科大学学則」第 1 条 (本学の目的等) に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「横浜商科大学学則」第 21 条 (志願者の選考) 及び「横浜商科大学入学試験管理・運営規則」を定め、入試管理委員会を設置し適切な体制で選抜を行っている。	2-1
第 3 条	○	「横浜商科大学学則」第 3 条 (入学定員・収容定員) に学部・学科の入学定員及び収容定員を定め、大学設置基準に定める教員組織、教員数を満たしている。	1-2
第 4 条	○	「横浜商科大学学則」第 1 条 (本学の目的等) に学部配置されている学科の教育目標を定めている。	1-2
第 5 条	○	教職課程について「横浜商科大学学則」第 9 条 (教育課程の編成) 及び第 16 条 (教職課程) に定めている。	1-2
第 6 条	○	「学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則」第 22 条 (地域産業研究所) 及び「横浜商科大学地域産業研究所規程」に定めている。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育研究上の目的を達成するため、「横浜商科大学学則」第 45 条 (職員の構成)、第 46 条 (職員の職務) 及び「学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則」第 3 条 (法人及び大学の組織の構成) で役割を明確にし、適切に教員を配置し、大学設置基準に定める教員組織、教員数を満たしている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	教育上主要と認める授業科目 (必修科目) については、主に専任の教授、准教授、講師が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	○	該当なし。授業を担当していない教員を設置していない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	専任教員数は、大学設置基準に定める基準を満たしている。	3-2 4-2

横浜商科大学

第 11 条	○	授業内容の充実及び教員の教育技法の改善向上を図るため、FD 研修会を定期的実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学長は、「横浜商科大学学長推薦規程」に基づき、本学の建学の精神を体し、人格が高潔で学識にすぐれ、大学行政に関し深い識見を有する者を候補者として推薦し、理事会の議を経て行っている。	4-1
第 13 条	○	専任教員数及び教授数は大学設置基準が定める必要数を満たしている。	3-2 4-2
第 14 条	○	「横浜商科大学教育職員人事委員会規則」第 4 条（採用の資格等）に基づき採用し、「横浜商科大学教育職員の昇任に関する内規」により総合的に審査している。	3-2 4-2
第 15 条	○	同上	3-2 4-2
第 16 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 17 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 18 条	○	「横浜商科大学学則」第 3 条（入学定員・収容定員）に学部・学科の入学定員及び収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	「横浜商科大学学則」第 9 条（教育課程の編成）及び第 8 条（教育課程）により学部・学科の授業科目を別表に定め、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法について、「横浜商科大学学則」別表第 1～第 3 に明記し、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目（科目体系：総合基礎科目、学部基礎科目、学部専門科目、学部自由選択科目、学部基本科目、学科専門科目、学科自由選択科目）に分け、これを各年次に配当し、編成している。	3-2
第 21 条	○	単位について、「横浜商科大学学則」第 12 条（単位）に明記し、遵守している。	3-1
第 22 条	○	「横浜商科大学学則」第 6 条（学期）に学期を、第 7 条（休業日）を定めている。	3-2
第 23 条	○	「横浜商科大学学則」第 6 条（学期）に学期を定め、春学期を 4 月 1 日から 9 月 20 日まで、秋学期を 9 月 20 日から翌年 3 月 31 日までと定めている。	3-2
第 24 条	○	授業の方法及び施設、設備等を考慮し、教育効果を十分にあげられるような適当な人数としている。	2-5
第 25 条	○	「横浜商科大学履修規程」第 8 条（単位算定基準）により講義、演習、実習、実技若しくは外国語のいずれか、又はこれらの併用により行っている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	「横浜商科大学学則」第 14 条（成績評価基準等の明示等）に学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を明示するものと規定し、成績評価基準等をシラバスで明示している。	3-1
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	「横浜商科大学学則」第 11 条（成績評価）、第 12 条（単位）、第 13 条（成績）に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	「横浜商科大学学則」第 12 条（単位）に定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし	3-1
第 28 条	○	「横浜商科大学学則」第 17 条（他の大学等における授業科目の履修等）に「本学に入学する前に他の大学又は短期大学における学修（科目等履修生として修得したものを含む。）」として定めている。	3-1
第 29 条	○	「横浜商科大学学則」第 17 条（他の大学等における授業科目の履修等）第 1 項第 4 号に「大学設置基準第 29 条第 1 項の規定による、大学が単位を与えることのできる学修（平成 3 年文部省告示第 68 号）に該当する学修」として定めている。	3-1
第 30 条	○	「横浜商科大学学則」第 17 条（他の大学等における授業科目の履修等）に定めている。	3-1

横浜商科大学

第 30 条の 2	○	「横浜商科大学長期履修学生規程」第 2 条（申請資格）に定めている。	3-2
第 31 条	○	「横浜商科大学学則」第 51 条（科目等履修生）及び「横浜商科大学科目等履修生取扱細則」に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	「横浜商科大学学則」第 15 条（卒業の要件）及び「横浜商科大学履修規程」第 9 条（卒業に関わる単位の修得要件）により定めている。	3-1
第 33 条	－	該当なし	3-1
第 34 条	○	大学設置基準の要件を満たす校地、校舎を有し、学生が休息できるよう適当な空地も有している。	2-5
第 35 条	○	大学設置基準に基づき、キャンパスには体育施設（体育館、屋上グラウンド、スポーツジム）を設けている。また、同一敷地外ではあるが同市内に野球場、総合グラウンド及びテニスコートを設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館について、当該第 38 条に掲げる環境を整備している。	2-5
第 39 条	－	該当なし	2-5
第 39 条の 2	－	該当なし	2-5
第 40 条	○	教員数及び学生数に応じた教育研究上必要な教室設置のプロジェクター、AV 機器等を十分備えている。	2-5
第 40 条の 2	－	該当なし	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保し、環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部及び学科の名称は教育研究上の目的にふさわしい名称を採用している。	1-1
第 41 条	－	該当なし	3-2
第 42 条	－	該当なし	1-2
第 42 条の 2	－	該当なし	2-1
第 42 条の 3	－	該当なし	4-2
第 42 条の 4	－	該当なし	3-2
第 42 条の 5	－	該当なし	4-1
第 42 条の 6	－	該当なし	3-2
第 42 条の 7	－	該当なし	2-5
第 42 条の 8	－	該当なし	3-1
第 42 条の 9	－	該当なし	3-1
第 42 条の 10	－	該当なし	2-5
第 43 条	－	該当なし	3-2
第 44 条	－	該当なし	3-1
第 45 条	－	該当なし	3-1
第 46 条	－	該当なし	3-2 4-2
第 47 条	－	該当なし	2-5
第 48 条	－	該当なし	2-5
第 49 条	－	該当なし	2-5
第 49 条の 2	－	該当なし	3-2
第 49 条の 3	－	該当なし	4-2
第 49 条の 4	－	該当なし	4-2
第 58 条	－	該当なし	1-2
第 59 条	－	該当なし	2-5
第 61 条	－	該当なし	2-5

横浜商科大学

			3-2 4-2
--	--	--	------------

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2条	○	「横浜商科大学学則」第37条（卒業認定・学位授与）に定めている。	3-1
第10条	○	「横浜商科大学学則」第37条（卒業認定・学位授与）に定めている。	3-1
第10条の2	—	該当なし	3-1
第13条	○	「横浜商科大学学則」第37条（卒業認定・学位授与）及び「横浜商科大学履修規程」第9条（卒業に関わる単位の修得要件）に定め、学則に変更が生じた際には文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第24条	○	学校法人横浜商科大学ガバナンス・コードにおいて、「自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。」と明記している。	5-1
第26条の2	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第7条（監事の選任）にて「前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。」とし、学校法人横浜商科大学ガバナンス・コードにおいても、「理事は、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受けます。」と明記している。	5-1
第33条の2	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第35条（財産目録等の備付け及び閲覧）にて財産目録等を備えて置き、これを閲覧に供し、第36条（情報の公表）では、Webサイトにて公表している。	5-1
第35条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第5条（役員）を定め、同条第2項に「理事長の選任」を定めている。	5-2 5-3
第35条の2	○	学校法人と役員との関係について、「学校法人横浜商科大学寄附行為」第5条（役員）、第6条（理事の選任）、第7条（監事の選任）及び第8条（役員 の任期）に規定し、遵守している。	5-2 5-3
第36条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第16条（理事会）に定めている。	5-2
第37条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第11条（理事長の職務）、第12条（常務理事の職務）、第14条（理事長職務の代理等）及び第15条（監事の職務）に定めている。	5-2 5-3
第38条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第6条（理事の選任）及び第7条（監事の選任）に定めている。	5-2
第39条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第7条（監事の選任）に定めている。	5-2
第40条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第9条（役員 の補充）に定めている。	5-2
第41条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第19条（評議員会）に定めている。	5-3
第42条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第21条（諮問事項）に定めている。	5-3
第43条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第22条（評議員会の意見具申等）に定めている。	5-3
第44条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第23条（評議員会の選任）に定めている。	5-3
第44条の2	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第46条（責任の免除）に定めている。	5-2 5-3

横浜商科大学

第 44 条の 3	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第 46 条（責任の免除）及び第 47 条（責任限定契約）に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	学校法人横浜商科大学ガバナンス・コードにおいて、「役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。」と明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第 46 条（責任の免除）に定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第 43 条（寄附行為の変更）に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第 32 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第 34 条（決算及び実績の報告）に定めている。	5-3
第 47 条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第 35 条（財産目録等の備付け及び閲覧）に定めている。	5-1
第 48 条	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第 37 条（役員の報酬）及び「学校法人横浜商科大学役員の報酬等支給基準規程」に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	「学校法人横浜商科大学経理規程」第 4 条（会計年度）に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	「学校法人横浜商科大学寄附行為」第 36 条（情報の公表）及び「学校法人横浜商科大学情報公開に関する規則」に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係） 「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2

横浜商科大学

第3条			1-2
第4条			1-2
第5条			1-2
第6条			1-2
第7条			1-2
第7条の2			1-2 3-2 4-2
第7条の3			1-2 3-2 4-2
第8条			2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条			3-2 4-2
第9条の3			3-2 3-3 4-2 4-3
第10条			2-1
第11条			3-2
第12条			2-2 3-2
第13条			2-2 3-2
第14条			3-2
第14条の2			3-1
第15条			2-2 2-5 3-1 3-2
第16条			3-1
第17条			3-1
第19条			2-5
第20条			2-5
第21条			2-5
第22条			2-5
第22条の2			2-5
第22条の3			2-5 4-4
第22条の4			1-1
第23条			1-1 1-2
第24条			2-5
第25条			3-2
第26条			3-2
第27条			3-2 4-2
第28条			2-2 3-1

横浜商科大学

			3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3

横浜商科大学

第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2

横浜商科大学

第13条			6-2 6-3
------	--	--	------------

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	101_第 1 章 寄附行為及び法人役員関係_学校法人横浜商科大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	横浜商科大学大学案内 2024	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	201_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	横浜商科大学入学試験要項 2024	
【資料 F-5】	学生便覧	
	横浜商科大学学生便覧 2024	

横浜商科大学

【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人横浜商科大学 2024 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人横浜商科大学 2023 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	キャンパスガイド（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/university/campusguide/)	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	横浜商科大学教職員向け文書管理サイト（SODA）（02：規程集） (https://sites.google.com/shodai.ac.jp/soda/soda)	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/basic_info/executive/) 理事会、評議員会の前年度開催状況 基準 5. 経営・管理と財務（5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性）に掲載	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	財務について（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/basic_info/finance/)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	横浜商科大学シラバス (https://asm-ediea.com/shodai/open/ja/syllabuses)	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	建学の精神・横浜商科大学のポリシー（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/university/admission/)	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	その他（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/basic_info/basic_info_other/)	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	公益財団法人日本高等教育評価機構（JIHEE）による認証評価および自己点検・評価報告書について（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/basic_info/report/)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	201_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	建学の精神・横浜商科大学のポリシー（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/university/admission/)	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-3】	横浜商科大学大学案内 2024	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-4】	横浜商科大学大学案内 2025	
【資料 1-1-5】	横浜商科大学学生便覧 2024	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-6】	横浜商科大学中長期計画（後期）	
【資料 1-1-7】	商大の学び方（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/education/charm/)	
【資料 1-1-8】	横浜商科大学中長期計画（前期）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		

横浜商科大学

【資料 1-2-1】	301_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則	
【資料 1-2-2】	303_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程	
【資料 1-2-3】	202_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学教授会運営規程	
【資料 1-2-4】	横浜商科大学 Web サイト (https://www.shodai.ac.jp/)	
【資料 1-2-5】	全学集会用資料 (20230516) 商学科収容定員増の申請について	
【資料 1-2-6】	全学集会用資料 (20230531) 25 カリキュラム構築にあたって	
【資料 1-2-7】	全学集会用資料 (20230621) コンプライアンス講習会	
【資料 1-2-8】	横浜商科大学中長期計画 (後期)	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-9】	横浜商科大学学生便覧 2024	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-10】	令和 5 年度学位記授与式式次第・式辞原稿	
【資料 1-2-11】	令和 6 年度入学式式次第	
【資料 1-2-12】	304_第 3 章 組織等_横浜商科大学内部質保証規程	
【資料 1-2-13】	201_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-14】	327_第 3 章 組織等_横浜商科大学カリキュラム改訂委員会規程	
【資料 1-2-15】	204_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学データサイエンス教育センター運営要領	
【資料 1-2-16】	526_第 5 章 研究・研修_横浜商科大学学術研究会規程	
【資料 1-2-17】	横浜商科大学 教学マネジメントに関する基本方針及び実施体制	
【資料 1-2-18】	327_第 3 章 組織等_横浜商科大学学長室会議要領	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	201_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-2】	建学の精神・横浜商科大学のポリシー (本学 Web サイト) (https://www.shodai.ac.jp/university/admission/)	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-3】	横浜商科大学大学案内 2024	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-4】	横浜商科大学入学試験要項 2024	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	オープンキャンパスガイダンス資料	
【資料 2-1-6】	面接評価用ルーブリック	
【資料 2-1-7】	IR 情報 (本学 Web サイト) (https://www.shodai.ac.jp/university/ir_info/)	
【資料 2-1-8】	学生数・教職員数 学生数 (本学 Web サイト) (https://www.shodai.ac.jp/university/number/)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	履修エラーチェックリスト_2021 春	
【資料 2-2-2】	履修エラーチェックリスト_2021 秋	
【資料 2-2-3】	履修エラーチェックリスト_2022 春	
【資料 2-2-4】	履修エラーチェックリスト_2022 秋	
【資料 2-2-5】	履修エラーチェックリスト_2023 春	
【資料 2-2-6】	履修エラーチェックリスト_2023 秋	
【資料 2-2-7】	履修エラーチェックリスト_2024 春	
【資料 2-2-8】	アカデミックアドバイザー制度の目的と役割について	
【資料 2-2-9】	Google Form を利用したアンケート調査の結果	

横浜商科大学

【資料 2-2-10】	学生悉皆調査の報告	
【資料 2-2-11】	商大修学関連まとめサイト (https://sites.google.com/shodai.ac.jp/matome/)	
【資料 2-2-12】	2022 年度入学前教育実施資料及び報告書	
【資料 2-2-13】	2023 年度入学前教育実施資料及び報告書	
【資料 2-2-14】	2024 年度入学前教育実施資料及び報告書	
【資料 2-2-15】	SA (Student Assistant) 制度 (本学 Web サイト) (https://www.shodai.ac.jp/education/department/sa_system/)	
【資料 2-2-16】	211_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学生スタッフに関する学長裁定	
【資料 2-2-17】	SA 研修資料	
【資料 2-2-18】	SA メンター報告会	
【資料 2-2-19】	教員時間割表 (商大 Web 情報システム) (https://unipa.shodai.ac.jp/up/faces/up/po/Poa00601A.jsp)	
【資料 2-2-20】	障害学生支援室 2023 年度支援実績	
【資料 2-2-21】	修学相談会について	
【資料 2-2-22】	修学相談会 (成績不振者) について	
【資料 2-2-23】	中退・休学状況	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	横浜商科大学中長期計画 (後期)	【資料 1-1-6】 と同じ
【資料 2-3-2】	授業設計の関係資料	
【資料 2-3-3】	キャリアデザイン 1 シラバス	
【資料 2-3-4】	キャリアデザイン 2 シラバス	
【資料 2-3-5】	キャリアデザイン 3 シラバス	
【資料 2-3-6】	キャリアデザイン 4 シラバス	
【資料 2-3-7】	学内合同企業研究会資料	
【資料 2-3-8】	面接おさらい講座資料	
【資料 2-3-9】	CAVT 尺度による測定結果	
【資料 2-3-10】	「短期の企業内就業経験」関係資料	
【資料 2-3-11】	各種就職対策講座関係資料	
【資料 2-3-12】	各種資格取得支援講座関係資料	
【資料 2-3-13】	資格取得に関わるアンケート	
【資料 2-3-14】	横浜商科大学大学案内 2024	【資料 F-2】と 同じ
【資料 2-3-15】	横浜商科大学大学案内 2025	【資料 1-1-4】 と同じ
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	令和 6 年度 (2024 年度) オリエンテーション日程	
【資料 2-4-2】	令和 5 年度 (2023 年度) 春・秋学期全学年悉皆調査報告書	
【資料 2-4-3】	令和 5 年度 (2023 年度) 春学期 学籍異動面談の実施について	
【資料 2-4-4】	横浜商科大学学生便覧 2024 (P74-77)	【資料 F-5】と 同じ
【資料 2-4-5】	留学生バディ制度	
【資料 2-4-6】	学費・奨学金 (本学 Web サイト) (https://www.shodai.ac.jp/scholarship/)	
【資料 2-4-7】	901_第 9 章 学費等_横浜商科大学学費等納付規程	
【資料 2-4-8】	902_第 9 章 学費等_横浜商科大学入学者に係る学費免除及び給付に関する規程	
【資料 2-4-9】	825_第 8 章 学務_横浜商科大学特待生規程	
【資料 2-4-10】	908_第 9 章 学務_横浜商科大学スポーツ特待生取扱要領	

横浜商科大学

【資料 2-4-11】	833_第 8 章 学務_横浜商科大学による学友会体育部委員会への支援に関する要領	
【資料 2-4-12】	906_第 9 章 学費等_横浜商科大学資格取得奨励奨学金給付に関する規程	
【資料 2-4-13】	903_第 9 章 学費等_横浜商科大学私費留学生の学費減免規程	
【資料 2-4-14】	904_第 9 章 学費等_横浜商科大学私費留学生の学費減免規程細則	
【資料 2-4-15】	横浜商科大学学友会規約	
【資料 2-4-16】	令和 5 年度（2023 年度）学友会総務委員会議事録	
【資料 2-4-17】	令和 5 年度（2023 年度）学友会主催新入生歓迎会・部活動勧誘会報告書	
【資料 2-4-18】	令和 5 年度（2023 年度）第 4 回ゆるふわサロン報告書	
【資料 2-4-19】	令和 5 年度（2023 年度）学友会主催ゲーム大会報告書	
【資料 2-4-20】	令和 5 年度（2023 年度）学友会主催アイス自動販売機設置企画書	
【資料 2-4-21】	令和 5 年度（2023 年度）学友会主催保健講演会報告書	
【資料 2-4-22】	令和 5 年度（2023 年度）文化部委員会主催 餅つき大会開催報告書	
【資料 2-4-23】	令和 5 年度（2023 年度）学友会主催キッチンカーフェア報告書	
【資料 2-4-24】	令和 5 年度（2023 年度）第 56 回飯山祭開催報告書	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	309_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学管理部アドバイザーボード設置運営要領（廃止：20180903）	
【資料 2-5-2】	横浜商科大学講義室等概要	
【資料 2-5-3】	323_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学情報システム運営部会要項	
【資料 2-5-4】	キャンパスガイド（J. 3 号館（開学 50 周年記念館））（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/university/campusguide/map_j/)	
【資料 2-5-5】	新研究棟資料	
【資料 2-5-6】	耐震診断に関わる補助金実績報告書	
【資料 2-5-7】	ICT アドバイザリーボード 議事録	
【資料 2-5-8】	私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金確定通知書	
【資料 2-5-9】	ニュース&トピックス「開学 50 周年記念館『新 3 号館』竣工！」（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/news/detail/431)	
【資料 2-5-10】	図書館調査票 2023	
【資料 2-5-11】	2022 年度の秋学期図書館体制案について	
【資料 2-5-12】	20220801 図書館アンケート集計結果	
【資料 2-5-13】	図書館開館について（2023 年春学期分）	
【資料 2-5-14】	図書館開館について（2023 年夏季休暇・秋期分）	
【資料 2-5-15】	学外からの各種申込みフォーム一覧	
【資料 2-5-16】	202312 図書アンケート集計結果	
【資料 2-5-17】	図書館開館について（2024 年春学期分）	
【資料 2-5-18】	学外者向け図書館サービスについて	
【資料 2-5-19】	バリアフリー対策一覧	
【資料 2-5-20】	商大の学び方（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/education/charm/)	【資料 1-1-7】 と同じ
【資料 2-5-21】	履修定員について	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	IR 情報（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/university/ir_info/)	【資料 2-1-7】 と同じ
【資料 2-6-2】	スチューデントプロフィール（商大 Web 情報システム） (https://unipa.shodai.ac.jp/up/faces/up/po/Poa00601A.jsp)	

横浜商科大学

【資料 2-6-3】	令和 5 年度（2023 年度）春・秋学期全学年悉皆調査報告書	【資料 2-4-2】 と同じ
【資料 2-6-4】	令和 6 年度（2024 年度）全学悉皆調査アンケート内容（画面）	
【資料 2-6-5】	学生悉皆調査アンケートフロー	
【資料 2-6-6】	令和 5 年度（2023 年度）学生食堂会議議事録	
【資料 2-6-7】	309_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学学生教育懇談会議要項	
【資料 2-6-8】	令和 5 年度（2023 年度）学生教育懇談会議議事録	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	横浜商科大学学生便覧 2024	【資料 F-5】 と 同じ
【資料 3-1-2】	建学の精神・横浜商科大学のポリシー（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/university/admission/)	【資料 F-13】 と 同じ
【資料 3-1-3】	シラバス検索（商大 Web 情報システム） (https://unipa.shodai.ac.jp/up/faces/up/co/Com02401A.jsp)	
【資料 3-1-4】	201_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則	【資料 F-3】 と 同じ
【資料 3-1-5】	809_第 8 章 学務_横浜商科大学履修規程	
【資料 3-1-6】	修得単位数の見方	
【資料 3-1-7】	ワークシート	
【資料 3-1-8】	履修オリエンテーション資料（1 年次用）	
【資料 3-1-9】	2023 秋学期の履修相談会案内（在学生）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	横浜商科大学学生便覧 2024	【資料 F-5】 と 同じ
【資料 3-2-2】	建学の精神・横浜商科大学のポリシー（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/university/admission/)	【資料 F-13】 と 同じ
【資料 3-2-3】	シラバス作成の手引き（2024 年度）	
【資料 3-2-4】	シラバス作成チェックリスト	
【資料 3-2-5】	商大の学び方（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/education/charm/)	【資料 1-1-7】 と同じ
【資料 3-2-6】	横浜商科大学大学案内 2025	【資料 1-1-4】 と同じ
【資料 3-2-7】	218_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学 SD・FD に関する要領	
【資料 3-2-8】	教員紹介ページ（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/teacher/index/)	
【資料 3-2-9】	令和 4 年度教職課程自己点検評価報告書	
【資料 3-2-10】	327_第 3 章 組織等_横浜商科大学カリキュラム改訂委員会規程	【資料 1-2-14】 と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2023 年度秋学期授業評価アンケート報告書	
【資料 3-3-2】	2023 年度入学時アンケート報告書	
【資料 3-3-3】	2023 年度卒業時アンケート報告書	
【資料 3-3-4】	横浜商科大学企業調査結果報告書（2021 年度）	
【資料 3-3-5】	305_第 3 章 組織等_横浜商科大学 IR 活動の推進に関する要領	
【資料 3-3-6】	横浜商科大学大学案内 2024	【資料 F-2】 と 同じ
【資料 3-3-7】	横浜商科大学大学案内 2025	【資料 1-1-4】 と同じ
【資料 3-3-8】	2023 年度秋学期授業評価アンケートフィードバック（商大修学関連）	

横浜商科大学

	まとめサイト) (https://sites.google.com/shodai.ac.jp/matome/)	
【資料 3-3-9】	309_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学学生教育懇談会議要項	【資料 2-6-7】 と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	201_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則	【資料 F-3】 と 同じ
【資料 4-1-2】	301_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則	【資料 1-2-1】 と同じ
【資料 4-1-3】	202_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学教授会運営規程	【資料 1-2-3】 と同じ
【資料 4-1-4】	217_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則第 4 8 条第 2 項 第 3 号の教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める学長裁定	
【資料 4-1-5】	604_第 6 章 総務_学校法人横浜商科大学事務分掌細則	
【資料 4-1-6】	406_第 4 章 職員_学校法人横浜商科大学事務職員任用規程	
【資料 4-1-7】	439_第 4 章 職員_学校法人横浜商科大学人事評価に関する要項	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	403_第 4 章 職員_横浜商科大学教育職員人事委員会規則	
【資料 4-2-2】	408_第 4 章 職員_横浜商科大学教育職員の昇任に関する内規	
【資料 4-2-3】	218_第 2 章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学 SD・FD に関する要領	【資料 3-2-7】 と同じ
【資料 4-2-4】	FD 関係資料	
【資料 4-2-5】	Zoom、Google Classroom 講習会 (2023 年度)	
【資料 4-2-6】	2023 年度障害学生支援研修会	
【資料 4-2-7】	2023 年 6 月コンプライアンス研修会	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	516_第 5 章 研究・研修_横浜商科大学事務職員研修に関する規則	
【資料 4-3-2】	517_第 5 章 研究・研修_学校法人横浜商科大学事務職員研修規程	
【資料 4-3-3】	608_第 6 章 総務_学校法人横浜商科大学防災規程	
【資料 4-3-4】	609_第 6 章 総務_学校法人横浜商科大学防災委員会規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	横浜商科大学機関リポジトリ (https://ycc.repo.nii.ac.jp/)	
【資料 4-4-2】	ニュース&トピックス「[学生記者が直撃!] 完成した研究棟の魅力を紹介」(本学 Web サイト) (https://www.shodai.ac.jp/news-topics/396/)	
【資料 4-4-3】	503_第 5 章 研究・研修_横浜商科大学における研究者の倫理綱領	
【資料 4-4-4】	512_第 5 章 研究・研修_横浜商科大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程	
【資料 4-4-5】	2023 コンプライアンス研修会実施報告書	
【資料 4-4-6】	2023 年度意識調査アンケート集計結果報告	
【資料 4-4-7】	2023 年度 E ラーニング受講者リスト	
【資料 4-4-8】	啓発活動_チラシ_2023ver	
【資料 4-4-9】	501_第 5 章 研究・研修_横浜商科大学商大研究費規程	
【資料 4-4-10】	科研費取得のコツ	
【資料 4-4-11】	共同研究契約書	
【資料 4-4-12】	補助事業	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
------	--	--

横浜商科大学

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	101_第 1 章 寄附行為及び法人役員関係_学校法人横浜商科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	401_第 4 章 職員_学校法人横浜商科大学就業規則	
【資料 5-1-3】	313_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学公益通報等に関する規則	
【資料 5-1-4】	314_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学個人情報保護規程	
【資料 5-1-5】	402_第 4 章 職員_学校法人横浜商科大学キャンパス・ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-6】	105_第 1 章 寄附行為及び法人役員関係_学校法人横浜商科大学監事監査規則	
【資料 5-1-7】	学校法人横浜商科大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-8】	横浜商科大学中長期計画（前期）	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 5-1-9】	横浜商科大学中長期計画（前期）総括	
【資料 5-1-10】	横浜商科大学中長期計画（2022 年度改定版）	
【資料 5-1-11】	横浜商科大学中長期計画（後期）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 5-1-12】	学校法人横浜商科大学 2024 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-13】	学校法人横浜商科大学 2023 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-14】	消費電力の抑制資料	
【資料 5-1-15】	ゴミ減量への取り組み	
【資料 5-1-16】	学生食堂における利用予測	
【資料 5-1-17】	ハラスメント相談窓口（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/campuslife/harassment_consultation/)	
【資料 5-1-18】	324_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学危機管理に関する規程	
【資料 5-1-19】	横浜商科大学危機管理基本マニュアル	
【資料 5-1-20】	608_第 6 章 総務_学校法人横浜商科大学防災規程	【資料 4-3-3】と同じ
【資料 5-1-21】	611_第 6 章 総務_学校法人横浜商科大学衛生委員会規程	
【資料 5-1-22】	ニュース&トピックス「本学は横浜健康経営認証制度 クラス AA に認定されました。」（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/news-topics/238/)	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	101_第 1 章 寄附行為及び法人役員関係_学校法人横浜商科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	102_第 1 章 寄附行為及び法人役員関係_学校法人横浜商科大学常任理事会規則	
【資料 5-2-3】	理事の職務分掌制定	
【資料 5-2-4】	組織図（大学全体）	
【資料 5-2-5】	理事会意思表示書	
【資料 5-2-6】	学校法人横浜商科大学ガバナンス・コード	【資料 5-1-7】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	101_第 1 章 寄附行為及び法人役員関係_学校法人横浜商科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	102_第 1 章 寄附行為及び法人役員関係_学校法人横浜商科大学常任理事会規則	【資料 5-2-2】と同じ
【資料 5-3-3】	301_第 3 章 組織等_学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則	【資料 1-2-1】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		

横浜商科大学

【資料 5-4-1】	予算編成方針	
【資料 5-4-2】	横浜商科大学中長期計画（前期）	【資料 1-1-8】 と同じ
【資料 5-4-3】	横浜商科大学中長期計画（後期）	【資料 1-1-6】 と同じ
【資料 5-4-4】	704_第7章 経理_学校法人横浜商科大学資産運用規則	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	701_第7章 経理_学校法人横浜商科大学経理規程	
【資料 5-5-2】	702_第7章 経理_学校法人横浜商科大学経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	703_第7章 経理_学校法人横浜商科大学研究資金経理事務取扱細則	
【資料 5-5-4】	705_第7章 経理_学校法人横浜商科大学予算管理規程	
【資料 5-5-5】	704_第7章 経理_学校法人横浜商科大学資産運用規則	【資料 5-4-4】 と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	201_第2章 学則及び学長裁定等_横浜商科大学学則	【資料 F-3】と 同じ
【資料 6-1-2】	303_第3章 組織等_学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程	【資料 1-2-2】 と同じ
【資料 6-1-3】	304_第3章 組織等_横浜商科大学内部質保証規程	【資料 1-2-12】 と同じ
【資料 6-1-4】	309_第3章 組織等_学校法人横浜商科大学学生教育懇談会議要項	【資料 2-6-7】 と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	303_第3章 組織等_学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程	【資料 1-2-2】 と同じ
【資料 6-2-2】	令和3年度自己点検評価書 (https://www.shodai.ac.jp/basic_info/report/)	
【資料 6-2-3】	横浜商科大学中長期計画（後期）	【資料 1-1-6】 と同じ
【資料 6-2-4】	学校法人横浜商科大学 2024 年度事業計画書	【資料 F-6】と 同じ
【資料 6-2-5】	学校法人横浜商科大学 2023 年度事業報告書	【資料 F-7】と 同じ
【資料 6-2-6】	305_第3章 組織等_横浜商科大学 IR 活動の推進に関する要領	【資料 3-3-5】 と同じ
【資料 6-2-7】	2023 年度入学時アンケート報告書	【資料 3-3-2】 と同じ
【資料 6-2-8】	2023 年度卒業時アンケート報告書	【資料 3-3-3】 と同じ
【資料 6-2-9】	学生調査報告書（2023（令和5）年度調査）	
【資料 6-2-10】	2023 年度秋学期授業評価アンケート報告書	【資料 3-3-1】 と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	データ可視化運営部会（学修成果の可視化に関する打合せ）議事録	
【資料 6-3-2】	304_第3章 組織等_横浜商科大学内部質保証規程	【資料 1-2-12】 と同じ
【資料 6-3-3】	303_第3章 組織等_学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程	【資料 1-2-2】 と同じ

基準 A. 地域貢献への参加を通じ教育に役立つ活動

基準項目

横浜商科大学

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域貢献への参加を通じ教育に役立つ活動		
【資料 A-1-1】	建学の精神・横浜商科大学のポリシー（本学 Web サイト） (https://www.shodai.ac.jp/university/admission/)	【資料 F-13】と同じ
【資料 A-1-2】	2022 年度_地産研事業報告書	
【資料 A-1-3】	横浜商科大学中長期計画（前期）	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 A-1-4】	横浜市鶴見区と横浜商科大学との包括連携協定書	
【資料 A-1-5】	スポーツ関連産業人材育成における連携に関する協定書（横浜フリースポーツクラブ）	
【資料 A-1-6】	協定等_産学連携協力に関する協定書（湘南信用金庫）	
【資料 A-1-7】	2023 野毛まちなかキャンパス報告書	
【資料 A-1-8】	2023 中華街まちなかキャンパス報告書	
【資料 A-1-9】	NPO インターンシップとは (http://intern.yokohama/about.html)	
【資料 A-1-10】	横浜市内大学図書館コンソーシアム (https://library.shodai.ac.jp/consortium.html)	
A-2. 地域の発展に資する地域貢献活動		
【資料 A-2-1】	横浜つるみの街さんぽ (X)	
【資料 A-2-2】	横浜つるみの街さんぽ (Instagram)	
【資料 A-2-3】	横浜つるみの街さんぽ (Facebook)	
【資料 A-2-4】	つるナビ報告書	
【資料 A-2-5】	2023 鶴見コンシェルジュ報告書	
【資料 A-2-6】	つるみ未来塾公募メール	
【資料 A-2-7】	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書（飯山幼稚園）	
【資料 A-2-8】	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書	
【資料 A-2-9】	学外者向け貸し出しサービス再開	
【資料 A-2-10】	横浜商科大学中長期計画（後期）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 A-2-11】	大口商店街活性化と地域振興における連携に関する協定書	
【資料 A-2-12】	大口通商店街との商学連携事業の歩み（2005～2023）	
【資料 A-2-13】	HAMABLUEPROJECT（伊藤ゼミナールと横浜 FC と学内カフェのコラボメニューを開発）	
【資料 A-2-14】	キックターゲット（横浜 FC）	
【資料 A-2-15】	MICE 事業報告書（観光庁提出）	
【資料 A-2-16】	MICE 事業報告書（2022 年度分）	
【資料 A-2-17】	公開講座開催報告（2017 年 6 月 10 日）	
【資料 A-2-18】	公開講座開催報告（2017 年 6 月 17 日）	
【資料 A-2-19】	公開講座開催報告（2017 年 6 月 24 日）	
【資料 A-2-20】	公開講座開催報告（2017 年 7 月 1 日）	
【資料 A-2-21】	公開講座開催報告（2017 年 7 月 8 日）	
【資料 A-2-22】	公開講座開催報告（2017 年 7 月 15 日）	
【資料 A-2-23】	公開講座開催報告（2018 年 6 月 9 日）	
【資料 A-2-24】	公開講座開催報告（2018 年 6 月 16 日）	
【資料 A-2-25】	公開講座開催報告（2018 年 6 月 23 日）	
【資料 A-2-26】	公開講座開催報告（2018 年 6 月 30 日）	
【資料 A-2-27】	公開講座開催報告（2018 年 7 月 7 日）	
【資料 A-2-28】	公開講座開催報告（2018 年 7 月 14 日）	
【資料 A-2-29】	公開講座開催報告（2019 年 6 月 8 日）	
【資料 A-2-30】	公開講座開催報告（2019 年 6 月 15 日）	

横浜商科大学

【資料 A-2-31】	公開講座開催報告 (2019年6月22日)	
【資料 A-2-32】	公開講座開催報告 (2019年7月6日)	
【資料 A-2-33】	公開講座開催報告 (2019年7月13日)	
【資料 A-2-34】	公開講座開催報告 (2021年6月5日)	
【資料 A-2-35】	公開講座開催報告 (2021年6月12日)	
【資料 A-2-36】	公開講座開催報告 (2021年6月19日)	
【資料 A-2-37】	公開講座開催報告 (2021年6月26日)	
【資料 A-2-38】	2023年度学術・地域連携課主催講演会報告書	
【資料 A-2-39】	6月15日(木) 飯山幼稚園の避難訓練実施	
【資料 A-2-40】	生麦中学校罹災者支援ネットワーク会議資料	
【資料 A-2-41】	2023_中華街まちなかキャンパス一式	
【資料 A-2-42】	2023_鶴見コンシェルジュ養成講座一式	
【資料 A-2-43】	2023_野毛まちなかキャンパス一式	
【資料 A-2-44】	2023_地域情報発信一式	
【資料 A-2-45】	2023_子育て支援プロジェクト一式	
【資料 A-2-46】	2023年度寺尾小見学対応報告書	
【資料 A-2-47】	2023年度産学チャレンジプログラム成果	
【資料 A-2-48】	野毛商店街との商学連携事業の歩み	
【資料 A-2-49】	学術情報センター組織図 20170401	
【資料 A-2-50】	301_第3章 組織等_学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則	【資料 1-2-1】 と同じ
【資料 A-2-51】	商大合同説明会	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。